

令和7年第1回臨時会

(4月21日)

令和7年6月定例会

自 6月 2日

至 6月20日

付 予算特別委員会

南陽市議会会議録

(第 420 号)

(第 421 号)

南陽市議会事務局

令和 7 年第 1 回臨時会 目次

令和 7 年 4 月 2 1 日（月曜日）

議事日程第 1 号	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	3
開 会	4
開 議	4
議会報告 議会運営委員長報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議第 4 0 号 財産の譲渡について	5
提案理由説明 市 長	5
質 疑	5
討 論	6
採 決	6
議第 3 6 号から議第 3 9 号まで計 4 件	6
提案理由説明 市 長	6
総括質疑	6
議案付託表	7
（総務常任委員長報告）	
議第 3 6 号から議第 3 9 号まで計 4 件	8
質 疑	9
討 論	10
採 決	10
市長挨拶	10
閉 会	10

令和 7 年 6 月定例会 目次

令和 7 年 6 月 2 日（月曜日）

議事日程第 1 号	21
本日の会議に付した事件	22
出欠席議員氏名	23
説明のため出席した者の職氏名	24
事務局職員出席者	24
会期日程表	25
開 会	26
開 議	26
議会報告 議会運営委員長報告	26
会議録署名議員の指名	27
会期の決定	27
諸般の報告	27
表彰状の伝達	27
報第 1 号から報第 5 号まで計 5 件	28
提案理由説明 市 長	28
総括質疑	29
同意第 3 号 南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任について	30
提案理由説明 市 長	30
質 疑	30
討 論	30
採 決	30
同意第 4 号 南陽市池黒財産区管理委員の選任について	30
提案理由説明 市 長	30
質 疑	31
討 論	31
採 決	31
議第 4 2 号 財産の取得について	31
提案理由説明 市 長	31
質 疑	31
討 論	32
採 決	32
議第 4 3 号から議第 4 7 号まで計 5 件	32
提案理由説明 市 長	32
総括質疑	33

議第41号 令和7年度南陽市一般会計補正予算（第1号）	33
提案理由説明 市 長	33
予算特別委員会の設置について	33
議案付託表	35
請願の付託	36
請願付託表	37
散 会	39

令和7年6月5日（木曜日）

議事日程第2号	41
本日の会議に付した事件	41
出欠席議員氏名	42
説明のため出席した者の職氏名	43
事務局職員出席者	43
一般質問表	44
開 議	63
一般質問	63
濱田藤兵衛議員	63
1. 訪問介護について	63
中村孝津議員	70
1. スマートインターチェンジ整備と中川地区新産業団地計画について	70
2. 災害時の水源確保について	71
山口裕昭議員	78
1. 旧ハイジアパーク南陽の今後について	78
2. 国民保護協議会について	79
佐藤信行議員	88
1. 本市におけるふるさと納税の現状と今後の課題並びに 未来にむけた施策について	88
散 会	97

令和7年6月6日（金曜日）

議事日程第3号	99
本日の会議に付した事件	99
出欠席議員氏名	100
説明のため出席した者の職氏名	101
事務局職員出席者	101
開 議	102
一般質問	102

高橋一郎議員	102
1. 中川地区大手企業の新工場の上山進出について	102
2. 本市の産業振興について	103
3. 本市の企業等誘致について	103
4. 交通に便利等の立地条件について	103
小松武美議員	111
1. 南陽高校に対しての本市の支援について	112
2. 既存の公民館とコミュニティセンターの違いについて	113
高岡遼多議員	119
1. 新型コロナワクチン接種後の副作用や後遺症について	120
2. 置賜地方広域による産業・工業団地造成と定住人口の確保について	120
散 会	139

令和7年6月20日（金曜日）

議事日程第4号	141
本日の会議に付した事件	142
出欠席議員氏名	143
説明のため出席した者の職氏名	144
事務局職員出席者	144
開 議	145
議会報告 議会運営委員長報告	145
（総務常任委員長報告）	
議第44号から請願第2号まで計3件	145
質 疑	146
討 論	147
採 決	147
（文教厚生常任委員長報告）	
議第43号 南陽市介護保険給付基金条例等の一部を改正する条例の設定について	147
質 疑	147
討 論	148
採 決	148
（産業建設常任委員長報告）	
議第46号から議第47号まで計2件	148
質 疑	148
討 論	148
採 決	148
（予算特別委員長報告）	
議第41号 令和7年度南陽市一般会計補正予算（第1号）	149

質 疑		149
討 論		149
採 決		149
委員会報告書		150
議案審査結果表		151
請願審査結果表		152
(追加議案)		
議第48号から議第49号まで計2件		153
提案理由説明	 市 長	153
議案付託表		154
(予算特別委員長報告)		
議第48号から議第49号まで計2件		155
質 疑		155
討 論		155
採 決		155
議案審査結果表		156
発議第3号 日米地位協定の見直しを求める意見書の提出について		157
提案理由説明	 須藤清市議員	157
質 疑		157
討 論		157
採 決		157
市長挨拶		158
閉 会		158

令和 7 年 6 月 定例会
予算特別委員会 目次

令和 7 年 6 月 1 7 日（火曜日）

出欠席委員氏名	159
説明のため出席した者の職氏名	160
事務局職員出席者	160
本日の会議に付した事件	161
開 会	161
議第 4 1 号 令和 7 年度南陽市一般会計補正予算（第 1 号）	161
質 疑	161
討 論	167
採 決	167
散 会	167

令和 7 年 6 月 2 0 日（金曜日）

出欠席委員氏名	169
説明のため出席した者の職氏名	170
事務局職員出席者	170
本日の会議に付した事件	171
開 議	171
議第 4 8 号 令和 7 年度南陽市一般会計補正予算（第 2 号）	171
質 疑	171
討 論	171
採 決	171
議第 4 9 号 令和 7 年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	171
質 疑	171
討 論	172
採 決	172
閉 会	172

令和 7 年 第 1 回 臨時 会

南 陽 市 議 会 会 議 録

(第 4 2 0 号)

南 陽 市 議 会 事 務 局

令和 7 年 4 月 2 1 日 （ 月 曜 日 ）

本 会 議

令和 7 年 4 月 2 1 日（月）午前10時00分開会・開議

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議事日程第 1 号

令和 7 年 4 月 2 1 日（月）午前 1 0 時開議

議会報告 議会運営委員長報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議第 40号 財産の譲渡について

日程第 5 議第 36号 南陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

日程第 6 議第 37号 南陽市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第 38号 南陽市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第 39号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（16名）

1 番	高 岡	遼 多	議員	2 番	大	友	太	朗	議員
3 番	茂 出 木	純 也	議員	4 番	佐	藤	和	広	議員
5 番	中 村	孝 律	議員	6 番	外	山	弘	樹	議員
7 番	佐 藤	信 行	議員	8 番	小	松	武	美	議員
9 番	濱 田	藤 兵 衛	議員	10 番	伊	藤	英	司	議員
11 番	須 藤	清 市	議員	12 番	山	口	裕	昭	議員
13 番	島 津	善 衛 門	議員	14 番	高	橋	一	郎	議員
15 番	板 垣	致 江 子	議員	16 番	遠	藤	榮	吉	議員

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白 岩 孝 夫 市 長
 長 沢 俊 博 総 務 課 長
 小 野 勝 司 情 報 シ ス テ ム 幹
 大 沼 清 隆 主 税 務 課 長
 竹 田 啓 子 市 民 課 長
 佐 藤 幸 代 障 が い 支 援 主 幹
 山 口 広 昭 農 林 課 長
 嶋 貫 幹 子 観 光 振 興 主 幹
 遠 藤 晃 司 上 下 水 道 課 長
 堀 裕 一 教 育 長
 安 達 一 心 学 校 教 育 課 長
 角 田 朋 行 史 跡 文 化 主 幹
 青 木 勲 代 表 監 査 委 員
 山 内 美 穂 農 業 委 員 会 長
 事 務 局 長

大 沼 豊 広 副 市 長
 穀 野 純 子 み ら い 戦 略 課 長
 島 貫 正 行 財 政 課 長
 川 合 俊 一 総 合 防 災 課 長
 高 橋 直 昭 福 祉 課 長
 嶋 貫 憲 仁 す こ や か 子 育 て 長
 渡 邊 正 規 課 商 工 観 光 課 長
 加 藤 善 和 建 設 課 長
 高 橋 宏 治 会 計 管 理 者
 鈴 木 博 明 管 理 課 長
 田 中 聡 社 会 教 育 課 長
 吉 田 茂 樹 選 挙 管 理 委 員 会 長
 佐 野 毅 事 務 局 長
 監 査 委 員 事 務 局 長
 (併) D X 普 及 主 幹

事務局職員出席者

太 田 徹 事 務 局 長
 小 阪 郁 子 庶 務 係 長

江 口 美 和 事 務 局 長 補 佐
 楠 賢 史 書 記

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

開 会

○議長（遠藤榮吉議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

開会前に、恒例によりまして、4月1日付で人事異動がありましたので、ここで職員を紹介いたします。

初めに、議会事務局の異動職員を私から紹介いたします。

事務局長の太田徹でございます。

事務局長補佐兼議事係長の江口美和であります。

よろしくお願いいたします。

次に、当局側の御紹介を大沼副市長より、お願いいたします。

○副市長 おはようございます。

4月1日付の職員人事異動の発令をいたしましたので、異動の課長級職員を私から紹介させていただきます。

議員各位より向かって、左側から順に申し上げます。

初めに、1列目でございます。

税務課長、大沼清隆。

続きまして、3列目でございます。

情報システム主幹、小野勝司。

次に、右側に移ります。

2列目でございます。

学校教育課長、安達心。

社会教育課長、田中聡。

監査委員事務局長併せてDX普及主幹、佐野毅。

続きまして、3列目でございます。

選挙管理委員会事務局長、吉田茂樹。

置賜広域病院企業団派遣、公立置賜南陽病院

事務長、鈴木聡。

以上でございます。どうぞ御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で紹介を終わります。

去る4月14日告示になりました令和7年南陽市議会第1回臨時会を開会いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

開 議

○議長 ただいま出席されている議員は、16名全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第1号によって進めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで、本臨時会の運営等について議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 高橋一郎議員。

〔議会運営委員長 高橋一郎議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

私から、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和7年第1回臨時会の運営について、去る4月18日午前10時より議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告いたします。

最初に、会期について申し上げます。

本臨時会に提案されます議案は、条例案その他議案5件であります。

当局より、総務課長及び財政課長の出席を求め、提出議案の説明を受け、協議いたしました結果、本臨時会の会期を本日1日とすることに決しました。

次に、議案の審査について申し上げます。

まず、財産の譲渡についての議案 1 件については、提案理由説明、委員会付託省略、質疑、討論、表決の順で行うこととしました。

次に、条例案 4 件についてであります、一括議題とし、提案理由説明、総括質疑の後、総務常任委員会に付託し、本会議休憩中、委員会を開催し審査、審査終了後、委員長報告、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

以上、本臨時会の運営について、議会運営委員会において協議決定いたしましたので、議員各位の御賛同と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

~~~~~

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により議長が指名いたします。

会議録署名議員は、7 番佐藤信行議員、8 番小松武美議員の両議員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期については、先ほど議会運営委員長報告のとおり、本日 1 日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 1 日と決しました。

~~~~~

#### 日程第 3 諸般の報告

○議長 日程第 3 諸般の報告であります。

本臨時会に説明のため、出席を求めた者の職、氏名、議員派遣の報告は別紙のとおりでございますので、御了承願います。

~~~~~

日程第 4 議第 40 号 財産の譲渡について

○議長 日程第 4 議第 40 号 財産の譲渡についてを議題といたします。

この際、市長に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

ただいま上程されました議第 40 号 財産の譲渡についての提案理由を申し上げます。

本案は、旧荻小学校を民間事業者に譲渡するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、御提案申し上げるものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 40 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第 40 号は委員会付託を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結

いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第40号 財産の譲渡については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第40号は、原案のとおり決しました。

~~~~~

#### 日程第5 議第36号から

#### 日程第8 議第39号まで計4件

○議長 日程第5 議第36号 南陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第8 議第39号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案4件を、議事の都合により一括して議題といたします。

この際、市長に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました、議第36号 南陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第39号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案4件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第36号 南陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、職員の子の看護等休暇につきまして、対象となる子の範囲を拡大するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第37号 南陽市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の所得控除における特定親族特別控除の追加や軽自動車税における二輪車の車両区分の見直しなど所要の改正を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第38号 南陽市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、項のずれによる整理について所要の改正を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第39号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の引上げ及び低所得者に係る軽減措置の拡充について所要の改正を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、条例案4件につきまして、一括して提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいま議題となっております議案4件について、総括して質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案4件は、会議規則第37条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、所管の総務常任委員会に付託いたします。

なお、本議案の審査は、この後の休憩中に総務常任委員会を開催し、審査願います。

# 令和 7 年 第 1 回 臨時 会 議 案 付 託 表

7 . 4 . 2 1

| 付 託<br>委 員 会 | 議 案 番 号   | 件 名                                   | 件 数 |
|--------------|-----------|---------------------------------------|-----|
| 総 務          | 議 第 3 6 号 | 南陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 4   |
|              | 議 第 3 7 号 | 南陽市税条例の一部を改正する条例の制定について               |     |
|              | 議 第 3 8 号 | 南陽市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について           |     |
|              | 議 第 3 9 号 | 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について         |     |

○議長　　ここで暫時休憩いたします。  
再開は予鈴によってお知らせいたします。  
午前 10時14分 休 憩

午前 10時40分 再 開

○議長　　再開いたします。

~~~~~

(総務常任委員長報告)

○議長　　ただいま議題となっております議第36号 南陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第39号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案4件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 須藤清市議員。

〔総務常任委員長 須藤清市議員 登壇〕

○総務常任委員長　　私から総務常任委員会の報告を申し上げます。

本臨時会において、当委員会に付託されました議案4件について、先ほど第2委員会室において、関係課長等の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。

初めに、議第36号 南陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。

本案は、職員の特別休暇である子の看護等休暇について、対象となる子の範囲を拡大するために条例の一部を改正するものであります。

当局より、現行の9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子から中学校就学の始期に達するまでの子に拡大するものであり、これは山形県と同じ取扱いとし、子育てを支援するものとの説明がなされました。

委員からは、中学校就学の始期に達するまでといった文言に改正される理由について質問が

あり、当局より、様々な事情で小学校就学の猶予といった場合も想定されることから、具体的な年齢での規定をしない旨の答弁がなされました。

また、県の改正時期について質問があり、当局より、県では平成25年の4月から適用されている旨の答弁がなされました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第37号 南陽市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

当局より、主な改正内容のうち、個人市民税では、扶養控除での所得要件の引上げがあり、大学生世代である19歳から23歳未満の子どもを扶養する場合に受けられる特定扶養控除についても、扶養される子どもの所得要件を10万円引き上げ、58万円とするとともに、新たな所得控除として特定親族特別控除が追加され、扶養される子どもの所得金額の段階に応じ、45万円から3万円までの幅で控除が受けられること、施行期日は令和8年1月1日で、令和7年中の所得に対する令和8年度の住民税の賦課から適用されるとの説明がありました。

次に、軽自動車税の1点目は、今年11月から実施される排出ガス規制を踏まえて、総排気量が125cc以下での最高出力が4キロワット以下に制御された二輪車が、従来の50cc以下の原動機付自転車と同じ第一種原動機付自転車の区分に追加されたため、これに係る軽自動車種別割税率は従来の50cc以下の原動機付自転車と同じ2,000円となり、併せて種別割減免の際の提出書類の記載事項についても所要の改正を行うこと。

2点目は、いわゆるマイナ免許証の運用開始に伴い、軽自動車税の減免の際に必要なとなる免

許証の提示についても、マイナ免許証を追加するものであること。

施行期日は公布の日から施行し、軽自動車税の賦課期日の関係で今年4月1日に遡り、今年度分から適用するものであるとの説明がありました。

次に、たばこ税では、加熱式たばこが紙巻きたばこよりも税負担水準が低いことから、課税の適正化を図るため、加熱式たばこの課税方式を見直すものであること。

施行期日は令和8年4月1日であるが、令和8年9月まで激変緩和措置が設けられることの説明がなされました。

そのほか、今回、福島復興再生特別措置法による固定資産税及び都市計画税の特例措置が終了したことに伴い、地方税法附則に規定されていた条項が削除されたため、条例で引用していた項、番号のずれを整理するものであるとの説明がありました。

委員からは、新しい規格となる原動機付自転車、また、いわゆるマイナ免許証についてはその内容について十分に浸透しておらず、市民生活に支障をきたさないよう周知広報の必要があるとの意見が出されました。また、たばこ税の値上がり幅について質問があり、当局より、報道の情報では、上げ幅でおよそ50円から100円程度になると見られているとの答弁がありました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第38号 南陽市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

当局より、都市計画税においても、議第37号同様、福島復興再生特別措置法特例措置の終了

に伴う引用項、番号のずれの整理であるとの説明がありました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第39号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

当局より、改正内容の1点目は、課税限度額の引上げであり、高所得者層に負担を配分して、中間所得者層の負担増加の軽減を図るため、基礎課税額を1万円引き上げて66万円とし、後期高齢者支援金等課税額を2万円引き上げて26万円とするもので、介護納付金課税額は据置きとし、改正後の限度額の総額は106万円から109万円になること。

また、軽減の判定基準額の引上げは、昨今の物価上昇の状況を踏まえ、より広範囲の所得層で負担軽減を受けられるよう、5割軽減、それから2割軽減の判定基準額を引き上げるものであり、特に被保険者数による加算の部分を増額して、扶養関係にある世帯員が多いところを重点的に対象とするものであることの説明がありました。

なお、具体的には、5割軽減については判定基準額の被保険者1人当たりの加算額が1万円増加して30万5,000円に、2割軽減については1人当たり1万5,000円増加して56万円になるものであります。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第36号 南陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第39号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案4件については、総務常任委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第36号から議第39号までの議案4件については、総務常任委員長報告のとおり決しました。

最後に、お諮りいたします。

本臨時会において、議決されました議案の中で、整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決しました。

以上をもって、本臨時会に提案されました議案の審査は全て終了いたしました。

~~~~~

## 市 長 挨 拶

○議長 ここで、市長より発言を求められておりますので、これを認めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 令和7年第1回臨時会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本臨時会におきましては、御提案申し上げま

した議案につきまして、慎重に御審議を賜り、全議案とも原案のとおり御可決をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年5月に発生した秋葉山林野火災の惨事を繰り返さないために、南陽市では4月9日から5月17日までを林野・野火火災特別警戒期間として独自に設定し、消防団や消防署の御協力をいただき、火災予防運動を展開しております。林野火災は、一人一人が防火意識を高めることで未然防止を図ることが肝要であることから、市民の皆様には、火災予防について広く知っていただけるよう、様々な機会を利用して呼びかけをしているところでございます。乾燥する季節でございますので、火の取扱いにはくれぐれも御注意くださいますようお願い申し上げます。

春の風物詩であります第69回山形県縦断駅伝競走大会が27日から開催され、最終日の29日にランナーが南陽市を通過いたします。前回大会では、南陽・東置賜チームは惜しくも総合2位となり12連覇を逃しましたが、今回は総合優勝奪還を目指し、冬のうちから遠征を行い、レベルアップを図っていると伺っております。チーム及びランナーの皆さんに向けて、沿道から皆様の応援をお願い申し上げます。

結びになりますが、桜咲く季節を迎え、議員各位におかれましては、各般にわたり、御健勝にて御活躍されますことを心から御祈念申し上げまして、御礼の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

~~~~~

閉 会

○議長 これをもちまして、令和7年南陽市議会第1回臨時会を閉会いたします。

御一同様、御起立願います。

どうも御苦勞さまでした。

午前 10時55分 閉 会

南陽市議会議長
会議録署名議員
同

議 案 等

(令和 7 年第 1 回臨時会)

南陽市職員の勤務時間、休職等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

南陽市職員の勤務時間、休職等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

南陽市職員の勤務時間、休職等に関する条例の一部を改正する条例

南陽市職員の勤務時間、休職等に関する条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 15 号中「9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子」を「中学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

子の看護等休職の対象となる子の範囲を拡大するため。

令和 7 年 4 月 21 日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

南陽市税条例の一部を改正する条例の制定について

南陽市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

南陽市税条例の一部を改正する条例

南陽市税条例（昭和 42 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができ状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記録された書面を」を加え、「揭示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第 8 条中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 19 条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。
第 27 条第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 28 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 28 条の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 28 条の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 28 条の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 82 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が 0・125 リットル以下かつ最高出力が 4・0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 88 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 82 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 89 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又

はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第7条の2第10項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第11項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第12項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第13条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第13条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるものと及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこ併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこの品の目のもの

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の南陽市税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第19条、第27条第1項ただし書、第28条の2第1項第3号及び第28条の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
 - (2) 附則第13条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第5条の規定 令和8年4月1日
 - (3) 第6条及び第8条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（公示送達に関する経過措置）
- 第2条 新条例第6条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第19条及び第27条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第27条第1項の規定

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

提 案 理 由
地方税法等の一部改正のため。

令和7年4月21日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の2第1項第3号及び第28条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。））」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第28条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第27条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第28条の2第1項及び第4項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の南陽市税条例（以下「旧条例」という。）第27条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第28条の2第1項及び第4項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第28条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第13条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、南陽市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第13条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 南陽市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第13条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第13条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

南陽市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

南陽市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

南陽市都市計画税条例の一部を改正する条例

南陽市都市計画税条例（昭和 42 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。
附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。
附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改める。
附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改める。
附則第 15 項中「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」を「第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」に改める。

附 則
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の南陽市都市計画税条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の南陽市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提 案 理 由
地方税法の一部改正のため。

令和 7 年 4 月 21 日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南陽市国民健康保険税条例（昭和 42 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。
第 28 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の南陽市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の南陽市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提 案 理 由
地方税法施行令の改正のため。

令和 7 年 4 月 21 日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

1 土地

財産の譲渡について

市は、次により財産を譲渡する。

- 1 譲渡しようとする財産 旧荻小学校に係る土地、建物等（譲渡対象財産一覧のとおり）
- 2 譲 渡 金 額 21,000円
- 3 譲 渡 の 相 手 方 所 在 地 南陽市荻352番地
商号又は名称 加藤組株式会社
代 表 者 氏 名 代表取締役 加藤 敦之
- 4 譲渡しようとする理由
民間事業者による旧荻小学校の有効活用により、地域の活性化を図るため、譲渡するものである。

提 案 理 由

旧荻小学校を民間事業者に譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものである。

令和7年4月21日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

2 土地に附属する建物

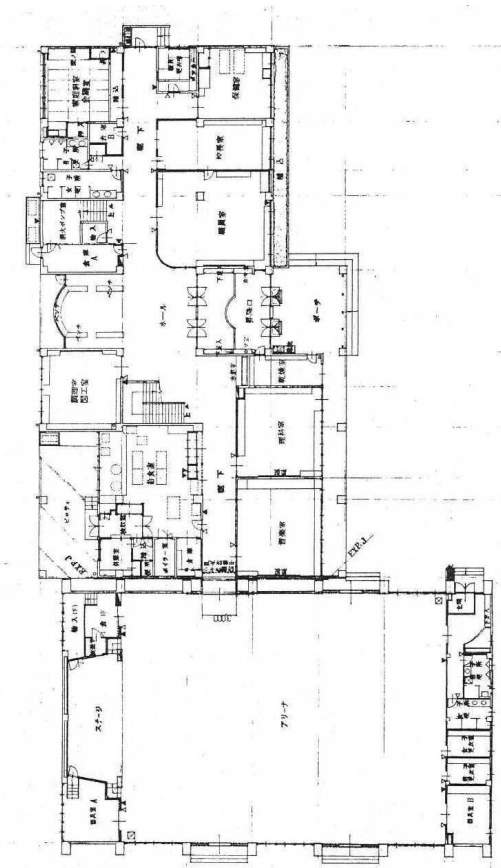
建物の内容（床面積は、文部科学省算定基準による面積表示）				
所在		南陽市荻字沼田1039-1他		
符号	① 種類	② 構造	③ 床面積（㎡）	
1	校舎	鉄筋コンクリート造2階建	1階	936
			2階	921
			合計	1,857
2	体育館	鉄骨造		825
		合計	2,682	

旧荻小学校 敷地境界図

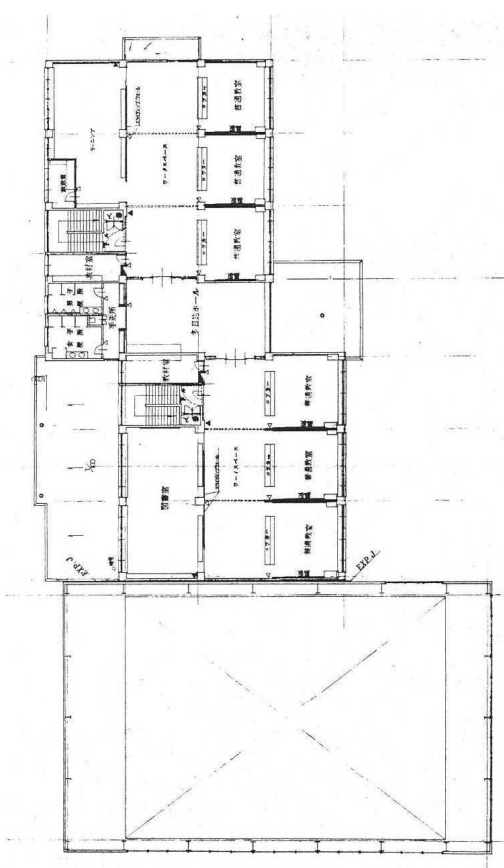


旧荻小学校 平面図

1階



2階



令和 7 年 6 月 定 例 会

南 陽 市 議 会 会 議 録

(第 4 2 1 号)

南 陽 市 議 会 事 務 局

令和 7 年 6 月 2 日（月曜日）

本 会 議

令和 7 年 6 月 2 日（月）午前10時00分開会・開議

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議事日程第 1 号

令和 7 年 6 月 2 日（月）午前 1 0 時開議

議会報告 議会運営委員長報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 表彰状の伝達

日程第 5 報第 1 号 令和 6 年度南陽市一般会計予算繰越明許費の繰越額報告について

日程第 6 報第 2 号 令和 6 年度南陽市一般会計予算事故繰越しの繰越額報告について

日程第 7 報第 3 号 令和 6 年度南陽市水道事業会計予算の繰越額報告について

日程第 8 報第 4 号 令和 6 年度南陽市下水道事業会計予算の繰越額報告について

日程第 9 報第 5 号 南陽市土地開発公社経営状況説明書の提出について

日程第 10 同意第 3 号 南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 11 同意第 4 号 南陽市池黒財産区管理委員の選任について

日程第 12 議第 42 号 財産の取得について

日程第 13 議第 43 号 南陽市介護保険給付基金条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 14 議第 44 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（小滝辺地）

日程第 15 議第 45 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（中川辺地）

日程第 16 議第 46号 南陽市道路線の廃止について

日程第 17 議第 47号 南陽市道路線の認定について

日程第 18 議第 41号 令和 7 年度南陽市一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 19 予算特別委員会の設置について

日程第 20 請願の付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（16名）

1 番	高 岡	遼 多	議員	2 番	大	友	太	朗	議員
3 番	茂 出 木	純 也	議員	4 番	佐	藤	和	広	議員
5 番	中 村	孝 律	議員	6 番	外	山	弘	樹	議員
7 番	佐 藤	信 行	議員	8 番	小	松	武	美	議員
9 番	濱 田	藤 兵 衛	議員	10 番	伊	藤	英	司	議員
11 番	須 藤	清 市	議員	12 番	山	口	裕	昭	議員
13 番	島 津	善 衛 門	議員	14 番	高	橋	一	郎	議員
15 番	板 垣	致 江 子	議員	16 番	遠	藤	榮	吉	議員

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白 岩 孝 夫 市 長
 長 沢 俊 博 総 務 課 長
 小 野 勝 司 情 報 シ ス テ ム 幹
 大 沼 清 隆 主 税 務 課 長
 竹 田 啓 子 市 民 課 長
 佐 藤 幸 代 障 が い 支 援 主 幹
 山 口 広 昭 農 林 課 長
 嶋 貫 幹 子 観 光 振 興 主 幹
 遠 藤 晃 司 上 下 水 道 課 長
 堀 裕 一 教 育 課 長
 安 達 心 学 校 教 育 課 長
 角 田 朋 行 史 跡 文 化 主 幹
 青 木 勲 代 表 監 査 委 員
 山 内 美 穂 農 業 委 員 会 長
 事 務 局 長

大 沼 豊 広 副 市 長
 穀 野 純 子 み ら い 戦 略 課 長
 島 貫 正 行 財 政 課 長
 川 合 俊 一 総 合 防 災 課 長
 高 橋 直 昭 福 祉 課 長
 嶋 貫 憲 仁 す こ や か 子 育 て 長
 渡 邊 正 規 課 商 工 観 光 課 長
 加 藤 善 和 建 設 課 長
 高 橋 宏 治 会 計 管 理 者
 鈴 木 博 明 管 理 課 長
 田 中 聡 社 会 教 育 課 長
 吉 田 茂 樹 選 挙 管 理 委 員 会 長
 佐 野 毅 事 務 局 長
 監 査 委 員 事 務 局 長
 (併) D X 普 及 主 幹

事務局職員出席者

太 田 徹 事 務 局 長
 小 阪 郁 子 庶 務 係 長

江 口 美 和 局 長 補 佐
 楠 賢 史 書 記

令和 7 年 6 月 定 例 会 会 期 日 程 表

月 日	会 議	時 間	委 員 会	場 所	適 用
6 月 2 日 (月)	本会議	午前 1 0 時		議 場	開会、会期決定、議案上程、提案理由説明、総括質疑、予算特別委員会設置、議案・請願委員会付託、散会
6 月 3 日 (火)・4 日 (水) 休 会					
5 日 (木)	本会議	午前 1 0 時		議 場	一般質問
6 日 (金)	本会議	午前 1 0 時		議 場	一般質問
7 日 (土)・8 日 (日) 休 会					
9 日 (月)	本会議	午前 1 0 時		議 場	一般質問
1 0 日 (火) 休 会					
1 1 日 (水)	休 会	午前 1 0 時	総 務	全協室	事件審査
1 2 日 (木)	休 会	午前 1 0 時	文 教 厚 生	全協室	事件審査
1 3 日 (金)	休 会	午前 1 0 時	産 業 建 設	全協室	事件審査
1 4 日 (土)～1 6 日 (月) 休 会					
1 7 日 (火)	休 会	午前 1 0 時	予 算 特 別	議 場	補正予算審査
1 8 日 (水)	休 会	午前 1 0 時	予 算 特 別	議 場	補正予算審査
1 9 日 (木) 休 会					
2 0 日 (金)	本会議	午前 1 0 時		議 場	委員長報告、質疑、討論、表決、追加議案上程、提案理由説明、質疑、討論、表決、閉会

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

開 会

○議長（遠藤榮吉議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいいたします。

おはようございます。

御着席願います。

去る5月26日告示になりました令和7年南陽市議会6月定例会を開会いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

開 議

○議長 ただいま出席されている議員は16名全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第1号によって進めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで本定例会の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 高橋一郎議員。

〔議会運営委員長 高橋一郎議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

私から、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和7年6月定例会の運営について、去る5月30日午前9時より議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告いたします。

本定例会に提案されます議案は、報告5件、同意案2件、条例案その他議案6件、補正予算案1件の計14件であります。

当局より、総務課長及び財政課長の出席を求

め、提出議案の説明を受け、議案数及び一般質問の通告を考慮し、協議いたしました結果、定例会の会期を本日から6月20日までの19日間と決した次第であります。

この19日間の会期において、お手元に配付してあります日程表に従い、本会議、各常任委員会及び予算特別委員会を開催し、御審査くださるようお願い申し上げます。

次に、議案の審査について申し上げます。

まず、報告5件につきましては、一括して説明を求め、質疑を行うことといたしました。

次に、同意案2件については、1件ずつ議題とし、提案理由説明、委員会付託省略、質疑、討論省略、表決の順で行うことといたしました。

次に、条例その他議案6件であります。財産の取得についての議案1件については、提案理由説明、委員会付託省略、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

条例その他議案5件につきましては、一括議題とし、提案理由説明、総括質疑の後、所管の各常任委員会に付託といたしました。

次に、補正予算案1件につきましては、提案理由説明、質疑省略、予算特別委員会設置、同委員会に付託の上、審査をしていただくことにいたしました。

次に、一般質問であります。通告議員は8名でありますので、御報告いたします。

最後に、請願について申し上げます。

受理いたしました請願は1件であります。別紙、請願付託表により、所管の総務常任委員会で審査することにいたしましたので、御了承をお願い申し上げます。

以上、本定例会の運営について、議会運営委員会において協議、決定いたしましたので、各議員の御賛同と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長が指名いたします。

会議録署名議員は、1 番高岡遼多議員、12 番山口裕昭議員の両議員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日より6月20日までの19日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日より6月20日までの19日間と決しました。

日程第3 諸般の報告

○議長 日程第3 諸般の報告であります。

本定例会に説明のため出席を求めた者の職、氏名、議員派遣の報告、議会庶務報告、定例監査報告について、別冊諸般の報告のとおりでございますので、御了承願います。

○事務局長 ここで、遠藤議長に代わりまして、島津善衛門副議長、議長席をお願いいたします。
〔島津善衛門副議長 議長席に着席〕

日程第4 表彰状の伝達

○副議長(島津善衛門議員) 日程第4 表彰状の伝達であります。

去る5月20日、東京で開催されました第101回全国市議会議長会定期総会において、遠藤榮吉議長が市議会議員25年在職として表彰され、さらに全国市議会議長会評議員としての功績により感謝状が贈られました。

受賞されました遠藤議長には、長年の御功績に対し、心より敬意を表します。

それでは、このたび全国市議会議長会から表彰されました遠藤議長に対し、これより表彰状と感謝状の伝達を行います。

遠藤議長、前にお進み願います。
(表彰者登壇)

表 彰 状

南陽市 遠 藤 榮 吉 殿

あなたは市議会議員として、25年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第101回定期総会にあたり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和7年5月20日

全国市議会議長会

会長 丸 子 善 弘

感 謝 状

南陽市 遠 藤 榮 吉 殿

あなたは全国市議会議長会評議員として会務運営の重責にあたられ、本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものですので、第101回定期総会にあたり、深甚な感謝の意を表します。

令和7年5月20日

全国市議会議長会

○副議長 　ただいま表彰状と感謝状の伝達を行いました。遠藤議長は、地方自治の進展に多大なる御功績を挙げられ、これが認められ表彰されました。誠にめでたうございます。

今後とも市政の発展と市民福祉の向上にますますの御活躍をお願い申し上げ、お祝いの言葉といたします。

それではここで、遠藤議長から御挨拶をお願いいたします。

登壇の上、お願いいたします。

〔16番 遠藤榮吉議員 登壇〕

○遠藤榮吉議員 　ただいま、私のために時間をつくっていただきまして、誠にありがとうございます。

25年前を振り返りますと、1番の議席でございました。高岡議員、そこですが、私はテレビのところでした。23人が議員定数で、毎年、それから選挙するたびに2名ずつ議員が減っていったのかなと。

前回、私が議長のとときに議員定数を減らしませんでした。25年はすごい歳月だなというふうに、四半世紀ですから。そのとき、この議場にいた人はたった一人しかいません。山内美穂。私にバッジをつけてくれた人。ここに何十人、50人くらいいますが、あとは誰もいません。もう一人いました。須藤議員が私の三つ上くらいにいたんです。二人でした。本当に長い月日がだんだんと身にしみて、大変なことをやっているんだなというふうに今思っております。その頃は、本当にやんちゃで何でもありの議員でした。でも、年とともに丸くなって、皆さんのことを考えながら議会に臨んでおります。

本当に人との出会い、荒井市長が初めての市長で、その次に塩田市長、今は白岩市長です。本当に人と人がしゃべって、この間も言ったんですが、政治というのは言葉を形にするだけで

す。市民の福祉向上のために何かできることをやっていきたいというふうに思って、ずっとあつという間に25年が過ぎたんだなというふうに思います。

そのとき、小林武夫さんが30周年のとき、おかげさんというはがきを頂きました。いいことはおかげさん、相田みつをが言うように悪いことは身から出たさびと。少し襟を正しながら、もうちょっといいことをやっていきたいなというふうに思います。支持者の皆さんのおかげで、25年を達成したことにつきましては、本当に支持者の皆さんに感謝しております。

評議員の感謝状を頂きましたが、議員の皆さんが私を議長にしてくれたので、頂いた感謝状でございます。本当に議員の皆さんにも感謝をしつつ、もうちょっと頑張ってやりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長 　以上で、表彰状の伝達は終了いたしました。

○事務局長 　遠藤議長、議長席をお願いいたします。

〔遠藤榮吉議長 議長席に着席〕

~~~~~

## 日程第5 報第1号から

## 日程第9 報第5号まで計5件

○議長 　日程第5 報第1号 令和6年度南陽市一般会計予算繰越明許費の繰越額報告についてから、日程第9 報第5号 南陽市土地開発公社経営状況説明書の提出についてまでの報告5件を、議事の都合により一括して議題といたします。

この際、市長より説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

ただいま上程されました報第1号 令和6年度南陽市一般会計予算繰越明許費の繰越額報告についてから、報第5号 南陽市土地開発公社経営状況説明書の提出についてまでの報告案5件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、報第1号 令和6年度南陽市一般会計予算繰越明許費の繰越額報告について申し上げます。

本案は、令和6年度予算に計上しましたデジタル社会実現に向けた行政システム改修事業費をはじめとする各種事業につきまして、令和6年度事業費の執行が困難であることから、繰越明許費として令和7年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告するものでございます。

繰越額につきましては、繰越計算書を御高覧願います。

次に、報第2号 令和6年度南陽市一般会計予算事故繰越しの繰越額報告について申し上げます。

本案は、令和6年度予算に計上しました災害対策一般事務費につきまして、国の通知により、事故繰越として令和7年度に繰り越したため、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、御報告するものでございます。

繰越額につきましては、繰越計算書を御高覧願います。

次に、報第3号 令和6年度南陽市水道事業会計予算の繰越額報告について申し上げます。

本案は、令和6年度に予算計上した事業のうち、国の補正予算により3月に補正の追加を受けたため、事業執行を翌年度に繰り越す案件の1件を建設改良費繰越として、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告するものでございます。

繰越額につきましては、繰越計算書を御高覧

願います。

次に、報第4号 令和6年度南陽市下水道事業会計予算の繰越額報告について申し上げます。

本案は、令和6年度に予算計上した事業のうち、国の補正予算により3月に補正の追加を受けたため、事業執行を翌年度に繰り越す案件が1件、また、工事施工に伴い、地元関係機関との調整に不測の日数が生じ、年度内の完成が困難である案件が1件の計2件を建設改良費繰越として、次に、工事施工に伴い、地中障害物の撤去作業に不測の日数が生じ、年度内の完成が困難である案件の1件を事故繰越として、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告するものでございます。

繰越額につきましては、繰越計算書を御高覧願います。

次に、報第5号 南陽市土地開発公社経営状況説明書の提出について申し上げます。

本案は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、南陽市土地開発公社から提出されました令和6年度決算書及び令和7年度事業計画につきまして御報告するものでございます。

初めに、令和6年度事業についてでございますが、令和6年度実施の事業はございませんでした。

財務状況につきましては、財産目録及び貸借対照表のとおりでございます。

次に、令和7年度の事業計画でございますが、現段階で具体的な事業計画はございませんが、市から代行用地取得依頼や工業団地造成等の要請があった場合に対応できるよう一定の予算を計上しております。

詳細につきましては、決算書及び予算書を御高覧願います。

以上でございます。

○議長 ただいまの報告5件について、総括して質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

報第1号から報第5号までの報告5件につきましては、報告事項でありますので、御了承願います。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第10 同意第3号 南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任について**

○議長 次に、日程第10 同意第3号 南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました、同意第3号 南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

本委員のうち、1名が本年6月30日をもって任期満了となりますので、議案書記載のとおり、再任の1名を適任と認め選任いたしたいので、御提案申し上げるものでございます。

御審議の上、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。

よって、同意第3号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第3号は討論を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第3号は討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。

同意第3号 南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任について、これを同意したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって同意第3号は同意することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第11 同意第4号 南陽市池黒財産区管理委員の選任について**

○議長 次に、日程第11 同意第4号 南陽市池黒財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました、同意第4号 南陽市池黒財産区管理委員の選任について提案理由を申し上げます。

本財産区管理委員のうち、1名が欠員となっておりますので、議案書記載のとおり、新任の1名を適任と認め、選任いたしたいので、御提案申し上げるものでございます。

御審議の上、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第4号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第4号は、討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって同意第4号は討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。

同意第4号 南陽市池黒財産区管理委員の選任については、これを同意したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって同意第4号は、同意することに決しました。

~~~~~

日程第12 議第42号 財産の取得について

○議長 次に、日程第12 議第42号 財産の取得についてを議題といたします。

この際、市長に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました、議第42号

財産の取得について提案理由を申し上げます。

本案は、冬期間の安全な市民生活や産業経済活動が確保できるように、除排雪対策の充実を図るため、除雪ドーザを更新いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、御提案申し上げますのでございます。

なお、取得予定価格、取得の相手方などは、議案書記載のとおりでございますので、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第42号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第42号は委員会付託を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 一つお伺いしたいと思います。

この除雪ドーザに関しましては、更新をするというふうなことでお伺いしておりますけれども、古いドーザの処分が出てくるわけですが、処分については当然会計上、売払いという形になると思うんですが、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

加藤建設課長。

○建設課長 ただいまの質問にお答えいたします。

今の除雪ドーザにつきましては、今後、南陽市除雪組合と協議しまして、処分等について協議する予定でございます。

以上です。

○議長 14番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 その場合は、売払いではなくて、例えば除雪組合のほうに譲渡するんだっただけ譲渡するというふうな形になるのでしょうか。

要するに、鉄の売払いという形での収入見込みというのがあるのかなと思ったものですから、お伺いした次第です。

○議長 答弁を求めます。

加藤建設課長。

○建設課長 ただいまの質問にお答えいたします。

今までの事例でございますが、有償による売渡し等もございました。今回のドーザにつきましては、これから協議しますので、まだ未定でございます。

以上です。

○議長 14番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 あまりに古くて使い物にならないというようなことだとは思うんです。その場合は売払いという手段もあるのかなというふうに思って、どっちみち、使わないということであれば、そのようなこともあるのかなと思いますので、協議の中で決定していくということですので、ぜひよろしくをお願いします。

○議長 よろしいですかね。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第42号 財産の取得については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第42号は原案のとおり決しました。

~~~~~

### 日程第13 議第43号から

### 日程第17 議第47号まで計5件

○議長 次に、日程第13 議第43号 南陽市介護保険給付基金条例等の一部を改正する条例の設定についてから、日程第17 議第47号 南陽市道路線の認定についてまでの議案5件を議事の都合により一括議題といたします。

この際、市長に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました、議第43号 南陽市介護保険給付基金条例等の一部を改正する条例の設定についてから、議第47号 南陽市道路線の認定についてまでの議案5件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第43号 南陽市介護保険給付基金条例等の一部を改正する条例の設定について申し上げます。

本案は、介護保険法に基づく保健福祉事業の実施につきまして、新たな保健福祉事業を追加し、その財源に南陽市介護保険給付基金を活用することから、南陽市介護保険条例及び南陽市介護保険給付基金条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第44号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定（小滝辺地）について及び議第45号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定（中川辺地）について申し上げます。

本案は、小滝地区及び中川地区が辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律における辺地に該当することとなったことから、小滝地区及び中川地区に係る公共的施設の総合的な整備計画を策定することについて、同法第3条第1項の規定に基づき、

議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第46号 南陽市道路線の廃止について申し上げます。

本案は、南陽市道路線を県に移管するため、廃止するものでございます。

次に、議第47号 南陽市道路線の認定について申し上げます。

本案は、市道3路線を認定するものでございますが、初めに南陽警察署北西線及び若狭郷屋玉ノ木線につきましては、民間の宅地開発道路が完成したことにより認定するものでございます。

次に、蒲生田関口3号線につきましては、蒲生田関口線が開通したことに伴い、第1蒲生田踏切が閉鎖となったため、既存の道路の取付道路として認定するものでございます。

なお、廃止、認定路線名等は議案書記載のとおりでございます。

以上、議案5件につきまして、一括して提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ただいま議題となっております議案5件について総括して質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案5件は、会議規則第37条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~

日程第18 議第41号 令和7年度南陽市
一般会計補正予算（第1号）

○議長 次に、日程第18 議第41号 令和7年度南陽市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

この際、市長に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました、議第41号 令和7年度南陽市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。

補正の主な内容は、高齢者新型コロナウイルスワクチン接種費用の追加、令和7年1月からの大雪に起因する農林水産物等災害対策事業費補助金の追加、県補助金を受けて実施する農業関係事業補助金の追加、企業版ふるさと納税基金を活用した秋葉山焼損森林再生事業費の増額補正、辺地対策事業債を活用したロータリー除雪車購入費の追加などであり、財源につきましては、国県支出金、繰入金などで措置するものでございます。

また、債務負担行為の追加、地方債の変更をいたすものでございます。

以上、提案理由を申し上げますが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。

質疑は、予算特別委員会において行うこととし、この際、質疑を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、この際、質疑を省略することに決しました。

~~~~~

日程第19 予算特別委員会の設置について  
○議長 日程第19 予算特別委員会の設置につ

いてを議題といたします。

お諮りいたします。

議第41号の補正予算案を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

議第41号の補正予算案は、ただいま設置いたしました予算特別委員会に付託をいたします。

予算特別委員会は日程に従い、委員会を開催し、審査願います。



# 令和 7 年 6 月 定 例 会 議 案 付 託 表

7. 6. 2

| 付 託<br>委員会 | 議案番号     | 件 名                              | 件 数 |
|------------|----------|----------------------------------|-----|
| 総 務        | 議第 4 4 号 | 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（小滝辺地） | 2   |
|            | 議第 4 5 号 | 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（中川辺地） |     |
| 文 教<br>厚 生 | 議第 4 3 号 | 南陽市介護保険給付基金条例等の一部を改正する条例の設定について  | 1   |
| 産 業<br>建 設 | 議第 4 6 号 | 南陽市道路線の廃止について                    | 2   |
|            | 議第 4 7 号 | 南陽市道路線の認定について                    |     |
| 予 算<br>特 別 | 議第 4 1 号 | 令和 7 年度南陽市一般会計補正予算（第 1 号）        | 1   |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 日程第 20 請願の付託

○議長 日程第20 請願の付託であります。

本定例会において受理いたしました請願は、  
1 件であります。別紙請願付託表のとおり、所  
管の総務常任委員会に付託をいたします。

令和 7 年 6 月 定例会 請願付託表

7. 6. 2

| 付託<br>委員会 | 受理年月日<br>受理番号       | 件<br>請願者                                                                    | 紹介議員   | 摘要 |
|-----------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------|----|
| 総務        | 7. 5. 26<br>請願第 2 号 | 日米地位協定の見直しを求める意見書の提出について<br><br>鶴岡市水沢字行司免 43-13<br>沖縄に応答する会@山形<br>代表 漆山 ひとみ | 板垣 致江子 |    |

## 日米地位協定の見直しを求める意見書の提出について

紹介議員 板 垣 致江子

(請願趣旨及び理由)

第 2 次世界大戦終結後 80 年を迎える本年、世界情勢はロシアのウクライナ侵攻をはじめイスラエルとパレスチナのガザ地区での紛争など「力の支配」への回帰が見られる中、我が国では国際法に則った「法の支配」を世界に継続して訴え続けています。

しかし、その中であって我が国国内では日米地位協定という不平等条約のなか基本的人権が踏みにじられる事案が継続して発生しています。

特に在日米軍基地周辺での航空機の騒音や振動、演習などに伴う環境問題をはじめ、繰り返される米軍人による性暴力などの事件、事故により住民の生活が脅かされるなどの社会問題が深刻化しているほか、我が国首都上空の一部が米軍の管制下にあることで民間機の運航に影響が生じるなどの問題も発生しているが、日米地位協定により在日米軍などには原則として我が国の国内法が適用されないなど、我が国の主権が大きく制限されている状況となっています。

一方、我が国同様に米軍が駐留している他国ではそれぞれの国内法が原則として米軍に適用されており、我が国への対応との矛盾が見られるところです。

よって、国においては在日米軍基地に起因する諸問題から国民の生命財産及び基本的人権を守るため、在日米軍に我が国の国内法の原則適用を旨とする日米地位協定の即時見直しを強く要望するものです。

地方自治法第 124 条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

令和 7 年 5 月 2 6 日

請願者住所 鶴岡市水沢字行司免 43-13

氏 名 沖縄に応答する会@山形

代表 漆 山 ひとみ

南陽市議会議長 遠 藤 榮 吉 殿

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

散 会

○議長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

どうも御苦労さまでした。

午前10時39分 散 会

令和 7 年 6 月 5 日（木曜日）

本 会 議

令和7年6月5日（木）午前10時00分開議

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議事日程第2号

令和7年6月5日（木）午前10時開議

日程第 1 一般質問

散 会

---

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

---

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（16名）

|      |       |       |    |      |   |   |   |   |    |
|------|-------|-------|----|------|---|---|---|---|----|
| 1 番  | 高 岡   | 遼 多   | 議員 | 2 番  | 大 | 友 | 太 | 朗 | 議員 |
| 3 番  | 茂 出 木 | 純 也   | 議員 | 4 番  | 佐 | 藤 | 和 | 広 | 議員 |
| 5 番  | 中 村   | 孝 律   | 議員 | 6 番  | 外 | 山 | 弘 | 樹 | 議員 |
| 7 番  | 佐 藤   | 信 行   | 議員 | 8 番  | 小 | 松 | 武 | 美 | 議員 |
| 9 番  | 濱 田   | 藤 兵 衛 | 議員 | 10 番 | 伊 | 藤 | 英 | 司 | 議員 |
| 11 番 | 須 藤   | 清 市   | 議員 | 12 番 | 山 | 口 | 裕 | 昭 | 議員 |
| 13 番 | 島 津   | 善 衛 門 | 議員 | 14 番 | 高 | 橋 | 一 | 郎 | 議員 |
| 15 番 | 板 垣   | 致 江 子 | 議員 | 16 番 | 遠 | 藤 | 榮 | 吉 | 議員 |

◎欠席議員（0名）



説明のため出席した者の職氏名

|                                          |                         |
|------------------------------------------|-------------------------|
| 白 岩 孝 夫 市 長                              | 大 沼 豊 広 副 市 長           |
| 長 沢 俊 博 総 務 課 長                          | 穀 野 純 子 みらい戦略課長         |
| 小 野 勝 司 情 報 シ ス テ ム 幹 事                  | 島 貫 正 行 財 政 課 長         |
| 大 沼 清 隆 税 務 課 長                          | 川 合 俊 一 総 合 防 災 課 長     |
| 伊 藤 直 人 市 民 課 長 補 佐                      | 高 橋 直 昭 福 祉 課 長         |
| 佐 藤 幸 代 障 が い 支 援 主 幹                    | 嶋 貫 憲 仁 す こ や か 子 育 て 長 |
| 山 口 広 昭 農 林 課 長                          | 渡 邊 正 規 商 工 観 光 課 長     |
| 嶋 貫 幹 子 観 光 振 興 主 幹                      | 加 藤 善 和 建 設 課 長         |
| 遠 藤 晃 司 上 下 水 道 課 長                      | 高 橋 宏 治 会 計 管 理 者       |
| 堀 裕 一 教 育 長                              | 鈴 木 博 明 管 理 課 長         |
| 安 達 心 学 校 教 育 課 長                        | 田 中 聡 社 会 教 育 課 長       |
| 角 田 朋 行 史 跡 文 化 主 幹                      | 吉 田 茂 樹 選 挙 管 理 委 員 会 長 |
| 佐 野 毅 監 査 委 員 事 務 局 長<br>(併) D X 普 及 主 幹 | 山 内 美 穂 農 事 業 委 員 会 長   |

事務局職員出席者

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 太 田 徹 事 務 局 長   | 江 口 美 和 局 長 補 佐 |
| 小 阪 郁 子 庶 務 係 長 | 楠 賢 史 書 記       |

# 令和 7 年 6 月定例会一般質問表

6 月 5 日、6 日、9 日

| 受付順 | 質問者               | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1   | 9 番 濱 田 藤 兵 衛 議 員 | <p>1、訪問介護について</p> <p>(1) 私は、昨年 6 月議会に引き続き訪問介護の問題について質問したい。その理由は、介護サービスの充実は、昨年の共産党市民アンケートで 3 番目に多かった要望事項であり、市内の高齢者の多くが強い関心を持つ事柄だからである。その中の声を紹介する。「様々な事情から在宅介護が困難な、あるいは入院中で退院を勧められても、受け入れる老健施設や特養施設が待機者でいっぱい、直ぐにというのはまったく不可能なのが現状のようです。これでは、保険といいながら、いざ給付が必要となったら『行くところがない』というのでは、まさに国家的な詐欺です。」と記入している。この方の場合、在宅介護にして訪問介護サービスを受けることになるが、いま全国で訪問介護事業所の倒産・廃業が相次いでいるために、訪問介護サービスが受けられるとは限らない。介護保険は 2000 年に始まるが、2000 年の介護保険開始時の介護保険料平均月額 2911 円から始まって、今は平均月額 6225 円を支払っている。これを仮に私の場合に当てはめて 40 歳から 64 歳まで月額 2911 円を 25 年間、65 歳から平均寿命の 80 歳まで 6225 円を 16 年間払えば、総額約 200 万円保険料を支払うことになる。それなのに、いざ介護保険を利用したい時に入所施設に空きがなく、訪問介護サービスも使えなければ、当然詐欺と非難されても当然である。厚労省老健局長を務め、制度創設を主導した堤修三氏も改悪を続けた現行介護保険制度を「国家的詐欺」と批判している。</p> <p>さて、2024 年 4 月から訪問介護基本報酬が 2 ～ 3 %減額されて 1 年が経ち、市内の介護事業所の事業収入の面、運営の面でどう影響したかをまず明らかにしたい。全国状況は、この 2019 年度から 2023 年度までの 5 年間で 8600 以上の訪問介護事業所が消滅した。全国約 1700 自治体のうち、約 4 分の 1 弱にあたる 374 自治体で訪問介護事業所は「ゼロ」または「1 か所」のみである。山形県の状況は 2017 年の訪問介護事業所数を 100 とした場合、2022 年は 95.4 に減少し全国ワースト 7 位、また高齢者 1 万人当たりの山形県の訪問介護事業所の数は 5.8 となり、全国ワースト 2 位となっている。市町村別にみると、訪問介護事業所がゼ</p> | 市 長<br>関係課長   |

| 受付順 | 質問者                                       | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1   | 9<br>番<br>濱<br>田<br>藤<br>兵<br>衛<br>議<br>員 | <p>口の自治体は大江町・大蔵村・戸沢村・白鷹町、「1 か所」は尾花沢市をはじめ 12 町村。この中には川西町・小国町も入っている。</p> <p>また、高齢者やその家族の相談に乗り、介護サービスの利用に欠かせない計画書（ケアプラン）をつくる介護支援専門員（ケアマネージャー）の不足も深刻になりつつある。ケアマネージャーが働く居宅介護支援事業所が 1 つもない自治体が昨年末時点で全国 29 町村にのぼり、事業所が残り 1 つの自治体が 201 市町村あることが明らかになっている。以上、全国と県内の実情を踏まえて、以下質問する。</p> <p>①施設入所を希望しながら待機させられている高齢者の数はどれほどあるのか。</p> <p>②今現在、南陽市内で稼働している訪問介護事業所はいくつあるか。南陽市の高齢者 1 万人当たりの訪問事業者数はいくつか。</p> <p>③南陽市の介護保険運営協議会の資料を見ると、令和 5 年までに 2 つの事業所が閉鎖された。その理由は何か。特に、公的な役割を持つ社会福祉協議会が令和 4 年 3 月に訪問介護の事業を中止したのはどのような理由か。</p> <p>（2）訪問介護事業所が事業を中止する主な原因は第 1 にホームヘルパーやケアマネージャーなどの人材不足にあるという。一般の労働者に比べて月額 7 万円から 8 万円以上低い賃金の問題、長時間・過密労働の厳しい労働環境の下で介護職員の離退職が相次いでいるが、新規採用希望者は極めて少ない。実際、ホームヘルパーの有効求人倍率は 2023 年度で 14 倍を超える。また、ヘルパーの年齢構成は 20 歳代わずか 4 %、60 歳代が 40%を超え、80 歳代のヘルパーも現役として重要な戦力になっており、「公的老年介護」といわれる職員構成にある。いずれ高齢ヘルパーの退職が進み、厚労省の予測では 2026 年度全国で必要なヘルパー 240 万人のうち 10%、25 万人が不足すると予測している。</p> <p>訪問介護事業所を閉鎖する第 2 の原因は、介護事業所の大幅な減収による経営危機である。国が決める介護の公定価格である介護報酬は 2003 年度から 2021 年度に介護報酬の本体部分は 5.74%も削減され、さらに昨年 4 月から 2～3 %削減されている。この結果、ほぼ平均的な規模の訪問介護施設、20 人前後のホームヘルパーを雇用する小規模の事業者ではおよそ年額 250 万円以上の収入減になっている</p> |               |

| 受付順 | 質問者                                               | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1   | 9<br>番<br>濱<br>田<br><br>藤<br>兵<br>衛<br><br>議<br>員 | <p>という。もともと訪問介護事業所の約4割の事業所が「利益率ゼロ%未満」の赤字事業所であったが、厚労省のこの3月公表の2024年度「訪問介護事業所に関する事業所調査」によれば、全国の訪問介護事業所の6割近くが改定前より減収となった。</p> <p>厚労省は「基本報酬を下げたものの、介護職員の賃金引上げに充てる『処遇改善加算』を他のサービスより高く引き上げているので事業収入全体では影響はない」と語っていた。しかし、介護報酬がプラス改定になるのは、処遇改善加算を取得していなかった事業所が新たに取得する場合だけで、プラス改定事業所は全体の1割にも達しないという。また、加算要件を見ると、サービスの質がより高い訪問介護への「特定事業所加算」は算定要件が厳しく、24時間の連絡体制と訪問介護の体制整備や、職員の3割以上が国家資格の「介護福祉士」であること、研修体制の整備、複雑な事務処理などの要件があり、大半を占める小規模事業所が加算要件をクリアするのは容易でない。さらに、老人保健施設の事業者など介護10団体が全国1万1203事業所についてこの4月に行った緊急調査によると、全体の79.7%が政府の賃上げ支援策(5.4万円)を申請し、78.1%が介護職員処遇改善加算の最上位を算定しているが、それでも賃上げ率は他産業との格差が広がっており、政府の処遇改善策が極めて不十分であると指摘している。</p> <p>こうした訪問介護事業所の厳しい経営実態と、それによる訪問介護サービスを受けられない高齢者の増加についての対応は、まず昨年6月に衆議院厚生労働委員会で、全員一致で2024年度の報酬改定の影響について現場の意見を聴取し、必要な措置を行うことを政府に求める決議が可決された。次いで、全国市長会でもこの3月17日に訪問介護基本報酬の減額について①緊急で十分な財政支援②報酬改定期を待たず必要な見直しができる仕組みの導入という緊急要望書を国に提出している。</p> <p>以上の概況を踏まえて質問する。</p> <p>①市内の訪問介護事業所のヘルパーの数、正規と非正規との割合、おおよその賃金はいくらか。</p> <p>②南陽市内の訪問介護事業所の、23年度までと24年度との事業収入変動はどうか。</p> <p>(3) 以上のような訪問介護事業への報酬引き下げによる</p> |               |

| 受付順 | 質問者                                                   | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1   | 9<br>番<br>濱<br>田<br>藤<br>兵<br>衛<br><br><br><br>議<br>員 | <p>事業所の大量の撤退・廃止・倒産が進めば、介護事業に直接責任を持たせられた市町村こそが住民から厳しい批判を受けることになる。これを避けるために①新潟県村上市(人口5万4千人)は報酬引き下げによる減収分を昨年4月の改定時にさかのぼって独自に補助し始めた。引き下げ前の23年訪問介護基本報酬に本体部分の平均引き上げ率とした0.61%を上乗せした額と、引き下げ後の実績の報酬額との差額を市内17の訪問介護事業所に支払うもので、3月に計年800万円支払う予定だった。また、ガソリン代の高騰が事業を圧迫しているのをカバーするため、燃料費支援金として車1台につき月3000円を支給する。さらに利用者宅まで7キロ以上かかる訪問介護に1回50円を上乗せする。事業規模は600万円である。この支援策は次期介護報酬改定まで3年間の措置で総額4200万円。介護保険給付等準備基金を取り崩す、というものである。</p> <p>同様に、②東京都世田谷区では262の訪問介護事業所に1事業所当たり88万円支給した。また、③北海道中頓別町は「民間では耐えられない額の赤字だ。町が事業を救うしかなかった」と訪問介護事業所を町営化した。さらに、④千葉県流山市では、事業所の賃金とは別に介護福祉士の資格を持つ介護職員に月9000円の賃金補助を行っている。</p> <p>以上の全国の先進自治体の訪問介護事業への支援策を踏まえて、南陽市行政としてもどのような支援を考えているのか質問する。</p> <p>①国からの訪問介護基本報酬引き下げの中で物価高、ガソリン価格高騰と、南陽市内の訪問介護事業所の運営も厳しい。南陽市としても助成を検討中と聞いたが、どのような助成をお聞きしたい。</p> <p>②南陽市内の訪問介護サービス事業所では、何よりも訪問介護ヘルパーの人材確保を望んでいる。そのためには何よりも訪問介護ヘルパーの賃金引き上げが必要である。すでにある県の施策、福祉施設での非正規女性労働者への賃金助成金年5万円に加えて、市独自の上乗せ賃金施策が必要ではないか、市長の考えをお聞きしたい。</p> |               |

| 受付順 | 質問者                                              | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 答 弁 を<br>求める者                           |
|-----|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 2   | 5<br>番<br><br>中<br>村<br><br>孝<br>律<br><br>議<br>員 | <p>1 スマートインターチェンジ整備と中川地区新産業団地計画について</p> <p>(1) 第6次南陽市総合計画、施政方針にも掲げている、スマートインターチェンジの整備は、産業振興、交流人口の拡大が図られ、経済の活性化が期待される。スマートインターチェンジ候補地付近には企業も多く、本市の活性化には重要かつ必要不可欠と考える。</p> <p>①スマートインターチェンジは必要と思うか。改めて質問する。</p> <p>(2) 中川地区の企業の新工場が上山市の「かみのやま温泉インター産業団地」に建設されることで、新産業団地整備計画への影響はあるか。</p> <p>①新産業団地整備予定地は、国道、県道に挟まれ、JRの駅も近くにあり、今年度から閉館となった児童館と、休校となった小学校に面している他、近くには休校した中学校もあることから、予定地の新産業団地整備は市の財産であるその施設の利活用には大きく影響する事業である。地区内には大小合わせて15社以上の企業があることから、産業団地の整備は今後の産業、経済発展には不可欠と考える。地区内の企業に残っていただくためにも新産業団地は、現在の整備予定地には必要であると考え。市長の考えをお聞きする。</p> <p>2 災害時の水源確保について</p> <p>(1) 近年、全国で大規模災害が発生している。<br/>阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震などである。現場において、緊急時の水確保問題は切実で、被災地自治体が行った市民アンケートでは「地震後に最も困ったこと」として水の確保が挙げられている。これは災害時の水供給体制に改善の余地があると思われる。上下水道といった水循環を構成する水インフラの耐震化は一層の推進が必要と考える。今回は「もしも」に備え、代替水源としての地下水有効活用について伺う。地下水は、飲料水、生活用水、農業用水、工業用水などの水資源のほか、</p> | <p>市 長<br/>関係課長</p> <p>市 長<br/>関係課長</p> |

| 受付順 | 質問者                                              | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 2   | 5<br>番<br><br>中<br>村<br><br>孝<br>律<br><br>議<br>員 | <p>消雪やエネルギー源など多様な用途に利用される地域の貴重な資源である。災害時の水インフラの被災において、地下水が生活用水の代替水源として重要な役割を果たしている。本市においても災害時に備え、地下水いわゆる井戸の活用について検討する必要があると考える。呼び名は様々ですが、ここでは「災害時協力井戸」と表現する。井戸の所有形態は「公有」「私有」に大きく分かれるが、市内の井戸の所有主体を詳しく調査することで、潜在的な「災害時協力井戸」の発見につながると考えることから質問する。</p> <p>①大規模災害が本市で発生し、給配水管や水道設備が損壊した時の復旧までに要する最悪の状況の想定について教えていただきたい。</p> <p>②災害時に役立つ代替水源は必要と思うか。</p> <p>③全国的に関心が高い井戸の活用、湧き水の活用など他自治体の取組を調査検討したことはあるか。</p> <p>④代替水源確保の重要性から、地下水活用推進に向けた検討委員会等を設置する考えはあるか。</p> |               |

| 受付順 | 質問者               | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3   | 1 2 番 山 口 裕 昭 議 員 | <p>1 旧ハイジアパーク南陽の今後について</p> <p>旧ハイジアパーク南陽の本市への買戻しから4月で1年が過ぎた。この間、新たな事業者の公募などを経て3月には二色根源泉の廃止と送湯管の閉塞工事が決まり、これで温泉施設としての再利用の道はひとまず絶たれたと考えられる。</p> <p>しかし、建設当時大きな予算を費やし、その後も経営継続のために長年本市が予算を計上してきた旧ハイジアパーク南陽の今後については、今現在も市民の大きな関心事であり続けており、早い段階で今後の道筋を市民に示すことは行政の大きな使命であるとの観点から以下の質問を行う。</p> <p>(1) 旧ハイジアパーク南陽 施設の現状について<br/> 昨年まで民間事業者が館内の解体工事を進めており、その内部については公開されておらず不明な点が多い。<br/> また、本施設は営業を停止してから5年余りの時間が経過しており経年劣化についても不安があると考えます。</p> <p>①外壁や屋根などについて、現状の点検は行っているか。<br/> 行って入れば現状を説明していただきたい</p> <p>②内部は解体工事が進められていたとのことだが、進捗はどの程度だったのか</p> <p>③付帯設備（電気設備等）は使用可能な状態で保たれているのか</p> <p>(2) 今後の方針について<br/> 温泉を廃止した現状、今後の方針は解体撤去していったん更地とし改めて今後の活用方法を検討していくのか。または、温泉施設以外の活用を念頭に改修を行うの2択だと思うが、今現在本市ではどのような展望をもち進めていく方針なのか。</p> | 市 長<br>関係課長   |



| 受付順 | 質問者                                                                | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3   | 1 2<br>番<br><br>山<br><br>口<br><br>裕<br><br>昭<br><br><br>議<br><br>員 | <p>2 国民保護協議会について</p> <p>国民保護協議会とは、都道府県または市町村が武力攻撃事態等において国民を保護するための措置に関する重要事項を審議し、国民保護計画を作成する際に諮問機関として設置される協議会であり、国民保護法に基づき、国、県、市が連携して国民保護措置を講じる体制が整備されており、国民保護協議会はこの体制を円滑に機能させるための重要な役割を担っている。</p> <p>世界情勢が不穏な昨今、市民の生命財産を守ることは行政の大きな責務であるとの認識から以下の質問を行う。</p> <p>(1) 本市では任期満了により委員が選任されていない状況となっているが</p> <p>①いつから委員が選任されない状況が続いているのか</p> <p>②法定設置が義務付けられている2号委員（現役自衛官）もいない状況だが、このような状況についての認識は</p> <p>③最後に協議会が開催されたのはいつか</p> <p>(2) ロシアのウクライナ侵攻やイスラエルのガザ地区への攻撃、そして昨今の東アジアの情勢を考えれば、国民保護法に則った対応は必須と考えるが本市の現状は</p> <p>①県では、国民保護法制定に伴い平成18年には指針を示しているが本市での対応はどのようなになっているか</p> <p>②現状、国民保護法に規定されるような事態が発生した場合、本市の対応の根拠は何に基づくのか</p> <p>③国民保護法では緊急事態における住民との協力についても記載があるが、本市の体制は</p> | 市 長<br>関係課長   |

| 受付順 | 質問者                                              | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 4   | 7<br>番<br><br>佐<br>藤<br><br>信<br>行<br><br>議<br>員 | <p>1 本市におけるふるさと納税の現状と今後の課題並びに未来にむけた施策について</p> <p>ふるさと納税返礼品制度は2008年（平成20年）5月に始まり地方と大都市の格差是正、人口減少地域での税収減対策、地方創生を目指した寄付金税制の1つとして位置付けられています。当初は、故郷への納税を目的とする人が多かったものの、2011年の東日本大震災を契機に、都市部への税制集中に対処し、国民が寄付先を自由に選択できるようにする事で、地方自治体間の競争を促し、地域活性化を目指した制度です。</p> <p>令和7年度も本市にはこの勢いで頑張っていたきたいので、市民にも本市のふるさと納税について理解していただき色々なアイデア、アイデア商品を出してますます盛り上がるように、そして本市のふるさと納税に関する現状を把握し、課題を明らかにするとともに、当局からの回答を通じて、具体的な施策や改善点が明らかになることを期待しております。</p> <p>（1）本市のふるさと納税の現状について</p> <p>①令和6年度ふるさと納税申込み実績、具体的な寄付額や寄付者数を教えてください。</p> <p>②寄付者の属性（年齢層や地域など）についてもお伺いします。</p> <p>③企業版ふるさと納税と個人の寄付額と寄付者数の割合。</p> <p>④返礼品の部門別割合、人気ランキング。</p> <p>⑤約10億円の寄付額の内、実際に本市に入る金額は（返礼品、ポータルサイト経費などを引いた金額）</p> <p>⑥ふるさと納税寄付金実質額の使い道（地域振興、教育・福祉、インフラ整備、環境保護、防災対策など）を教えてください。</p> <p>⑦本市の市町村別ランキング、山形県の都道府県別ランキングを教えてください。（寄附件数・金額）</p> <p>（2）現在、本市のふるさと納税における主な課題は何でしょうか。例えば、返礼品の魅力やプロモーション活動の不足、寄付者のリピート率の低さなどが考えられますが、これに対する本市の認識を教えてください。</p> | 市長<br>関係課長    |

| 受付順 | 質問者                                  | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 4   | 7<br>番<br>佐<br>藤<br>信<br>行<br>議<br>員 | <p>(3) ふるさと納税を活用した地域振興や特産品の開発について、今後どのような施策を考えているのか具体的にお聞かせください。また、他の自治体の成功事例を参考にする考えはありますか。</p> <p>(4) 地元住民や企業との連携を強化するための取り組みはどのように進めていくのか、本市としての方針をお聞かせください。特に、地域の声を反映させる仕組みについてもお伺いしたいです。</p> |               |

| 受付順                    | 質問者                | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 答 弁 を<br>求める者 |     |     |     |                    |                     |        |              |              |        |            |            |        |              |              |            |        |       |                  |         |         |            |   |            |                        |        |     |
|------------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-----|-----|-----|--------------------|---------------------|--------|--------------|--------------|--------|------------|------------|--------|--------------|--------------|------------|--------|-------|------------------|---------|---------|------------|---|------------|------------------------|--------|-----|
| 5                      | 1 4                | 1. 中川地区大手企業の新工場の上山進出について<br>なぜ、当該企業は上山市に進出するのか。市長に次のこと<br>をお聞きします。<br><br>(1) 当該企業が本市に上山市へ新工場建設の話があったの<br>はいつか。その時の理由は。<br><br>(2) (1) の理由に対して、どのような対処をしたか。新<br>工場を本市内に建設する方策はなかったか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 市 長<br>関係課長   |     |     |     |                    |                     |        |              |              |        |            |            |        |              |              |            |        |       |                  |         |         |            |   |            |                        |        |     |
|                        | 番                  | 2. 上山市と本市を比較分析することにより、企業等の本市<br>から他市町村へ流出することを防ぎ、かつ、企業誘致の道<br>を広げる一助になると考えます。本市の産業振興の観点か<br>らも次のことをお聞きします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 市 長<br>関係課長   |     |     |     |                    |                     |        |              |              |        |            |            |        |              |              |            |        |       |                  |         |         |            |   |            |                        |        |     |
|                        | 高                  | (1) 上山市と本市の比較（令和5年度決算額）<br>私が調べた数字は次のとおりです。ご確認のうえ不明、<br>訂正箇所はご教示願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |               |     |     |     |                    |                     |        |              |              |        |            |            |        |              |              |            |        |       |                  |         |         |            |   |            |                        |        |     |
|                        | 橋                  | <table><tr><td></td><td>南陽市</td><td>上山市</td></tr><tr><td>①人口</td><td>29,263 人(R6. 5. 1)</td><td>27,879 人(R6. 4. 30)</td></tr><tr><td>②個人市民税</td><td>1,304,673 千円</td><td>1,103,700 千円</td></tr><tr><td>③法人市民税</td><td>235,251 千円</td><td>163,000 千円</td></tr><tr><td>④固定資産税</td><td>1,602,142 千円</td><td>1,918,000 千円</td></tr><tr><td>⑤ふるさと納税寄附金</td><td>9.7 億円</td><td>27 億円</td></tr><tr><td>⑥果樹産出額（令和5年・山形県）</td><td>40.8 億円</td><td>60.8 億円</td></tr><tr><td>⑦産業団地整備事業費</td><td>—</td><td>417,047 千円</td></tr><tr><td>⑧土地開発基金現残高（令和5年財政状況資料）</td><td>3.9 億円</td><td>0 円</td></tr></table> |               | 南陽市 | 上山市 | ①人口 | 29,263 人(R6. 5. 1) | 27,879 人(R6. 4. 30) | ②個人市民税 | 1,304,673 千円 | 1,103,700 千円 | ③法人市民税 | 235,251 千円 | 163,000 千円 | ④固定資産税 | 1,602,142 千円 | 1,918,000 千円 | ⑤ふるさと納税寄附金 | 9.7 億円 | 27 億円 | ⑥果樹産出額（令和5年・山形県） | 40.8 億円 | 60.8 億円 | ⑦産業団地整備事業費 | — | 417,047 千円 | ⑧土地開発基金現残高（令和5年財政状況資料） | 3.9 億円 | 0 円 |
|                        | 南陽市                | 上山市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |     |     |     |                    |                     |        |              |              |        |            |            |        |              |              |            |        |       |                  |         |         |            |   |            |                        |        |     |
| ①人口                    | 29,263 人(R6. 5. 1) | 27,879 人(R6. 4. 30)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |     |     |     |                    |                     |        |              |              |        |            |            |        |              |              |            |        |       |                  |         |         |            |   |            |                        |        |     |
| ②個人市民税                 | 1,304,673 千円       | 1,103,700 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |               |     |     |     |                    |                     |        |              |              |        |            |            |        |              |              |            |        |       |                  |         |         |            |   |            |                        |        |     |
| ③法人市民税                 | 235,251 千円         | 163,000 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |               |     |     |     |                    |                     |        |              |              |        |            |            |        |              |              |            |        |       |                  |         |         |            |   |            |                        |        |     |
| ④固定資産税                 | 1,602,142 千円       | 1,918,000 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |               |     |     |     |                    |                     |        |              |              |        |            |            |        |              |              |            |        |       |                  |         |         |            |   |            |                        |        |     |
| ⑤ふるさと納税寄附金             | 9.7 億円             | 27 億円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |               |     |     |     |                    |                     |        |              |              |        |            |            |        |              |              |            |        |       |                  |         |         |            |   |            |                        |        |     |
| ⑥果樹産出額（令和5年・山形県）       | 40.8 億円            | 60.8 億円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |               |     |     |     |                    |                     |        |              |              |        |            |            |        |              |              |            |        |       |                  |         |         |            |   |            |                        |        |     |
| ⑦産業団地整備事業費             | —                  | 417,047 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |               |     |     |     |                    |                     |        |              |              |        |            |            |        |              |              |            |        |       |                  |         |         |            |   |            |                        |        |     |
| ⑧土地開発基金現残高（令和5年財政状況資料） | 3.9 億円             | 0 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |     |     |     |                    |                     |        |              |              |        |            |            |        |              |              |            |        |       |                  |         |         |            |   |            |                        |        |     |
| 一                      |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |     |     |     |                    |                     |        |              |              |        |            |            |        |              |              |            |        |       |                  |         |         |            |   |            |                        |        |     |
| 郎                      |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |     |     |     |                    |                     |        |              |              |        |            |            |        |              |              |            |        |       |                  |         |         |            |   |            |                        |        |     |
| 議                      |                    | 3. 本市の企業等誘致ではどのような産業（教育機関を含む）<br>の誘致を市長は現時点で考えているか。お伺いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 市 長<br>関係課長   |     |     |     |                    |                     |        |              |              |        |            |            |        |              |              |            |        |       |                  |         |         |            |   |            |                        |        |     |
| 員                      |                    | 4. 交通に便利等の立地条件はもちろんですが、それ以前の<br>基本的なこととして、自然が豊かで公害のないところが絶<br>対条件と考えます。特に、昨今清掃工場の排煙公害が問題<br>視されています。安心を得るためにも次のことをお聞きし<br>ます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 市 長<br>関係課長   |     |     |     |                    |                     |        |              |              |        |            |            |        |              |              |            |        |       |                  |         |         |            |   |            |                        |        |     |

| 受付順 | 質問者                                   | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                      | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 5   | 14<br>番<br>高<br>橋<br>一<br>郎<br>議<br>員 | <p>(1) 置賜管内の近接の市町清掃工場等での排煙基準や各種工場での排水基準は満たしているか。</p> <p>(2) (1) と同様に他管内の隣接する市町はどうか。</p> |               |

| 受付順 | 質問者                                  | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 6   | 8<br>番<br>小<br>松<br>武<br>美<br>議<br>員 | <p>1 南陽高校に対しての本市の支援について</p> <p>南陽高校は南陽市にとって言うまでもなく唯一の高等学校です。しかし、最近の志願倍率をみると定員 160 名に対し、令和 5 年度 0.61 倍、令和 6 年度 0.58 倍、そして今年度は 0.35 倍と毎年下がっています。その原因を分析することは難しいですし、学校や中身について言える立場ではないので控えますが、南陽高校には市役所部という部活があって、南陽市の活性化に向け様々なアイデアを出すなど素晴らしい活動を行っています。</p> <p>子どもの数が年々少なくなり、高校も生徒の取り合いになっていることは否めませんが、このままだと南陽高校の存続が危機的な状況になってしまうのではないのでしょうか。</p> <p>地元の高校が無くなってしまうと、地域の衰退や生徒の不利益につながる可能性もあり、大きな損失だと思います。</p> <p>高畠高校では、町の支援で町在住の生徒に限り、新入生には 10 万円、2 年生と 3 年生にはそれぞれ 3 万円を支給しています。J R を利用し通学している生徒には、3 か月以上の定期券に半額補助しています。</p> <p>また、町内の生徒で 2 キロ以上距離がある場合は、デマンドバスを出すなど、高校に入ってもらふ政策を行っています。</p> <p>白鷹町の荒砥高校では、新入生には 10 万円、2 年生には修学旅行費用全額補助、3 年生には自動車免許取得費用を、町内に就職し定住する生徒に 2 分の 1 補助する政策があります。</p> <p>このように、地元の高校に生徒を呼び込むために、自治体は何らかの支援をすることが必要ではないのでしょうか。</p> <p>高畠高校では、令和 4 年度 0.38 倍、令和 5 年度 0.44 倍、支援を導入した令和 6 年度 0.75 倍、今年度が 0.51 倍と少し下がりましたが、効果があると思えていいのではないのでしょうか。</p> <p>そこで伺います。</p> <p>(1) 南陽高校の志願倍率が毎年下がっていますが、存続の危機と捉えていますか。</p> <p>(2) 他の自治体のような経済的支援が必要と思いますが、支援の考えはありますか。</p> | 市 長<br>関係課長   |

| 受付順 | 質問者                                              | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 6   | 8<br>番<br><br>小<br>松<br><br>武<br>美<br><br>議<br>員 | <p>2 既存の公民館とコミュニティセンターの違いについて</p> <p>公民館の目的として、社会教育法第 20 条では「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」とあり、この目的達成のために第 22 条では「①定期講座を開設すること。②討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。③図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。④体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること」と記載されています。この法律にのっとり市内 8 か所の公民館で事業を展開しています。他に災害時の拠点や避難所開設にもなります。</p> <p>しかし、全国的には 1500 館あったものが 1300 館と公民館が減ってきています。背景には総務省が出した地方自治体の財政の立て直し方針に、地方自治体が従っているということがあるようです。生涯学習と言いながら学習の場が無くなっていくということは問題だと思います。</p> <p>公民館と同じような施設にコミュニティセンターというものがあります。コミュニティセンターは 1971 年に自治省が全国 40 地区にモデルコミュニティを指定することで始まり、公民館より明確に地域住民センターを志向していますが、公民館とコミュニティセンターとの違いは、殆どないに等しいと言われています。</p> <p>しかし、コミュニティセンターになると、所管が教育委員会から市長部局になり大きな違いが出てきます。教育行政の独立性が担保できなくなってしまい、市長が直接使用制限できるようになることは、非常に弊害が大きいと思います。</p> <p>また、公民館は社会教育法の適用を受けますが、コミュニティセンターは適用除外となって、住民の自主的な地域づくり活動など、利用の幅が広がるとなっています。人事の面でも違いが出てくると思います。</p> <p>現在の公民館は地域づくりや住民の文化・福祉の向上に大きな役割を果たしてきたと思います。少子高齢化の中、公民館運営委員のなり手を探すのも一苦勞ですが、住民との繋がりを持つことは大切です。</p> <p>そこで伺います。</p> | 市 長<br>関係課長   |

| 受付順 | 質問者                                              | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                              | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 6   | 8<br>番<br><br>小<br>松<br><br>武<br>美<br><br>議<br>員 | <p>(1) 公民館とコミュニティセンターの違いは何ですか。</p> <p>(2) コミュニティセンターのメリットとデメリットはどんなところですか。</p> <p>(3) コミュニティセンターに移行する場合は、住民への十分な説明と話し合いが必要と考えますがその考えはありますか。</p> |               |



| 受付順 | 質問者                                  | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 7   | 1<br>番<br>高<br>岡<br>遼<br>多<br>議<br>員 | <p>1、新型コロナワクチン接種後の副作用や後遺症について</p> <p>(1) 新型コロナワクチン接種後の副作用、特に、倦怠感や頭痛などの症状に加え、四肢の動作異常やブレインフォグ（思考力の低下）などが長期間続き、日常生活に支障をきたしている事例が報告されています。</p> <p>また、現時点で科学的に因果関係が特定されていないものも、「ワクチン後遺症ではないか」との疑念が広がる症状も多く報告されており、中には日常生活に支障を来すものや、命に関わる恐れのあるものも含まれています。</p> <p>さらに、国の予防接種健康被害救済制度では、接種と健康被害との因果関係が認定された場合に救済給付が行われますが、申請手続きの煩雑さや認定までの期間の長さが指摘されています。また、申請に必要な書類の収集や医療機関との連携にも課題があるとされています。</p> <p>健康な生活を送るために接種したワクチンによって、このような症状が出ている方が少なからず発生していることを踏まえて質問します。</p> <p>①本市における新型コロナワクチン接種後の副作用や、後遺症に関する相談件数とその対応状況について、本市における過去2年間の相談件数と内容・それについての対応状況についてお尋ねします。</p> <p>②予防接種健康被害救済制度の申請手続きにおいて、市としてどのような支援を行っているのかお尋ねします。</p> <p>健康被害救済制度の申請には、医療機関からの診断書や各種書類の提出が必要であり、申請者にとって負担が大きいとの声があります。市として、申請者への支援体制や相談窓口の設置状況についてお尋ねします。</p> <p>③副作用や後遺症に関する市民への情報提供や啓発活動について、今後の計画や取り組みをお尋ねします。また、ワクチン接種後の副作用や後遺症に関する正確な情報提供は、市民の不安解消に重要です。市として、どのような情報提供や啓発活動を行っているのか、また今後の計画について教えてください。</p> | 市 長<br>関係課長   |

| 受付順 | 質問者                                                      | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 7   | 1<br>番<br><br>高<br>岡<br><br><br>遼<br>多<br><br><br>議<br>員 | <p>2、置賜地方広域による産業・工業団地造成と定住人口の確保について</p> <p>(1) 総務省が推進する「定住自立圏構想」は、人口減少や少子高齢化が進む地方において、都市と周辺市町村が機能を分担・連携しながら、圏域全体で暮らしと産業の基盤を確保していくことを目的として、平成 21 年度に構想・展開されました。</p> <p>この構想に基づき、置賜地方でも平成 30 年 2 月 26 日に、全 8 市町、南陽市・米沢市・長井市・高畠町・川西町・白鷹町・飯豊町・小国町によって「置賜定住自立圏」が形成されました。</p> <p>それから 7 年が経ち、人口減少と少子高齢化が加速度的に進む今、置賜地方を形づくる我々がちからを合わせ、産業・工業団地を造成し、あたらしい産業を誘致し、住民が希望を持って暮らすことができるまちをつくる必要があると考えお尋ねします。</p> <p>①定住自立圏構想の理念を、本市はどのように受け止め、具体的な施策に活かしているのかお尋ねします。</p> <p>②人口減の加速度的な進行、その一因にあるのが若者の都市部への流出です。その原因は様々ですが、ひとつに地方には魅力的な環境・仕事が少ないことがあげられます。そしてこれはどの自治体でも似たような問題を抱えています。</p> <p>そこで置賜 8 市町と力を合わせ、広域行政連携による共同出資型の広域産業団地・工業団地の造成を目指す考えはあるかについてお尋ねします。</p> | 市 長<br>関係課長   |

| 受付順 | 質問者                     | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 答 弁 を<br>求める者     |
|-----|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 8   | 1 1 番<br>須藤<br>清市<br>議員 | <p>1 市民参加でのまちづくり推進の充実に向けて</p> <p>現在、南陽市の行政推進において、様々な要因から発生した社会構成要素の急変に、対応すべき大きな課題が多く存在しています。旧ハイジアパーク南陽の再活用、秋葉山山林火災後の整備、企業の移転発表による地域整備の見直し、少子化での学校数減と学校統合等の経営検討の見直し、その他の検討が関係者により始まっています。見方を変えれば、その対応こそが未来への改革実行の舞台到来と考えられ、正に本年令和7年度は、市制60周年間近にして、南陽市6次総合計画の後期5年間計画作成の年、まち・ひと・しごと創生総合戦略の地域創生戦略の新規5年計画作成の年、また市第2期DX推進計画立案の年と、市民が豊かに生活できる未来づくり挑戦の舞台の上に存在しています。今こそ、多くの市民が協議を重ねて、未来の夢・目標を設定し、市民総意で協働して実現していくことが肝要であります。</p> <p>会派六合会は、政策議会を意識し市民意見を反映し研修して行こうと考え、行動指針として「行政執行と現状を監査し提案型で自治体政策の制御や変更させたりする立法府の議会活動を目指す」としており、私の考えとして以下6点について当局の考えをお聞きします。</p> <p>(1) 郷土理解と郷土愛につながる、市内の文化財についての取り組みについて</p> <p>長岡南森遺跡の調査の経緯と、この史跡を国指定遺跡「稻荷森古墳」とともにある国指定の文化財登録にむけ運動し、南陽市内の多数の財産（史跡・人物・産物・自然・ものづくり・思考・宗教等）を文化の市として顕彰していく必要があると思いますが、その市の取り組みはいかがですか。</p> <p>(2) 市内地域の集積の軸である学校教育・社会教育の展開について</p> <p>少子化の中、子ども生徒の成長と教員関係者の環境を軸に中学校統廃合も一つとして考えられていますが、小中での学校教育展開上の問題と地域における社会教育との関連で地域から学校をなくさない方法で、新たな教育展開を考えられないでしょうか。</p> | 市長<br>教育長<br>関係課長 |

| 受付順 | 質問者                                                | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 8   | 1 1<br>番<br><br>須<br>藤<br><br>清<br>市<br><br>議<br>員 | <p>(3) 市内各地域の状況を活かした特徴ある地域開発の支援について</p> <p>八つの公民館毎に抱える生活状況が違い抱える課題も可能性も様々であり、地区運営と行政サービスの融合を考えると、地域毎の自主自立の機運を育て目的等条件のもとで人（行政的窓口）と資金を当てがっていくことを拡大していけないでしょうか。</p> <p>(4) 広域の軸となる JR とフラワー長井線の駅である「赤湯駅」周辺の整備について</p> <p>ゴミ・し尿・予防消防・医療提供、健康増進ほか、人口減少子高齢化のもとで広域行政の展開の役割が益々深まっていくと予想される中、道路鉄道等交通手段に優位にたつことで具体的に南陽市が市民や他市町により役立っていくことが重要と思われます。赤湯駅東口への県道拡張が目される中、西口の駅と周辺土地利用の充実を期し、赤湯駅周辺地区を特区的な集積地として駅集積モデル地区として、住民意識を軸にしながら、JR やフラワー長井線との共通の新目的を立ち上げ連携して、将来の南陽版 道の駅構想も立ち上げながら、この地だからできる新しい「観光DMO」の立ち上げが一つの方法でもあります。インバウンド客が増える中、広域と住民に叶う新赤湯駅周辺構想を立ち上げていくよう検討強化すべきと考えますがいかがですか。</p> <p>(5) 市内の自然力「赤湯源泉」を活かした世界の保養地作りへの取り組みについて</p> <p>二色根源泉がなくなり、森の山源泉活用の充実も図るべく新しい源泉掘削を入れながらの温泉保養地計画を構想できないかと思います。現状の詳細見直しとこれからについてどのように考えていけるでしょうか。</p> <p>(6) 市民による未来協議会「未来市民会議（仮称）」の立ち上げについて</p> <p>肩書を抜きに市民に自由なまちづくりの提案として今以上に意見を集積する機会として、市が事務局となり市民有志を一定の規模で募り、ハイジアパーク跡地を公園として活用するなど、市民による市民参加運営の事業として検討を図ってはいかがでしょうか。</p> |               |

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 開 議

○議長（遠藤榮吉議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は16名全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

なお、当局より、説明員竹田啓子市民課長が都合により欠席の旨、通知がありましたので、代わりに伊藤直人市民課長補佐が出席しておりますので、御報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第2号によって進めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第1 一般質問

○議長 日程第1 一般質問であります。

本定例会において一般質問の通告があった議員は8名であります。

一般質問においては、発言される議員、答弁される執行部ともに簡明に行い、その成果が十分に得られるよう、そして市民の負託に応えられますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、本定例会の一般質問において、中村孝律議員、山口裕昭議員、高橋一郎議員より、映像を使って説明したい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

それでは、順序に従い一般質問に入ります。

---

## 濱 田 藤 兵 衛 議 員 質 問

○議長 初めに、9番濱田藤兵衛議員。

〔9番 濱田藤兵衛議員 登壇〕

○濱田藤兵衛議員 皆さん、おはようございます。

9番、日本共産党の濱田藤兵衛です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、3月議会で一般質問の直前になってコロナ感染が分かりまして、突然欠席をしたということで、議長さん、それから市長、そして市当局、それから議会事務局の皆さんにも大変御迷惑をおかけしたことをまず冒頭にお詫びしておきたいと思います。どうもすみませんでした。

さて、私の一般質問は訪問介護についてであります。

後は読み上げる形で説明をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（1）私は、昨年6月議会に引き続き、訪問介護の問題について質問したいと思っております。その理由は、介護サービスの充実は昨年の共産党市民アンケートで3番目に多かった要望事項であり、市内の高齢者の多くが強い関心を持つ事柄だからであります。

その中の一人の声を紹介いたします。「様々な事情から在宅介護が困難な、あるいは入院中で退院を勧められても受け入れる老健施設や特養施設が待機者でいっぱい、すぐに入るといのは全く不可能なのが現状のようです。これでは、保険と言いながら、いざ給付が必要となったら「行くところがない」というのでは、まさに国家的な詐欺です。」と記入されておりました。

この方の場合、在宅介護にして訪問介護サービスを受けることになりますが、今、全国で訪問介護事業所の倒産、廃業が相次いでいるといえます。そのために、訪問介護サービスが受けられるとは限らない。介護保険は2000年に始まりますが、2000年の介護保険開始時の介護保険料平均月額2,911円から始まって、今は平均月額6,225円を支払っております。

これを仮に私の場合に当てはめて、仮に私の

場合に当てはめるといいますのは、私は2000年に介護保険が開始されましたけども、当時既に45歳でして、最初の5年間は保険料を支払っておりません。そういうこともありまして、仮にというふうに言葉をつけておりますので、補足をしておきたいと思います。

40歳から64歳まで月額2,911円を25年間、65歳から平均寿命の80歳まで6,225円を16年間払えば、総額約200万円の保険料を支払うことになります。それなのに、いざ介護保険を利用したいときに、入所施設に空きがなく、訪問介護サービスも使えなければ、非難されても当然ではないのでしょうか。厚労省老健局長を務め、制度創設を主導した堤修三氏も改悪を続けた現行介護保険制度を「国家的詐欺」と批判していることが報道されております。

さて、2024年4月から訪問介護基本報酬が2から3%減額されて1年が経ち、市内の介護事業所の事業収入の面、運営の面でどう影響したかをまず明らかにしていきたいと思っております。

全国状況は、2019年度から2023年度までの5年間で、8,600以上の訪問介護事業所が消滅をしました。全国約1,700自治体のうち、約4分の1弱に当たる374自治体で、訪問介護事業所はゼロまたは1か所のみであります。山形県の状況は、2017年の訪問介護事業所数を100とした場合、2022年は95.4に減少し、全国ワースト7位、また高齢者1万人当たりの山形県の訪問介護事業所の数は5.8となり、全国ワースト2となっております。

市町村別に見ると、訪問介護事業所がゼロの自治体は大江町、大蔵村、戸沢村、白鷹町、1か所は尾花沢市をはじめ12市町村、この中には置賜地区の川西町、小国町も入っております。

また、高齢者やその家族の相談に乗り、介護サービスの利用に欠かせない計画書、ケアプランを作る介護支援専門員、ケアマネジャーの不

足も深刻になりつつあるといえます。

ケアマネジャーが働く、居宅介護支援事業所が一つもない自治体は昨年末時点で全国29町村に上り、事業者が残り一つの自治体が201市町村あることが明らかになっています。

以上、全国と県内の実情を踏まえて、以下、質問をいたします。

①施設入所を希望しながら待機させられている高齢者の数は、どれほどあるのでしょうか。

②今現在、南陽市内で稼働している訪問介護事業所は、幾つあるのでしょうか。南陽市の高齢者1万人当たりの訪問事業者数は、幾つになるのでしょうか。

③南陽市の介護保険運営協議会の資料を見ると、令和5年までに二つの事業所が閉鎖されています。その理由は何なのでしょう。特に、公的な役割を持つ社会福祉協議会が令和4年3月に訪問介護の事業を中止したのは、どのような理由によるのでしょうか。

以上、お答えをいただきたいと思います。

続いて、(2)訪問介護事業所が事業を中止する主な原因は、第1にホームヘルパーやケアマネジャーなどの人材不足にあるといえます。一般の労働者に比べて、月額7万円から8万円以上低い賃金の問題、長時間・過密労働の厳しい労働環境の下で、介護職員の離退職が相次いでいますが、新規採用希望者は極めて少ないといえます。

実際、ホームヘルパーの有効求人倍率は、2023年度で14倍を超えています。また、ヘルパーの年齢構成は、20歳代は僅か4%、60歳代が40%を超え、80歳代のヘルパーも現役として重要な戦力になっており、「公的老老介護」と言われる職員構成となっております。いずれ、高齢のヘルパーの方々の退職が進んで、厚労省の予測では、2026年度全国で必要なヘルパー240万人のうち10%、25万人が不足すると予測をしております。

訪問介護事業所を閉鎖する第2の原因は、介護事業所の大幅な減収による経営危機であります。

国が決める介護の公定価格である介護報酬は、2003年度から2021年度に介護報酬の本体部分は5.74%も削減され、さらに昨年4月から2から3%削減されています。この結果、ほぼ平均的な規模の訪問介護施設、20人前後のホームヘルパーを雇用する小規模の事業者では、およそ年額250万円以上の収入減になっているといえます。

もともと訪問介護事業所の約4割の事業所が利益率0%未満の赤字事業所でありましたが、厚労省のこの3月公表の2024年度訪問介護事業所に関する事業所調査によれば、全国の訪問介護事業所の6割近くが改定前より大幅な減収となったと報道されております。

厚労省は、「基本報酬を下げたものの、介護職員の賃金引上げに充てる「処遇改善加算」をほかのサービスより高く引き上げているので事業収入全体では影響はない」と語っております。しかし、介護報酬がプラス改定になるのは、処遇改善加算を取得していなかった事業所が新たに取得する場合だけであり、プラス改定事業所は全体の1割にも達しないといえます。

また、加算要件を見ますと、サービスの質がより高い訪問介護への特定事業所加算は算定要件が厳しく、24時間の連絡体制とそれに対する訪問介護の体制整備、職員の3割以上が国家資格の介護福祉士を持っている、研修体制の整備、複雑な事務処理などの要件があり、大半を占める小規模事業所が加算要件をクリアするのは容易ではないとお聞きしました。

さらに、老人保健施設の事業者など介護10団体が全国1万1,203事業所について、この4月に行った緊急調査によると、全体の79.7%が政府の賃上げ支援策、5.4万円を申請し、78.1%が介護職員処遇改善加算の最上位を算定してお

りますが、それでも賃上げ率は他産業との格差が広がっており、政府の処遇改善策が極めて不十分であると指摘しております。

こうした訪問介護事業所の厳しい経営実態と、それによる訪問介護サービスを受けられない高齢者の増加について、まず昨年6月に衆議院厚生労働委員会で、全員一致で、2024年度の報酬改定の影響について現場の意見を聴取し、必要な措置を行うことを政府に求める決議が可決されております。

次いで、全国市長会でも、この3月17日に訪問介護基本報酬の減額について、緊急で十分な財政支援、報酬改定期、あと2年半後になりますけれども、報酬改定期を待たず、必要な見直しができる仕組みの導入という緊急要望書を国に提出しております。

以上の概況を踏まえて、質問いたします。

①市内の訪問介護事業所のヘルパーの数、正規と非正規との割合、おおよその賃金は幾らか。

②南陽市内の訪問介護事業所の23年度までと24年度との事業収入変動はどうか、お答えいただきたいと思います。

(3) 以上のような訪問介護事業への報酬引下げによる事業所の大量の撤退・廃止・倒産が進めば、介護事業に直接責任を持たせられた市町村こそが住民から厳しい批判を受けることになります。

これを避けるために、新潟県村上市、人口5万4,000人は報酬引下げによる減収分を昨年4月の改定に遡って独自に援助し始めました。引下げ前の23年、訪問介護の基本報酬に本体部分の平均引上げ率とした0.61%を上乗せした額と、引下げ後の実績の報酬額との差額を市内17の訪問事業所に支払うものであり、3月に計年800万円支払う予定だったと聞いております。

また、ガソリン代の高騰が事業を圧迫しているのをカバーするため、燃料費支援金として、車1台につき月3,000円を支給するそうです。

さらに、利用者宅まで7キロ以上かかる訪問介護に1回50円を上乗せするそうです。事業規模は、600万円だということです。

この支援策は、次期介護報酬改定まで3年間の措置で総額4,200万円、介護保険給付等準備基金を取り崩すというものであります。

同様に、東京都世田谷区では、262の訪問介護事業所に、1事業所当たり88万円を支給したそうです。

また、北海道中頓別町は、「民間では耐えられない額の赤字だ。町が事業を救うしかなかった」と、訪問介護事業所を町営化いたしました。

さらに、千葉県流山市では、事業所の賃金とは別に、介護福祉士の資格を持った介護職員に月9,000円の賃金補助を行っていると聞いております。

以上の全国の先進自治体の訪問介護事業への支援策を踏まえて、南陽市行政としてもどのような支援を考えておられるのか質問したいと思います。

①国からの訪問介護基本報酬引下げの中で、物価高、ガソリン価格高騰と、南陽市内の訪問介護事業所の運営も厳しい。南陽市としても助成を検討中と聞いておりますが、どのような助成か、具体的にお聞きしたいと思います。

②南陽市内の訪問介護サービス事業所では、何よりも訪問介護ヘルパーの人材確保を望んでおります。そのためには、何よりも訪問介護ヘルパーの賃金引上げが必要であります。既にある山形県の施策、福祉施設での非正規女性労働者への賃金助成金年5万円に加えて、市独自の上乗せ賃金施策が必要ではないでしょうか。市長の考えをお聞きしたいと思います。

以上、どうぞよろしく御回答をお願いしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

9番濱田藤兵衛議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、訪問介護事業所の実情に係る御質問の1点目、施設入所を希望している高齢者の待機者数についてでございますが、南陽市内の施設サービス提供を行っている事業所における待機者は延べ287名になります。

なお、この287名の中には、複数の施設に申込みをしている方、既に別の施設への入所が決まっている方やお亡くなりになっている方なども含まれるため、実人数ではございませんので、あくまでも参考の数値として御理解をいただければと存じます。

次に2点目、今現在、南陽市内で稼働している訪問介護事業所の数と高齢者1万人当たりの訪問事業者数についてでございますが、訪問介護事業所は市内に5施設、高齢者1万人当たりの訪問事業者数は4.84事業所となっております。

次に3点目、令和5年までに二つの事業所が閉鎖された理由は何か。特に、社会福祉協議会が訪問介護の事業中止した理由についてでございますが、閉鎖された事業所につきましては、社会福祉協議会、訪問介護と介護サービスあんずの二つの事業所になります。

いずれも、事業継続していくために必要な介護職員の確保が難しいなどの理由から、社会福祉協議会訪問介護は事業を休止し、介護サービスあんずは事業を廃止しております。

次に、訪問介護事業所が事業中止する原因に係る御質問の1点目、市内の訪問介護事業所のヘルパーの数、正規と非正規の割合、おおよその賃金についてでございますが、市内のホームヘルパーは58名、割合は正規が53%、非正規が47%となっております。

また、市内ホームヘルパーの賃金については、民間企業情報でもあり、答弁を差し控えさせていただきますと存じます。



ちなみに、厚生労働省の令和6年度介護従事者処遇状況等調査結果によりますと、賞与を含む月額が常勤で月平均約33万円と公表されています。なお、非正規についての数値は確認できませんでした。

次に2点目、南陽市内の訪問介護事業所の2023年度までと2024年度との事業収入変動についてでございますが、令和6年度と介護報酬改定前の令和5年度を比較した場合、減少幅に3%から10%のばらつきがあるものの、いずれの事業所も年間事業収入は減少しているとお聞きしております。

次に、南陽市の支援に係る御質問の1点目、南陽市としても助成を検討中と聞いたが、どのような助成かについてでございますが、市内の訪問介護事業所に対して、訪問介護サービスにおける基本報酬の引下げ分相当分を支援金として交付することとし、その財源には介護保険給付基金を活用したいと考えております。

また、実施期間としては、次期介護報酬改定までの令和7年度及び令和8年度分と考えておりますが、その間に国において報酬等の改善が図られれば、その時点で事業を終了する予定としております。

次に2点目、市独自の上乗せ賃金施策についてでございますが、現在の介護職の人材不足の深刻な状況、また、少子高齢化により、将来に至るまでの人手不足については深く懸念しており、山形県市長会や東北市長会で訪問介護サービスの提供体制の維持に必要な報酬の在り方について国への要望、提言を重ねてまいりました。

市独自の取組といたしましては、物価高騰対策支援として、複数回にわたり光熱費等に対して支援金を給付してまいりましたが、賃金の上乗せを継続的に実施することは困難と考えております。

介護保険制度は、全国一律の基準を用いる社会保障制度であることから、まずは介護事業に

関わる職員が安心して業務に従事できる賃金水準を国の責任において確保するよう、今後も様々な機会を捉えて強く要請してまいります。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

9番濱田藤兵衛議員。

○濱田藤兵衛議員 ただいま回答いただきまして、誠にありがとうございました。

私自身も五つの事業所を回って、実態と要望をお聞きしております。先ほどの御回答と重なる部分、またちょっと重ならない部分もありますが、いずれも市のほうからの聞き取りのほうが多かと思いますが、私のほうの聞き取りのほうについても参考にさせていただきたいと思っております。

訪問介護事業の収入については、報酬単価の減額を、訪問回数を増やすことで補い、何とか23年度並みにできたという施設が二つほどありました。しかし、20%以上減額だったという施設もございました。そういう中で、先ほど市長からの答弁にもありましたが、物価高騰対策として30万円を頂いたのが大変ありがたかったという話を聞いております。付言しておきたいと思っております。

ヘルパーの構成については、先ほど58人という話がありましたが、私は50人ほどというふうにつかまえておりますけれど、訪問介護ヘルパーのうち正規職員は平均年齢が50歳前後、非正規職員は65歳前後となっております。70歳以上の職員は10人ほどいました。ある施設では、訪問介護ヘルパーが不足しているために、外国人6人を採用した。しかし、言葉が不自由なため、訪問介護ができないというふうに考えて、施設内の入所者サービスを行って、今、研修中だというふうに語っておりました。

介護の要請に応えられなかったことがありましたかというふうに聞きましたら、人手不足のため、市外からの要請は断らざるを得なかった

というふうに回答しております。

南陽市への要望については、何よりも職員の確保が事業継続の鍵であり、職員の確保への支援助成が欲しい、訪問介護ヘルパーへの賃金改善助成が欲しい、次いでガソリン代の補助、ヘルパーの資格取得への補助というものであります。

賃金については、これはおおよそお話ししていただいたところだけということになりますが、正規職員は17万円から27万円、非正規職員は10万円から12万円ほどでありました。

印象に残った言葉としては、「この仕事もやれば面白いんですけどね」というふうに声がありました。当然その後に、言われなかったのは、賃金が低いために、面白い仕事なだけで続かないです、希望がないんですということがあると思われま。

それから、ちょうどテレビのドキュメンタリー番組で、89歳の訪問介護ヘルパーが自転車で活き活きと各家庭を回って仕事をする様子が報じられていた。御覧になった方もいらっしゃるかと思います。在宅で高齢者が待っていてくれるのが励みだというふうに語っていました。

先ほどの市長の回答では、訪問介護事業所への2年間の支援が新規に行われる計画だということでありました。これについては、5月17日付の山形新聞でも、県内で同様の支援策を打ち出すのは初めてとの高い評価が行われております。

先進地区や新潟県村上市への情報収集も行われ、国の訪問介護報酬削減の方針に逆らって、独自の助成で報酬を元に戻す決断や、新しい条例の作成までの事務量の多さを考えますと、市長、副市長、担当課長、関係者の勇断と労力に大いに敬意を表したいと思っております。

新潟県村上市の高橋市長さんは、国が減額を決めたものを市が勝手に補ったりすれば、ペナルティーが課せられるのではないかというふう

に心配したそうです。しかし、学校給食の完全無償化等では、国会での答弁もあり、市町村、県が応援するのは差し支えないという答弁があり、それなら介護保険事業でも訪問介護事業でも同じではないか、そういうふうに勇気を得たというふうに語っております。

ところで、訪問介護事業所の撤退、廃業、破産のもう一つ大きな原因である訪問介護ヘルパーの人手不足に対する施策については困難だというような回答がございました。

しかし、ここを何とか超えないことには、特に若い訪問介護ヘルパーの採用がかなわないということになるのではないのでしょうか。実際に、一般的な労働者の平均賃金よりも月額8万円以上低いという全国的な統計ですが、最新の統計では月額11万円低いという統計もあります。

そういう中で、若い人が専門学校まで行くかどうか分かりませんけれども、必要な試験を通して、そして資格も取って、そしてそれなりにお金がかかった上で就職するには、11万円、8万円低い事業所に就職するかと思えば、それはなかなか困難だというふうに思うのが自然だと思います。

どうぞ、市長におかれましては、ぜひ直接支援の方策を考えていただきたいと思います。

そして、いろいろ資料を調べましたら、特に大きな問題だということで指摘されていたのは、職業紹介所、テレビ等でも幾つも幾つも職業紹介のコマーシャルが出ますけれども、あれが一体どれぐらいの費用がかかるのかということについて、私も保育園の理事もしておりましたし、いろんな情報を得ましたら、年収の2割から3割、50万円から60万円を1回に支払わないと、人材紹介会社を紹介してくれないというふうに聞いております。

ただでさえ赤字の大きい事業所が一時的にそんな大金を支払えるかといったら、それはなかなか困難です。

そういうことを考えましたら、ぜひ市長には、住み慣れた自宅で老後を送りたいという南陽市の高齢者の要望に応じて、介護保険制度の運営主体であり、責任と権限を持つ南陽市長がさらなる勇断を奮って、訪問介護ヘルパーの賃金引上げ助成の施策を実現していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

具体的には、山形県が既に実施しているような時給を50円以上引き上げた福祉施設に非正規労働者1人当たり年5万円の助成をすると、それを市としても独自に上乗せをすると、そういうことなんかはもう既に県がやっていることですから、市でもできないというふうにはならないのではないか、そんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、南陽市の高齢者や訪問介護事業所の期待に応じて、これからこういう方向を示したいと、そういうことがございましたらお伺いしたいと思います。市長、どうぞよろしく願います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 御質問にお答え申し上げます。

まず、全体的な感想としまして、この訪問介護の基本報酬が減額されたことについては、全国的に大変大きな問題となっており、南陽市としても危惧しているところでございます。そうしたこともあって、山形県市長会、春の市長会におきまして、南陽市から訪問介護に係る報酬の見直しについて独自に提案をしまして、それが採択され、先般行われた東北市長会においても、その提案も採択され、そして昨日ですけれども、全国市長会がありまして、その場で東北市長会から出た本市の訪問介護に係る提案は採択され、全国市長会全体として、国、政府への提言になることとなります。

国においては、基本報酬を下げたものの介護職員の賃金引き当てに充てる処遇改善加算をほ

かのサービスよりも高く引き上げているので、事業収入全体では影響はないと。収入全体では影響はないかもしれないわけですが、処遇改善加算というのは、処遇を改善する、賃金を増やすということは人件費を増やす、その分が上乗せされても、上乗せ分は賃金として出費に充てられるので、プラス・マイナス・ゼロ、報酬の削減額だけが実質的な収支のマイナスとして残ってしまうと、そういう問題があり、もともと利益を潤沢に計上している事業者であれば、それは吸収可能かもしれませんが、ほとんどの事業所はそうではないと、そして、特に山形県もそうですし、東北や地方において、移動距離が長い、しかも人材が不足している訪問介護分野においては、経営がますます圧迫されているという状況です。

このままでは、山形県内にもある訪問介護事業所がゼロの自治体が次第に増えていく。南陽市としても、その危惧を抱えているところでありまして、何とかしなければいけないというふうに思っております。

そこで、担当課のほうから訪問介護事業所の声を受けて、今回の市の支援施策について提案がありまして、それはやらなければいけないというふうに思い、実施したところであります。

先ほど、村上市の高橋市長のお話がありまして、おとといも会議で一緒でありましたけれども、これは国の方針に逆らってというよりは、国が全体を見て、制度を改定したけれども、現場の実情と合わなかった部分については、やはり現場の市町村が一番よく分かる話ですので、そこをいかに是正していくかという、いずれにしても制度を改善しようという中での模索だというふうに思っております。

こういった実情を国に届けていくことが大切だと感じています。

そして、御質問にありました訪問介護ヘルパーの賃金上乗せにつきまして、本市でも検討い

たしましたが、まずは、基本報酬減額分の穴埋めとして一定の支援をさせていただくということで今回は考えましたけれども、今後も状況をしっかり注視しながら必要な対応を取ってまいりたいと考えております。

○議長 9 番濱田藤兵衛議員。

○濱田藤兵衛議員 御回答をありがとうございました。

そして、東北市長会、全国市長会でのこちらの要望の取入れなど、奮闘なさっていることについて感謝申し上げたいと思います。

しかし、重ねて言うようですが、南陽市への要望について私が伺ったことについて繰り返します。何よりも職員の確保が事業継続の鍵であり、職員の確保への支援助成が欲しい、訪問介護ヘルパーへの賃金改善に助成が欲しい、このように言っているということでもあります。

そしてまた、賃金については、常勤は38万円だという御回答がありましたが、先ほど言いましたとおり、常勤であっても南陽市の場合は17万円から27万円だというふうに聞いております。この辺りについて、より正確な額があればいいのですが、私が聞いているところと市長の御回答に大分乖離があります。間違いなく賃金が低過ぎるというところに介護事業の訪問介護事業の困難さがあるんだと思います。

ぜひもう一度、直接の訪問介護ヘルパーさんへの賃金改善等を考えていただくよう再度要望いたしまして、私の質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長 以上で、9 番濱田藤兵衛議員の一般質問は終了いたしました。大変御苦労さまでございました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は、11時といたします。

午前10時39分 休 憩

午前11時00分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

中 村 孝 律 議員 質 問

○議長 次に、5 番中村孝律議員。

〔5 番 中村孝律議員 登壇〕

○中村孝律議員 改めまして、おはようございます。

議席番号5番、保守公明クラブ、中村孝律です。

一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。会派と議長に感謝申し上げます。

6月に入り、周りを見渡しますと、田植を終えた美しい田園風景や実をつけた果実園、ジベづけが始まったぶどう園が目に入ってきます。心が落ち着き、穏やかな気持ちになる時期です。この美しい風景は、農家の方々が先祖から受け継いだ土地への愛着と感謝、誇りの表れであると思います。この美しいふるさとの風景は、それぞれの個人の財産ではありますが、未来につながる本市の共有財産であるとも考えます。この美しい風景を守ることは、この地に住み続ける人たちや、これから移住を考える人たちの希望や将来を担う子どもたちの郷土愛につながる大切なものだと考えております。

しかし、その美しい風景が減り始め、荒れ果てた農地が目につくようになってきております。荒れた風景は、確実に市民をネガティブな気持ちにさせていると思います。その原因は多様で、減反政策、終わりのない獣害、採算が取れない農業、後継者不足など、原因は多くあります。

高度成長は産業の中心を農林業から工業、商業へ展開してきたと思います。工業、商業の発展は大変重要です。また、農林業も同じで、本市においては、その両立が求められていると思います。全ての産業を発展させ、交流人口を増やし、活気ある生活を維持する上では、交通イ

ンフラは重要であり、日常社会生活、地域間交流、物流に大きく影響するものと考えます。

話は変わりますが、本市出身のプロ野球選手菅井信也選手について少し触れたいと思います。彼は小学校3年生から野球を始め、中学校ではエースとして活躍し、山本学園高等学校、現在の惺山高等学校に進学し、南陽市赤湯在住の野球部監督から投手としての指導を受け、プロ志願届を出すまでに成長しました。山本学園高等学校は甲子園出場の経験は一度もありませんが、二人もプロ野球選手を出している学校であります。

本人の努力はもちろんですが、南陽市在住の野球部監督のすばらしい指導と人脈の結果でもあります。2021年度のドラフト会議で、育成枠3巡目で指名を受けました。2024年の6月に支配下選手契約を結び、背番号71を獲得しました。

入団から4年が経った今季、菅井選手は4勝目をマークしました。育成出身投手から出場選手登録、1軍昇格を果たしてのこの結果は快挙であり、本市としては誇るべきことです。この快挙に、本市を挙げて祝福し、盛り上げていくべきだと強く考えております。

参考ですが、2024年12月に菅井選手が所属するプロ野球本拠地において、1日警察署長を務めております。また、他県において講演会の開催、野球教室も行い、多くの交流を深めているようです。本市としても、後援会の立ち上げへの後押し、様々なイベント開催をぜひとも願っています。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

スマートインターチェンジ整備と中川地区新産業団地計画について質問させていただきます。

(1) 第6次南陽市総合計画、施政方針に掲げているスマートインターチェンジの整備は、産業振興、交流人口の拡大が図られ、経済の活性化が期待されます。スマートインターチェン

ジ候補地付近には企業も多く、本市の活性化には重要かつ必要不可欠と考えます。

①スマートインターチェンジは必要と思うか、改めて質問いたします。

(2) 中川地区の企業の新工場が上山市の「かみのやま温泉インター産業団地」に建設することで、新産業団地整備計画への影響はあるのかお聞きします。

①新産業団地整備予定地は、国道、県道に挟まれ、JRの駅も近くにあり、今年度から閉館となった児童館と休校となった小学校に面しているほか、近くには休校した中学校もあることから、予定地の新産業団地整備は市の財産であるその施設の利活用には大きく影響する事業であります。地区内には、大小合わせて15社以上、ここでちょっと訂正させていただきますが、実質は20社以上ございました。企業があることから、産業団地の整備は今後の産業経済発展にはとても不可欠と考えます。市内地区内の企業に残っていただくためにも、新産業団地は現在の整備予定地に必要であると考えます。

そこで、市長のお考えをお聞きしたいと思っております。

2番目として、災害時の水源確保についてであります。

(1) 近年、全国で大規模災害が発生しております。阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震などであります。現場において、緊急時の水確保問題は切実で、被災地自治体が行った市民アンケートでは、地震後に最も困ったこととして、水の確保が挙げられております。これは、災害時の水供給体制に改善の余地があると思われます。上下水道といった水循環を構成する水インフラの耐震化は一層の推進が必要と考えます。

今回は、もしもに備え、代替水源としての地下水有効活用について伺います。地下水は飲料水、生活用水、農業用水、工業用水などの水資

源のほか、消雪やエネルギー源など、多様な用途に利用される地域の貴重な資源であります。災害時の水インフラの被災において、地下水が生活水の代替水源として重要な役割を果たしております。

本市においても、災害時に備え、地下水、いわゆる井戸の活用について検討する必要があるのではないのでしょうか。

呼び名は様々ございますが、ここでは災害時協力井戸と表現させていただいております。井戸の所有形態は、公有、私有に大きく分かれますが、市内の井戸の所有主体を詳しく調査することで、潜在的な災害時協力井戸の発見につながるものと考えております。

①大規模災害が本市で発生し、給配水管や水道設備が損壊したときの復旧までに要する最悪の状況の想定について教えていただきたいと思います。

②災害時に役立つ代替水源は必要と思うのか、お聞きいたします。

③全国的に関心が高い井戸の活用、湧き水の活用など、他自治体の取組を調査検討したことはあるのでしょうか。

④代替水源確保の重要性から、地下水活用推進に向けた検討委員会などを設置する考えはあるのでしょうか。

以上、質問とさせていただきます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 5番中村孝律議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、スマートインターチェンジ整備と中川地区新産業団地計画についての御質問の1点目、スマートインターチェンジは必要と思うかについてでございますが、東北中央自動車道におきましては、米沢八幡原インターチェンジ以北のインターチェンジ間の中で、南陽高畠イン

ターチェンジからかみのやま温泉インターチェンジまでの距離が15.3キロメートルと最も長い区間となっております。

この区間にスマートインターチェンジを設置することにより、産業振興、観光の推進、経済の活性化、物流の効率化が図られるほか、道路網の多重ネットワーク形成による災害時の緊急輸送路の確保及び救援物資の輸送、復旧支援活動等の迅速化が期待されるため、スマートインターチェンジは必要と考えております。

次に2点目、中川地区の企業の新工場がかみのやま温泉インター産業団地に建設されることで、新産業団地整備計画への影響はあるかについてでございますが、産業団地の整備につきましては、議員がおっしゃるとおり、今後の産業・経済発展には重要と考えております。

また、中川地区につきましては、配電盤関連の企業が多く集積されており、地区全体の産業活性化を維持していくためにも、地元企業支援に引き続き力を注いでまいりたいと考えております。

その一方で、産業団地の整備につきましては、5月21日の議員全員協議会の中でも申し上げましたが、今年度、副市長をトップにした産業団地整備検討会を開催し、中川地区を含めた市内全域において、改めて新産業団地の候補地を選定していきたいと考えているところでございます。

次に、災害時の水源確保についての御質問の1点目、大規模災害が本市で発生し、給配水管や水道設備が損壊したときの復旧までに要する最悪の状況の想定についてでございますが、本市では、平成29年に作成した南陽市上下水道管路更新計画におきまして、大規模地震発生時の被害想定をまとめております。

その中では、平成28年11月に策定された山形県地域防災計画に基づき、本市で最大の被害が予測されるマグニチュード7.7規模の長井盆地

西縁断層帯地震で設定しておりますが、市が管理する配水管への被害につきましては、財団法人水道技術研究センターが平成23年3月に発刊しました地震による水道管路被害予測の手引きに記載されている予想式を使用し、管種、継手、口径、地形を考慮して算出すると、1キロメートル当たり0.93件の水道管の破損被害が発生すると予測され、管路延長253キロメートルの総被害件数は234件、断水率は93.55%と見込んでおります。

なお、応急復旧までに要する日数につきましては3週間以内を目標として復旧対策を検討しております。

次に、2点目の災害時に役立つ代替水源確保は必要と思うかについてでございますが、本市は水源に乏しく、水道水の全量を山形県から受水しております。そのため、大規模災害が発生して、広域的な断水となった場合、他団体からの給水支援に頼らざるを得ない状況にありますので、各御家庭におきましては、日頃からポリタンクや飲料水などを防災グッズとして備蓄することを推奨しているところです。

非常時に備えた代替水源の確保は、災害時における水の確保手段を多様化する有効な手段の一つであると考えておりますが、本市では大規模な水源が存在しないのが実情です。

次に、3点目の井戸や湧き水の活用など、他自治体の取組を調査検討したことはあるのかについてでございますが、現時点では、特定の自治体の事例を基にした調査研究は実施しておりません。

しかしながら、近年の自然災害の激甚化や断水時における応急給水体制の重要性を踏まえますと、地域資源を活かした多様な水源の確保は今後ますます求められてくるものと考えております。

こうした認識の下、今後は本市の地域特性も踏まえながら、飲料水としての確保は難しいも

の、生活用水としての井戸や湧き水の活用について検討を進めてまいります。

次に、4点目、代替水源確保の重要性から、地下水活用推進に向けた検討委員会等を設置する考えはあるかについてでございますが、議員御指摘のとおり、災害時に備えた代替水源の確保は重要であり、地下水の活用についても有効な選択肢の一つと認識しております。

今後は、他自治体における先進的な事例や井戸の衛生管理、供給体制、地域との連携の在り方について情報収集を行い、本市における活用可能性について研究してまいります。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

5番中村孝律議員。

○中村孝律議員 スマートインターチェンジ整備について、市長の答弁について再度質問させていただきます。

市長の答弁は、令和元年、2019年、6年前の6月定例会での山口正雄議員と同じ年の12月定例会の白鳥議員の一般質問への答弁と同じことを今言われておりました。また、2017年、8年前の市長のコラムでも同じ内容を言われております。

本市は2017年、平成29年度よりスマートインターチェンジ設置実現に向け、調査、検討を進めたと認識しております。残念ながら、現在でも国が調査する準備段階調査に至っていない状況であります。本市における計画・検討、調整が進まないことで、国として必要性が確認できないため、選定箇所として調査対象に至っていないものと私としては認識しております。

今のことについて、市長に質問します。そのような感じで状況が進んでいないというのは、現在そうなんでしょうか。国の準備段階調査が至っていないという現状です。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 スマートインターチェンジ整備に向けた進捗の状況については議員のおっしゃるとおりであります。その中でも、様々に状況の変化や新たな課題が発生しているところでございます。

スマートインターチェンジに最も必要なのは、どれだけ利用するのかということ、それから、それがもたらす地域への効果がどれだけあるのかと、そういった必要性がございますけれども、私も国交省に行った折に担当の方と直接お話をして、課題についていろいろ議論をさせていただいています。

その中では、その課題の一つとして、ＪＲ奥羽本線との交差についてＪＲ側との議論について進捗が図られることが必要というお話もいただいているところです。

また、議員も御存じのとおり、新たに山形県の土砂災害特別警戒区域として、南陽パーキングエリアが含まれる警戒エリアが設定されたというような状況もございます。ただ、これにつきましては、指定は最近でありますけれども、数年前からその可能性についてはお話があったところでありまして、これについても非常に課題だなというふうに感じているところです。

進捗をするには、それらの課題をいかに前進させるかというのが必要というふうに考えております。

○議長 ５番中村孝律議員。

○中村孝律議員 市長答弁をありがとうございます。予測していた私の内容と全く同じような答弁でございました。

先ほど言いましたとおり、市長がスマートインターチェンジ整備に関する思いというのを、過去の資料、様々に見させてもらいました。内容を読みますと、市長の強い覚悟と必要だという思いが十分伝わってございました。

ぜひその思いが現在も変わることなく、強い思いで事業に向けて進めていただきたいと強く

要望させていただきます。

次に、産業団地について再質問させていただきます。

新産業団地候補地の再検討に至った理由というのは、近隣自治体に市内大手企業の新工場建設が決まったことが影響しているのではないのでしょうか、お聞きします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 私からお答え申し上げます。

先月、中川地区の企業の新たな今後の投資計画について公表があり、その中で、そういった議員のおっしゃる動きがございました。そのことと中川地区の産業団地については、当然関連があり、影響はあるところでございます。

もともと市内の企業の振興あるいは企業誘致においては、企業の動向を踏まえながら我々是对応しているところがございます。そういった中で、今回こういう公表になったことは、南陽市としては大変残念に思っておりますが、最も重要なことは南陽市に本社がある企業がさらに発展し、雇用を拡大し、業績を伸ばしていただく、そういったことだというふうにも認識しているところで、今後も当該企業の皆さんとは連携を密にしながら、今回の話で全て何か終わったような話ではなくて、今後さらに中長期的な企業の業績を進展させるための経営の方策などについても、これは公表していないところでございますので、詳細は控えますけれども、お聞きしているところですので、そういったものを踏まえながら、南陽市としてできる限り市内企業の振興に努めてまいりたいと考えております。

○議長 ５番中村孝律議員。

○中村孝律議員 このたびの大手企業が新工場を近隣の自治体に建設するというニュースは、これは大変大きなニュースでありまして、中川地区はもとより、市内、県内、県外にまで衝撃が走ったことが私の情報としてございます。



60年間にわたり本市に本社工場を置き、多くの市民が長く勤めていた大企業であります。地域のシンボリック的存在でもあります。そして、本市においては宝であり、なくてはならない企業であると思っております。

新工場が近隣自治体に建設することになった要因は、今、市長が言われたとおり、様々な理由、事情があったんだろうと思います。しかし、その原因をしっかりと調査し、対応が正しかったのか、対応が遅かったのか、あらゆる角度から検証し、反省をし、対策をしなければならないと私は考えております。

中川地区や市内を回り、多くの経営者の方と私は話をしてきました。多くの社員の方々も、そして市民の方々とも、私の行動できる範囲の中ですけども、できるだけ多くの方の意見を直接会ってお話を聞いてきました。

ここでちょっと市長に提案がございます。現在の商工観光課の体制では、市内企業、市外、県外の企業への対応が間に合っていないと私は考えております。

総務省のサテライトオフィス開設状況調査によると、地方公共団体が誘致または関与した開設数は、新型コロナ感染症の影響などから、都市部から地方への移転の流れもあり、近年増加傾向となっております。新設企業による立地地点の選定では、関連企業への近接性、人材、労働力の確保、経営者などの個人的つながり、国、地方自治体の助成、高速道路を利用できるか、地価、市場への近接性、原材料などの入手の便などが挙げられているようです。そのような市場調査、企業からの増設計画、将来の投資計画などをしっかりと調査し、適切に対応する専門の課が私は必要だと思っております。

ぜひとも、企業誘致課のような組織を本市にも設置願いたいと思っております。同じことが起きぬよう、強く継続的に今後要望していきたいと思っております。

今回のことは、本市の政策、方針をも変えるほど影響が大きいと私は感じております。人口減少の大きな要因にもなり得る出来事だと思っております。

中川地区新産業団地整備事業は継続しなければならないと私は考えておりますし、地域の声、地元の企業の声でもあります。先ほど言いましたが、地域には大小合わせて約20社以上の企業があります。そこには市民も働いていますが、上山、山形からも通っている社員の方も多くいらっしゃると思います。経営者も市内の方だけではありません。ここで整備をやめれば、事業を中断すれば、本市への信頼は失墜し、失望と落胆さえ感じ始める事態になることが予測されます。

スマートインターチェンジを実現するためにも、交通量の確保、利用台数が重要になります。

この地域には産業団地の整備、開発は絶対に必要と私は思っております。計画をやめる選択は私にはありません。計画の見直しは多くの信頼を失い、失望させ、希望と未来を失うことにもなるでしょう。

市長は、コラムでもマニフェストでも過去の答弁でも同じ考えを言っておりました。スマートインターチェンジの必要性、産業団地も含め交通量の確保が必要だという思いも、私も含め、地元の経営者、地元住民、市民の方は見ております。今だからこそ、試されているのだと私は思っております。

市長の覚悟と本気を、市長はどうしたいのか、どんな未来を望むのか、どうすれば実現するのか、強い思いがあるからこそ、本気で努力し、真剣に考え、知恵を絞り、仲間をつくり、信頼し、実現に向けて諦めず前へ進んでいけるものだと思っております。私はそう信じてこれまで自分も生きてきましたし、自分の子どもにもそう教えてきました。その考えは、私はこれからも変わりません。信念を曲げることはないと思っております。

改めて、市長に伺います。中川地区の産業団地整備、開発の必要性、私が自分なりに情報を集め、企業を回ってお聞きしたところ、必要だという意見が大半で、ほとんどでございました。それに対して、市長の考えをお伺いします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 スマートインターチェンジの必要性や産業団地の必要性については、これまでも様々な機会で述べさせていただきましたが、それについて中村議員とは思いが一致しているというふうに思っております。

その中で、先ほどの質問の中でもお答えを申し上げましたが、企業の今後の在り方や経営の考え方、そういったところの情報収集は非常に重要でございます。そういったことも踏まえながら、南陽市として最適な対応を図っていきたいというふうに考えておまして、先ほどの答弁でも申し上げましたが、副市長をトップに検討会を開催するに当たっては、そういった視点で考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長 5 番中村孝律議員。

○中村孝律議員 まず、市長の考えをお聞きできまして、ありがとうございます。

副市長をトップに考えていく上で、中川産業団地に関しては、私は継続を望みながら、そして、ほかの地域はほかの地域で、南陽市の発展のために様々な検討をしていただくという考えで、私はいつていただきたいと強く要望したいと思っております。

ぜひ、夢と希望と魅力ある南陽市を築くため、強く熱い思いと本気の覚悟を市長には要望いたします。

続きまして、災害時の水源確保についてでございます。

山形県が平成28年11月に策定した山形県地域防災計画は、同年に発生した熊本地震後になり

ます。令和6年1月1日に発生した能登半島地震の状況は反映されていないと私は思っております。本市が製作しました南陽市上水道管路更新計画は平成29年作成ですので、同様に能登半島地震は含まれておりません。

本市上下水道課から職員2名の派遣と給水車1台が富山県のほうに派遣され、応援をしてきていると承知しております。飲料水に関しては、私も市長と全く同じで、これは市民一人一人が日頃から備蓄に心がけることが大事であるとの認識をもちろんでございます。

国は、能登半島地震で井戸水が活用された地域があったことから、昨年11月から12月にかけて、全国の市区町村に井戸活用状況の政府調査を行いました。1,490ある市区町村から回答を得たとして、内閣官房の有識者会議に報告したと発表されております。生活用水として使える災害用井戸があるとした市区町村が全体の32%にとどまっているとの発表です。

この政府による実態調査は初の試みで、政府は今年度中に、井戸の設置に向けた指針を作成し、自治体に周知するとのことです。主に民間所有の井戸を災害用に登録する際の手順などを示した指針をつくる予定とのことです。そういったことから、ぜひ検討していただきたいと思います。

そこで、ちょっと映像のほうをよろしく願いたいと思います。

今回の画像に対しまして、議長の許可をいただいております。また、モニターを使用して画像を映すことに、自治体様の御協力、了解を得ております。あと、市議会議員の方も含まれておりますので、その方の了解も私のほうで直接得て、今回画像を使わせてもらうことになっております。御協力に感謝申し上げます。

初めに、こちらは大阪府藤井寺市の看板です。こちらは登録申請を自治体へ要望しまして、登録しますという方のところに、一般の方や市民

の方が道路からよく見える場所に貼る看板でございます。

次、写真をお願いいたします。こちらは石川県白山市の看板であります。

次、お願いいたします。こちらは千葉県習志野市の看板です。

次、お願いいたします。こちらは、和歌山県海南市の登録事業案内のチラシ、パンフレットであります。このようなチラシを市民の方にお配りして、登録要請の協力をお願いしたというものでございます。

次、お願いいたします。こちらは先ほどの石川県白山市の募集案内のチラシであります。

次、お願いいたします。この写真は市内のある企業の敷地内に設置された井戸の画像です。この井戸は停電を想定し、手動でも汲み上げられるよう手押しポンプを昨年追加設置しております。

画像は以上です。ありがとうございます。

このほかにも、ある自治体の民間の企業では、井戸を利用した水洗の仮設トイレも開発しております。そちらのほうはちょっと民間の画像だったものですから、今回の画像には含まれておりませんが、私のほうでは資料がありますので、後ほど必要であればお出ししたいと思っております。

手押しポンプを設置した井戸を利用すれば、停電時でも水洗トイレが災害時でも使用できるということで進められて、実際に設置しているところも増えてきているようです。

もしものときの備えとして、市民の安心安全のためにも、地下水、井戸を利用した代替水源の確保に向けて前向きに検討していただきたいと思っております。市長のお考えをお聞きします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 議員御質問の中で、能登半島地震の言

及もございましたけれども、昨日、おととい、能登半島の珠洲市長、それから輪島市長とも災害の会議で御一緒させていただきました。能登半島地震では、地形の特性からインフラが次々と断たれていって、生活に必要な機能の復旧に相当な期間を要したと、その間の対応においては、住民の皆さんからこの井戸水の活用をなされたことが、避難生活において生活を守っていくための重要な要素の一つとなったと、国土交通省もそのように認識しているとお聞きしております。

そうした意味からも、本市においても、この災害時の協力井戸についてはぜひ前向きに取り入れていきたいなというふうに思っているところです。

ただ、市内には地下水の利用が適すところと適さないところがありますので、適すところから、そして協力いただけるところから順に、少しでも災害時協力井戸が増えていけば、少なくとも近隣の皆さんにとっては行政からの支援がたとえ及ばなくとも、生活用水が確保できるということです。議員の御提言を踏まえて前向きに進めていきたいと考えております。

○議長 5 番中村孝律議員。

○中村孝律議員 ありがとうございます。

ほかの自治体も、やはり避難場所に指定されている学校、そういったところに公共の井戸として設置をして、生活用水、一番はやっぱりトイレです。私の調べたところでは、そういったことで利用するというので、避難場所に設置している自治体がそれなりにございました。

本市においても、できればそういった避難場所、水源が非常に困りそうな場所、そういったところに前向きに研究、検討していただきながら進めてもらえればと思っております。

やはり政府のほうで、国のほうで、今年度、そういったことで各市区町村に指針を出すということですので、その内容をまず見ていただき

ながら、本市としてはどういった進め方があるのかということも研究してもらいながら、しっかり市民の安心安全の確保のために、能登半島の大きな地震が全てですけれども、東日本も含め、そういった経験を踏まえまして、最悪の事態を想定した対応に取り組んでいただければ、なお市民の安全安心につながるものと考えております。備えあれば憂いなしということでもよろしくお願いしたいと思います。

これで私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 以上で5番中村孝律議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時42分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

---

#### 山口裕昭議員 質問

○議長 次に、12番山口裕昭議員。

〔12番 山口裕昭議員 登壇〕

○山口裕昭議員 12番、保守公明クラブの山口裕昭です。

先日腰を痛めてしまいまして、幾分動きに支障があるためにちょっとお見苦しい面もあるかと思っておりますけれども、御容赦いただければ幸いです。

また、今回は昨年6月議会以来1年ぶりの一般質問となります。これだけ期間を空けたことは初めてですので、少々緊張感もありますが、よろしくお願いいたします。

さて、昨年の改選から1年が経過し、新しい議場の雰囲気にもやっと慣れてきました。そのような中、本市ではこの1年間、秋葉山の林野火災や民間棟の住宅火災が複数発生するなどの

暗い話題や、本市に本社を構える大手企業の新工場が市外へ流出するなどの大きな転換点での出来事が多くありました。

大手企業の新工場移転の件については、この後、高橋議員の一般質問でも詳しく取り上げられものと考えますので、この場では割愛いたしますが、昨年の本市の出来事で、もう一つ忘れてはいけない問題として、旧ハイジアパーク南陽の問題があります。

旧ハイジアパーク南陽の施設は、本市の買戻しから4月で1年が経過しました。この間、新たな事業所の公募などを経て、市から今後の方針が示されないままに、3月には二色根源泉の廃止と送湯管の閉塞工事が決まり、これで温泉施設としての再利用の道はひとまず絶たれたものと考えます。

しかし、建設当時、大きな予算を費やして開業以来、長年市民の憩いの場として親しまれ、その後も経営継続のために長年本市が多く予算を計上してきた旧ハイジアパーク南陽の今後については、今現在も市民の大きな関心事であり続けています。

早い段階で、今後の道筋を市民に示すことは行政の大きな使命であるとの観点から、以下の質問を行わせていただきます。

まず最初に、旧ハイジアパーク南陽、施設の現状について伺います。

昨年まで民間事業者が館内の解体工事を進めており、その内部については公開されていないため、不明な点が数多くあります。

また、本施設は営業を停止してから5年余りの時間が経過しており、どのような建物でも長年使用していない状況では必ず大きな問題が発生することから、施設の経年劣化についても大きな不安があると考えます。

そこで、何点かお伺いいたします。

①外壁や屋根などについて、現状の点検は行っていると思いますが、行っていれば現状につ

いて御説明ください。

②内部は解体工事が進められていたとのことですが、進捗はどの程度だったのか、お教えください。

③旧ハイジアパーク南陽は開業後33年が経過し、通常考えても、設備の更新が必要な時期に来ていると考えられますが、附帯設備、電気設備等は使用可能な状態で保たれているのでしょうか。

次に、今後の方針について伺います。

温泉を廃止した現状では、今後の方針は解体撤去して一旦更地とし、改めて今後の活用方法を検討していくのか、または温泉施設以外の活用を念頭に施設改修を行うの2択となってくるのかと考えます。

このような状況で、今現在本市ではどのような展望を持ち、進めていく方針でいるのか、お聞かせください。

続いて、国民保護協議会の本市での状況について伺います。

国民保護協議会とは、都道府県または市町村が武力攻撃事態等において国民を保護するための措置に関する重要事項を審議し、国民保護計画を作成する際に諮問機関として設置される協議会であり、国民保護法に基づき、国、県、市が連携して国民保護措置を講じる体制が整備されており、国民保護協議会はこの体制を円滑に機能させるための重要な役割を担っています。

世界情勢が不穏な昨今、市民の生命財産を守めることは行政の大きな責務となるとの認識から、以下の質問をさせていただきます。

(1)本市では、任期満了により国民保護協議会の委員が選任されていない状況となっているようですが、この件に関して幾つかお伺いいたします。

①本市では、いつから国民保護協議会委員が選任されていない状況が続いているのでしょうか。

②法定設置が義務づけられている2号委員、現役自衛官もいない状況は非常に問題だと思いますが、このような状況についてどのように認識されておられるのでしょうか。

③最後に協議会が開催されたのはいつだったのでしょうか。

(2)ロシアのウクライナ侵攻やイスラエルのガザ地区への攻撃、そして昨今の東アジアの情勢を考えれば、危機は身近に迫っているとの認識を持つ必要があり、国民保護法に則った対応は必須と考えますので、本市の現状についてお伺いいたします。

①県では、国民保護法制定に伴い、平成18年には指針を示しているようですが、本市での対応はどのようになっていたのでしょうか。

②現状、国民保護法に規定されるような事態が発生した場合、本市の対応の根拠は何に基づいて行われるのでしょうか。

③国民保護法では緊急事態における住民との協力についても記載がありますが、本市の体制は十分と言えるものとなっているのでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。御回答をよろしくお願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 12番山口裕昭議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、旧ハイジアパーク南陽の今後についての御質問の施設の現状についての1点目、外壁や屋根などについて現状の点検は行っているのかについてでございますが、旧ハイジアパーク南陽は、現在は施設の外壁や屋根などを目視で点検しております。

また、令和元年度には、施設の長寿命化を図るため、建物全体の劣化がどの程度進行しているか、施設状況調査を実施いたしました。

次に、2点目、内部は解体工事が進められていたとのことだが、進捗はどの程度だったのかについてでございますが、譲渡先であった民間事業者は、旧ハイジアパーク南陽の再開発事業のため、建物内部のタイルカーペットの剥離作業のみを行っており、建物の構造上の変更はないと確認しております。

次に、3点目、附帯設備は使用可能な状態で保たれているのかについてでございますが、旧ハイジアパーク南陽は、先ほど申し上げました施設状況調査の結果から、施設や設備を使用するためには、経年劣化や耐用年数の経過から、多くの修繕が必要であると認識しております。平成4年の竣工から30年以上が経過し、営業時から施設の老朽化が課題となっておりましたので、その状態については、基本的に使用できると認識しておりますが、部分的には破損している場合もあるかと存じます。

次に、今後の方針についてでございますが、売買契約解除以降、広く市内外へ旧ハイジアパーク南陽の活用に関する意向調査を行ってまいりましたが、残念ながら具体的な提案までには至りませんでした。

現在は、令和7年3月に二色根温泉を廃止し、最低限度の施設の維持管理を行っているところでございます。

今後については、庁内で検討会を開催し、施設の解体を含めて方向性を検討しているところでございます。

次に、国民保護協議会についての御質問の1点目、本市ではいつから委員が選任されていない状況が続いているのかについてでございますが、最後に任命された委員の任期は、平成31年3月31日をもって終了しております。したがって、それ以降、正式な任命は行っていない状況でございます。

次に、2点目の法定設置が義務づけられている2号委員もいない状況についての認識につい

てでございますが、本市では、これまで防衛大臣の同意を得て、陸上自衛隊第6師団第20普通科連隊長を2号委員として委嘱しておりましたが、現在は任期が終了し、以降後任の委嘱はなされていない状況でございます。

現在、関係機関と調整を進めており、できるか限り早期に任命を行い、適正な体制の下、国民保護体制の強化に努めてまいります。

次に、3点目の最後に協議会が開催されたのはいつかについてでございますが、平成31年1月31日が最後となっております。

なお、協議会の開催につきましては、国民保護計画の見直しなど開催を要する事案などがなかったため、開催には至っていない状況でございます。

今後につきましては、適切な時期で協議会の開催に向け、準備を進めてまいります。

次に、国民保護法に則った対応についての1点目、県では平成18年に指針を示しているが、本市の対応はについてでございますが、国におきましては、平成16年9月に国民保護法が施行され、平成18年に国民の保護に関する基本方針が示されております。山形県ではこれを受けまして、平成18年1月に山形県国民保護計画を策定しております。

本市におきましても、国・県の指針を踏まえ、平成19年2月に南陽市国民保護計画を策定し、武力攻撃や大規模テロなどへの対応として、市民の避難、救援、物資供給等の体制を定めております。

今後も、県や関係機関と連携しながら、必要な見直しや訓練等を通じて、実効性のある体制づくりに努めてまいります。

次に2点目、国民保護法に規定されるような事態が発生した場合、本市の対応の根拠は、何に基づくのかについてでございますが、本市の対応につきましては、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針、山形県国民保護

計画及びこれらを踏まえ策定された南陽市国民保護計画に従い、対応することになります。

この計画に基づき、国や県、関係機関と連携し、避難や救援など必要な措置を講じてまいります。

次に、3点目の緊急事態における住民との協力についての本市の体制についてでございますが、緊急事態が発生し、国民保護法の規定により、避難住民の誘導や救援、そして消火、負傷者の搬送など、武力攻撃災害への対処に関する処置、保健衛生の確保に関する措置を行う必要が生じた場合には、市が住民に対し、必要な援助についての協力を要請することとしております。

こうした協力体制を確保するため、本市では、自主防災組織と連携しながら、訓練や広報を通じて、住民の理解を得られる体制づくりを進めております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

12番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 先ほども申し上げましたけれども、1年ぶりでありまして、非常に緊張しております。発言がちょっと不安定になることもあるかと思いますが、御容赦いただきたいなと思います。

まず、旧ハイジアパークなんですけれども、先ほども壇上のほうでお話しさせていただきましたけれども、今、送湯管のほうも閉塞工事が決まったということですので、取りあえずは解体撤去か施設の再利用、どちらかの方法しかないのかなと思うんですけれども、今現在、ある施設のほうを解体撤去した場合ですけれども、どのぐらいの費用がかかるのかというのは、試算はされておるのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

渡邊商工観光課長。

○商工観光課長 ただいまの御質問にお答えし

ます。

ハイジアパークを解体したときの費用ということでございますが、民間事業者に譲渡する際に、旧市民会館を解体したという実績がございましたので、それを基にして延床面積で割り返して試算をしたという数字はございます。その後、旧ハイジアパークのほうからはアスベストが発見されているということもありまして、試算の数字と多分大きく違うのかなということも考えられますので、試算した結果については回答を控えさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長 12番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 大まかな試算はされているということだとは思いますが、ここではつきり幾ら幾らと言っちゃうと、なかなか記録に残ってしまって、今後に問題があるということでは言えないんだろうというのは、想像に難くはないんですけど、まず、確認したいのは、解体撤去の場合と施設の改修した場合で、現状についての調査というのは必要になってくると思うんです。

今現在、先ほどの、壊した場合は大体どのくらいになるのかという試算をしているのかという話もありますけれども、それ以外に、例えば一番は外観ですよね。屋根ですとか、壁、構造物の部分について、例えば屋根から雨が漏れないようにするとか、壁が崩れないようにするとか、そういう大まかな部分についての試算というのは、例えば、する場合、調査等にはどのぐらい時間とお金が必要なのかというのは大体分かるでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

渡邊商工観光課長。

○商工観光課長 先ほど市長答弁で申し上げましたハイジアパークに関しての施設状況調査というものをしております。そのときの金額ですが、当時で152万円ほどかかっているとの

で、現在、同じような調査をするということであれば、200万円くらいはかかるのかなと考えているところです。

以上です。

○議長 12番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 解体撤去については、取りあえず幾らかかるか分からないとして、もしも再利用する場合なんですけども、先ほども課長のほうから話がありましたけれども、今回、民間事業者の事業が頓挫している理由のほうには、アスベストの問題もあったと思うんです。

ただ、アスベストの問題というのも、実際のところは、タイルカーペットを剥がしたときに出てきた接着材から微量に検出されたという内容だったと思うんですけれども、カーペットというのは、剥がせば出てきますよね、接着材なので。例えば剥がさないで、そのまま上から貼っちゃえば問題なかったとか、そういう部分じゃないかと思うんです。

今現在、下のほうは全部剥がしちゃったという状況だと思うんですけども、壁については今も壁紙が貼られているような状況かと思います。これについては、もう一回上から新しいカーペットを貼っちゃえば問題ないというような認識で大丈夫なんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

渡邊商工観光課長。

○商工観光課長 国土交通省で解説しているアスベスト対策に関わるホームページ、こちらのほうを見ていただくと、アスベストが飛散しないように封じ込めを行うか、囲い込みを行えばそのまま使っていいですよというような解説が書いてございます。

そのようなことから、議員がおっしゃるように、壁のほうには新しいアスベストを含まないような接着材なりで覆う、囲い込みをする、封じ込めするような対策を取れば、問題ないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 12番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 だとすれば、今さらなんですけども、そもそも、そんなに床材を剥がさなかったら、上から貼っちゃえば何も問題なかったんじゃないかと思うんですけど、それについては、市長はどう思いますか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 壇上での答弁でも申し上げましたけれども、平成4年の竣工から既に30年以上経過しておりまして、その間、大規模なリニューアルとかは行っておりませんでした。

そうした経過があったことから、手をいじらなければ何も問題ないかと言いますと、やはり老朽化の問題は避けて通れないかというふうに思っております。

もし、大規模にリニューアルした場合には、当時で10億円以上の費用がかかったかと思うので、現在においてはさらに何割増しかという状況になっているかと思います。

○議長 12番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 私が言いたいのは、そういうことじゃないんですね。

例えば、去年、あっちこっちに公募とかをしたわけじゃないですか。いろいろな問題があつて不調に終わったという話も聞いていますけれども、前回の民間事業者さんのほうが辞めるときに、一番最初の理由に挙げたのがアスベストが検出されたという問題があつたということだったと思うんです。

ただ、私が思うに、先ほども言いましたように、剥がせば出てくるんだったら、剥がさなきゃいいんじゃないのと、上から貼っちゃえばいいんじゃないのというふうに私は思ったわけです。ただ、単純にそういう話なんです。

ほかの施設に関しては、市長もおっしゃったように、古いので、当然壊れている部分もある



と思いますし、直す必要もあると思うんです。ただ、言い方が悪いんですけど、あそこでアスベストの問題を前面に出されると、非常に印象も悪くて、その後の対応が非常に難しくなるんじゃないのかなというように私は思ったものですから、そういう発言をさせてもらっているわけなんです。

実際、あそこの施設というのは、赤湯地区ですとか、駅前ですとか、宮内のほうからもすごく見えるんですよ。物すごく目立つので、市民の方からもどうしてもやっぱりそう言われるんですよ。忘れたようでも、ちょっと見ると、あそこにあるなというふうに目についちゃうんで、そうすると、どうなっているのという話になっちゃうんですね。市民の関心が非常に高いんです。あそこにあれがあるんだけど、いつまであのままなのというふうになっちゃうんですね。

やっぱりいつまでもああやって塩漬けにしておくと、不審者が立ち入ってしまったたり、野生動物が巣を作って変なふうになっちゃったりということもあり得ると思うんですね。

だから、それをやっぱり何とかするためには、今後の指針のほうを早めに決めて、早急に動きを進めることが必要じゃないかなと思うんです。中途半端な状況というのが一番良くないと思うんですね。

なので、一定の指針を早急に示すべきだと思うんですけども、それについては、市長のほうはどのようにお考えですか。

○議長 答弁を求めます  
市長。

○市長 議員のおっしゃるとおり、非常に大きな建物であり、眺望が良いということは下からも見えるということですので、関心事になるのは当然のことというふうに思います。

そうした中で、できるだけ早く示したかったわけですが、なかなか難しい状況で現在に至っ

ているということです。

民間への譲渡を決めた状況と、あと、それから、今の市の状況、あるいは経済状況、様々な外部要因が変化してきているということもあり、それに対応するような検討を今しているわけでありまして、できる限り早く結論を出せばそれが望ましいということは、議員の認識と一致しているところでございます。

○議長 12番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 自分も、旧ハイジアパーク南陽を何度も利用したことがありまして、温泉も確かに良かったんですけども、やっぱり眺めがすごく良かったんですよ。置賜平野を一望できるような絶好のロケーションで、夜になると夜景も結構きれいで、すごくいいなと、お風呂に入っているときも、露天風呂から見る景色なんて本当に最高だったなと、自分は思っているんです。

自分の個人的な意見としては、解体撤去というのも悪くはないのかもしれないんですけども、絶好のロケーションですので、ぜひロケーションを活かすために施設を再利用して、交流人口の拡大につながるような事業を展開するのが望ましいんじゃないかなと、個人的には思っているんです。

費用面や運営面などの問題は物すごくいっぱいあると思います。再利用するにしても、お金はどっから持ってくるのと、運営はどこでするの、そういう部分では問題も確かにかなりあるとは思うんです。

ただ、あその場所というのは、本市の大切なレガシーでもありますので、ぜひ何とか利用していただいて、皆で良い知恵がないか、知恵を出し合って考えていくのが一番いいんじゃないのかなと私は思うんですけども、その辺、ぜひよろしくお願ひしたいということで、一言市長のお考えを今後についてお伺ひしたいと思うんですけども。

○議長 一言で結構です。答弁を求めます。

市長。

○市長 旧ハイジアパークに係る維持管理経費が膨大だったということと、もしそれをそのまま維持した場合には、この冬の除雪も大変厳しかったのではないかということを踏まえながら、今後の在り方については検討してまいりたいと思います。

○議長 12番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 その部分については、たしかそのときも私は議員でいましたので、施設のほうを修繕等すると、10億円とか何億円もかかるというようなお話も伺っていました。確かにその金額を支払って、事業を継続するのが可能かどうか、あとは毎年何千万円という経費のほうをかけながら続けていくのが正しい方向だったかというのは、確かに問題だと思います。

ただ、やはりあそこに対する市民の思いというのは結構大きいんですよね。先ほども市長が言われたように、眺望がいいということは下からも見えるので、どうしてもやっぱり下から見て、どうなっているの、あれと皆さんに言われるんです。それについては、議員の私たちにも非常に責任のあるところだと思いますので、ぜひ何とかまい具合にできるように、議会も考えていきますので、市長のほうでも知恵を絞りながら、やっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、国民保護協議会についてになりますけれども、まず、国民保護法について、内容に対する説明のほうは先ほど壇上のほうで行っているわけですが、分かりやすく説明している図が防衛省のホームページにありましたので、画像で見ながら再質問したいと思います。

最初の画像のほうをお願いします。

この図を見て分かるように、この国民保護法での基礎自治体の役割というのは、最終的に住民の皆さんと接するアウトプットの部分になる

わけです。しかしながら、本市ではここ数年間にわたって委員の選任を行っておらず、協議会の開催のほうも当然行っていないということです。

こういうことは、普段からの意識づけというものが非常に大切になってくるわけで、例えば総合防災訓練での避難訓練がこれに対応すると言ったとしても、協議会が開催されない今の現状では、当然先頭に立って指導、監督すべき委員の方がいらっしゃらないわけですので、これは武力攻撃事態にも対応する訓練だとはっきり言わない限りは認識が薄くなってしまうのは仕方ないと思うんですけども、これについては、市長、どうお考えですか。

○議長 答弁を求めます。

市長

○市長 北朝鮮によるミサイル発射が頻繁に行われていた時期から現在は、比較すれば、その当時よりはまだ落ち着いている状況ではありますが、いつ、何どき、またミサイルを連続して発射するような事態に至るかは誰も予想ができないところでありまして、それに対する国民保護の備えというのは、基礎自治体の役割も大きいというふうに思っております。

そうした中ではありましたけれども、コロナ禍という特殊な事情もあったにせよ、協議会の委員が任期切れになっているということについては遺憾に思っておりまして、適正な体制を今後きちんと取れるようにしてまいりたいと思いますし、それから、シェイクアウト訓練、頭を守ってしゃがむ訓練、そうしたものについても総合防災訓練などで行ってきたこともございます。そうしたことも含めて、市民の皆さんの意識向上は今後も継続して図ってまいりたいと思います。

○議長 12番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 今、市長が言われたように、総合防災訓練等でも、シェイクアウト訓練、す

みません。横文字弱くて分からないんですけども、そういうのをやっていたということなんですけども、先ほども言ったように、やはりこういうことにも対応した訓練ですよということではっきり言っておかないと、その場、その場で対応というのはなかなか難しいのかなと。

意識づけというのがやっぱり大事なので、それがないとやっぱりどうしてもまい具合にいかないんじゃないかなと私は思うんですね。ぜひそこをお願いしたいなと。

また、図を見て分かるように、国や県の指示とか、救援物資の搬入などの事態があった場合に、最終的に関与するのは基礎自治体になるわけですし、市がボトルネックになって、市民に必要な情報が伝わらないとか、救援物資が届かないというような事態があってはいけないと私は思うんですね。

まず、有事における市民の安全確保といった観点から言いますと、令和4年6月議会、ちょうど今から3年前のこの場ですけども、市の姿勢について質問したことがあったわけです。そのときは、当局や市長からは再三国民保護法や県の国民保護計画を踏まえて対応するといった発言があったようです。しかし、実際には、この時点で、国民保護協議会は本市で開催されていないんです、既に。それで、また当然委員のほうは専任すらされていないという状況だったというわけです。これというのは、いわゆる言っていることとやっていることが一致していないという状況なんじゃないのかなと私は思うんです。

この段階で、市長は、国民保護協議会の現状について、当局のほうには確認されていたんでしょうか。

○議長 答弁を求めます

市長。

○市長 その段階で担当に国民保護の協議会について確認していたかどうかということで申し

上げますと、私自身、確認はしておりませんでした。

先ほども申し上げましたけれども、必要に応じて国や県の様々な方針が変更され、それが市町村の計画に反映されなければいけないというときに協議会を開催して、それを市の計画に反映させるという性格のものでございますので、そういった必要性がない場合にどう対応するかというのは、この協議会は発足したものの、そういった事態がなかなか起きていなかったということもありまして、協議会の開催はされていなかったところでございます。

○議長 12番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 市長の今のお話ですと、そういう法律の改正とか、そういう事態が起きていなかったのも、協議会のほうは開催していなかったということだとは思いますが、正直協議会を開催する、しないと、委員がいる、いないでは別の次元の話なんですよ。協議会を開催しなくても、取りあえず委員の選任だけはしておかないと、何かがあったときに、突然集めようと思っても、委員がいなかったら集められないじゃないですか。取りあえずは、まず委員の選任だけはしておかなくちゃいけなかったと思うんです。

ここで2枚目の画像お願いしたんですけども、これなんですけども、県から入手した画像なんですけど、まず任命なしの自治体が3自治体ほどあります。これは問題なんですけども、任期満了が本市を含めて6自治体で、なぜか置賜地区に多いんですけど、これは一旦任命して、その後、任期満了でそれっきりということは、平成18年、2006年の国や県からの指導でその状況を見て、協議会を立ち上げて、委員の選任はしてみたものの、北朝鮮からの度重なるミサイル発射や戦況のこう着した感じの垣間見えるロシアのウクライナ侵攻などの状況に慣れ切ってしまっていて、まさにゆでガエル状態になってい

て、全く何もしなかったということではないかと思うんですね。ちなみに、ゆでガエルというのは、カエルを熱湯に入れる、熱くて飛び出しますけども、水からずっとゆでていくと、熱いことに気づかずに、そのままゆで上がってしまうというような穏やかな環境に慣れ切ってしまうと、致命的な結果を招くということの教訓なんですけども、まさにこんな感じじゃないかと思うんです。

これに関して、市長の認識はいかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 ゆでガエルのようなかどうかということの認識につきましては、ゆでガエルかどうかは、私からはちょっと意味合いがいろいろあると思いますので、直接的な認識の披れきは差し控えますけれども、いずれにしても、本来であれば、定まっている任期ごとに任命をさせていただいて、協議会を開くか、開かないかは別として、協議会の形式は整えておくべきだという議員の御意見についてはごもっともなことでありまして、そのとおりでというふうに思っております。

したがって、今後につきましては、適切に協議会をいつでも開催できるような準備を進めてまいらなければいけないと思っておりますのでございます。

○議長 12番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 ゆでガエルの話は、ちょっと極端な話ではあるんですけども、これは私が会社員時代に上司からよく言われた言葉で、自分らの立場に安穏としていて、いつの間にか世の中が変わっていくことに気づかないで、取り残されるよというような話で、教訓としてよく言われていた言葉なんですよ。

これが、ゆでガエルが今回の内容にそのままつながるかと言えば、ちょっと言葉的に強いかなという気がしないではないんですけども、

一つの例として、それでは良くないということをおしやう。

協議会についてこういう状況であったというのは間違いのないわけですので、市長のほうでも、ぜひ今後引き締めていただきたいなと思うところなんです。

それでは、最後の画像のほうをお願いいたします。

これも、防衛省のホームページからの画像になりますけども、すごく強い画像の絵が入っているんで、これを出すか、出さないかで迷った部分ではあるんですけども、実際にこれだけの危機が身近に迫っているということです。

2022年というのは、令和4年ですので、前回、私が質問を行ったときに59発ということで一番多いということになります。このときに自分が質問を行った意図としては、これだけミサイルが飛んできている状況で、本当に安全が保たれるのかということが多分言いたかったんだろうなと思うんですけども、ただ、この状況、確かにかなり減ってはいますけども、去年とおととしとかの状況を見ても、二十何発と全然少なくないわけですよ。

この状況、この資料を見て、市長、どう思われますか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 これも一般的な認識になるとは存じますが、近隣の国において、具体的には北朝鮮がこのような発射を繰り返すという事態については、この地域の平和と安定を大いに危うくするものであって、国際社会が協調して、これに対しては適切に北朝鮮への働きかけを行わなければいけないですし、我が国といたしましては防衛力の整備、あるいは様々な備えをしていかなければいけないと思っておりますけども、基礎自治体の役割として、現実的にミサイルが発射された場合に、どのような対応をしなければ

いけないのかという想定や準備についてしていかなければいけないというふうに思っております。

○議長 12番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 基本的に外交防衛エネルギー政策というのは、国がやるべきことで、基礎自治体でやるべきことではないわけですよね。なので、基礎自治体でやれるのは、国や県のほうの指導に従って、住民の安全が保たれるようにすることだと私は思うんです。

それをするために、国民保護法があって、国民保護協議会というのがあって、委員が任命されているわけですので、法律でも決まっていることですので、ぜひそこについてはお願いしたいなと思うんです。

ただ、今後、協議会の再開と委員の選任については、行っていただけるというようなお話はいただいていますので、これ以上の質問というのは控えたいなと思うんですけれども、令和6年にも言ったように、ここは北緯38度05分なんです。38度線というのは、ちょうど大橋の付近なんです。この辺はこのままずっと西のほうに行っちゃうと、北朝鮮と韓国の軍時境界線の上、紛争地域のまっただ中なんです。そういうこともありますので、ちょうど感じやすい場所だと、私は思うんです。

例えばですけれども、先日、ロシアのほうで、弾薬不足があって、北朝鮮のほうからミサイルや砲弾のほうはかなり前線のほうに送られたというようなニュースがあったんですけれども、実際のところ、北朝鮮から持っていったミサイルや砲弾の命中率というのは本当に低かったとように聞いているんです。実際二、三十%しか目標に到達していないと。

38度線の付近から、例えば、この辺の自衛隊だと、神町ですとか角田のほうに基地あるわけですが、そこにミサイルを飛ばした場合に、ここに落ちる可能性もあるわけですよ。実際、

精度が高い武器であれば、こんな軍事施設もないし、特別重要な拠点もないところに、わざわざ飛ばす必要はないと思うんです。何十億円もかかるミサイルを落としても、費用対効果が少ないと思うので。

ただ、どうなるか分からないじゃないですか。ろくなものを作っていないんだから、実際のところ言って、どこに落ちるか分からないわけですよ。途中でふらふらと落ちてくる可能性だってあるわけです。そうなったときに、困るじゃないですか。そのときのための備えというのは、間違いなく必要だと思うんですよ。

そこについては、やっぱりこんなところは狙われないだろうなという希望的観測というのは、私は持ちちゃ駄目だと思うんです。そこについては、備えあれば憂いなしですので、ぜひ市民の安全安心のために適切な対応をお願いしたいと思うんですけれども、最後に一言だけ、それについて市長の考えをお聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 国の国民保護のホームページを御覧いただきますと、最初に出てくるのは、ミサイル着弾時に国民がすべき行動が掲載されております。それがまさしく爆風から身を守るところに身を隠すことであったり、何もなければ地面に伏せて頭を守るといった行動でありまして、そのことの有効性が国民に広く浸透しているかというと、私はまだまだ理解されていないのではないかとこのように思います。

頭を下げると冗談で言っているんですかみたいな反応が国民の多くから聞こえてくる場所でありまして、しかしながら、直立している状況と地面に身を伏せる状況とでは、その破片や爆風からの影響が大きく違うということは現実でありまして、そのことを理解してもらえようように努めなければいけないと思っております。

そうしたことも含めて、総合防災訓練で、市

民の皆さんのそういった意識の涵養に何ができるか、今後も議員の意見を賜りながら考えてまいりたいと存じます。

○議長 12番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 先ほどもちょっと言ったんですけど、ミサイルが落ちなくても、部品が上空何千メートルから落ちただけでも、とんでもない威力なんです。その辺も踏まえて、そういうことがあり得るということを肝に銘じて、ぜひ防災のほうを行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長 以上で、12番山口裕昭議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。

再開は、午後2時といたします。

午後 1時44分 休 憩

---

午後 2時00分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

---

#### 佐 藤 信 行 議 員 質 問

○議長 次に、7番佐藤信行議員。

〔7番 佐藤信行議員 登壇〕

○佐藤信行議員 皆さん、こんにちは。

私、昨年の4月に議員になって、6月に初めて一般質問させていただきました。その初心を忘れないために、昨年6月に行った一般質問での決意表明から入らせていただきます。

市議会議員になり、1年2か月が経ち、市民の皆様よりたくさんの要望や御意見、質問、激励などをいただき、すぐできることはすぐ動き、時間のかかることは丁寧にさせていただき、いろいろ勉強させていただいております。

ここまで感じたことは、一番大事なものは市民の生の声を聞き、親身になって相談に乗り、

一つ一つ、具体的には側溝や道路の整備、通学路の安全確認、騒音や悪臭の問題、免許返納者や一人暮らしの方、子育てや介護の問題をよく聞いた上で、行政や議員仲間への相談、やること、やらねばならないことが山ほどあると感じております。

これからも市民に相談されやすい、すぐ動く、市民に寄り添う市議会議員になれるように努力と勉強をしてまいります。よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

1、本市におけるふるさと納税の現状と今後の課題並びに未来に向けた施策について。

ふるさと納税返礼品制度は、2008年、平成20年5月に始まり、地方と大都市の格差是正、人口減少地域での税収減対策、地方創生を目指した寄附金税制の一つとして位置づけられています。当初は、故郷への納税を目的とする人が多かったものの、2011年の東日本大震災を契機に、都市部への税制集中に対処し、国民が寄附先を自由に選択できるようにすることで、地方自治体間の競争を促し、地域活性化を目指した制度です。

令和7年度も本市にはこの勢いで頑張っていたきたいので、市民にも本市のふるさと納税について理解していただき、いろんなアイデア、アイデア商品を出して、ますます盛り上がるように、そして本市のふるさと納税に関する現状を早く把握し、課題を明らかにするとともに、当局からの回答を通じて、具体的な施策や改善点が明らかになることを期待しております。

（1）本市のふるさと納税の現状について。

①令和6年度ふるさと納税申込み実績、具体的な寄附額や寄附者数を教えてください。

②寄附者の属性、年齢層や地域などについても伺います。

③企業版ふるさと納税と個人の寄附額と寄附者数の割合。

④返礼品の部門別割合、人気ランキング。

⑤約10億円の寄附金のうち、実際に本市に入る金額は（返礼品、ポータルサイト経費などを引いた金額）。

⑥ふるさと納税寄附金実質額の使い道、地域振興、教育・福祉、インフラ整備、環境保護、防災対策などを教えてください。

⑦本市の市町村別ランキング、山形県の都道府県別ランキングを教えてください。（寄附件数、金額）。

（２）現在、本市のふるさと納税における主な課題は何でしょうか。例えば、返礼品の魅力やプロモーション活動の不足、寄附者のリピート率の低さなどが考えられますが、これに対する本市の認識を教えてください。

（３）ふるさと納税を活用した地域振興や特産品の開発について、今後どのような施策を考えているのか、具体的にお聞かせください。また、他の自治体の成功事例を参考にする考えはありますか。

（４）地元住民や企業との連携を強化するための取組はどのように進めていくのか、本市としての方針をお聞かせください。特に、地域の声を反映させる仕組みについても伺いたいです。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ７番佐藤信行議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、本市のふるさと納税の現状についての１点目、令和６年度申込み実績、具体的な寄附額や寄附者数についてでございますが、本市の個人によるふるさと納税の令和６年度実績は、寄附件数が３万５,１１８件、寄附金額は１０億４,３４０万円となっております。

次に、２点目の寄附者の属性についてでございますが、年齢層につきましては、確定申告で寄附金を控除される方については、生年月日の申請が必要ではありませんので、割合は不明でございます。

また、寄附者の地域につきましては、上位３地域を順に申し上げますと、関東地方が１万８,５１４件で、金額が５億６,５７６万２,８００円、割合が約５４.２％、関西地方が５,６９７件で、金額が１億４,８４１万８,２００円、割合が約１４.２％、中部地方が４,４６０件で、金額が１億２,２９５万１,０００円、割合が約１１.７％となっております。

次に、３点目の企業版ふるさと納税と個人の寄附額と寄附者数の割合についてでございますが、令和６年度の企業版ふるさと納税の実績額は１３件で、２,０９０万円ございました。

寄附額の割合につきましては、１点目で申し上げた個人によるふるさと納税の実績と合わせますと、個人によるふるさと納税が約９８％、企業版が約２％となっております。

また、寄附者数の割合につきましては、個人によるふるさと納税の寄附者数は、３万２７２名でございましたので、個人によるふるさと納税が約９９.９％、企業版が約０.１％となっております。

次に、４点目の返礼品の部門別割合、人気ランキングについてでございますが、部門別割合につきましては、令和６年度実績の金額ベースで果物類が約４５.１％、米が約２１.７％、温泉宿泊券等が約１４.４％となっております。人気ランキングといたしましては、金額順で、１位が置賜産はえぬき１０キログラム、２位が果物定期便、３位がオーダーメイド靴仕立券となっております。

次に、５点目の約１０億円の寄附額のうち実際に本市に入る金額についてでございますが、総務省からふるさと納税の寄附額に占める経費の割合を５０％以内とすることが基準と定められ

ており、本市でもこのルールを遵守していることから、約10億円の寄附のうち本市に残る金額は5億円となります。

次に、6点目のふるさと納税寄附金の実質額の使い道についてでございますが、本市では、寄附を申込みいただく際に、子育て・教育、地域づくり・定住促進、賑わいの創出、市政一般の四つ使い道からお選びいただいております。

令和6年度の内訳としましては、子育て・教育が約4億6,400万円、地域づくり・定住促進が約1億4,100万円、賑わいの創出が約9,700万円、市政一般が約3億3,200万円となっております。頂いた寄附金につきましては、寄附者の指定に沿った事業に適切に活用いたしております。

次に、7点目の本市の市町村別ランキング、山形県の都道府県ランキングについてでございますが、総務省が公表する実績は、個人によるふるさと納税だけでなく、個人が地方公共団体に寄附した寄附金が含まれた実績となっており、総務省から令和6年度実績はまだ公表されていないため、令和5年度の実績で回答いたします。

本市の令和5年度の実績は、寄附件数が3万8,978件、寄附金額が9億6,236万1,700円でした。この実績は、全国全ての市区町村と都道府県を含めた1,788団体中、寄附件数順で340位、金額順で291位という結果でございます。

また、市区町村と都道府県の実績を合計した都道府県ごとのランキングについてでございますが、山形県は寄附件数順で4位、金額順で6位となっております。

次に、本市のふるさと納税における課題についてでございますが、本市のふるさと納税返礼品の特徴として、先の4点目で申し上げたとおり、果物や米が非常に人気となっておりますが、返礼品に供していただく農産物の数に限りがあるということが課題として挙げられます。

次に、ふるさと納税を活用した地域振興や特

産品の開発について、他の自治体の成功事例を参考にする考えについてでございますが、各事業者からは、創意工夫をいただきながら、新しい返礼品を御提案いただいております。

市といたしましても、市内事業者の販路拡大及びさらなる返礼品のラインナップ充実のため、既存事業者からの紹介や地場産品として返礼品登録が可能と思われる商品を生産する事業者へ個別にお声がけをすることで、新規返礼品事業者の参画と返礼品の登録促進に取り組んでおります。

また、地域振興や特産品の開発について、他の自治体の成功事例等がありましたら、ぜひ御指導を賜りたく存じます。

次に、地元住民や企業との連携を強化するための取組や地域の声を反映させる仕組みについてでございますが、本市のふるさと納税の主力返礼品として、赤湯温泉の宿泊券がございます。他の返礼品と違い、実際に本市を訪れていただくことが大きな特徴でございます。本市の特産品であるフルーツ、ブランド米、米沢牛、ワインや地酒、ラーメンを実際に味わっていただき、熊野大社やスカイパーク等の観光資源、地域の方々との触れあいも含めて、体験していただくことができます。こうした機会を最大限に活かし、地元住民や市内事業者との連携を強化し、関係人口の創出に取り組んでまいりたいと考えております。

また、従来行政が行っていた情報発信に加え、訪れた方がSNSなどで情報発信していただくことで、さらなる本市のファン獲得を目指してまいります。既に返礼品事業者の中には、SNSでの発信を実践されている方もおられますが、議員の皆様をはじめ、市民の皆様には高品質な本市の特産品を友人、知人等にSNSなどを通じて御紹介いただけましたら幸いに存じます。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。



7 番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員 分かりやすい細かい回答をありがとうございました。

まず、最初に返礼品の取り扱っている地元業者の数と職種、さっきの答えとちょっとかぶった面もありますけども、教えていただきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

渡邊商工観光課長。

○商工観光課長 ただいまの御質問にお答えします。

返礼品に対する地元事業者の数でございますが、120の事業者に協力していただいております。多い順に事業者の職種、上位3種を申し上げますと、農業者の方から56事業者の方がいらっしゃいますが、協力していただいております。率にして46%でございます。

また、精肉を除いた果物とかを出している小売業者さん、こちらのほうは16事業者で13者でございます。あと、ワイナリーを含んだ加工業者、食品加工なさっている事業者の方が15事業者で12%となっております。この3事業者で約全体の7割を占めているような構成でございます。

以上でございます。

○議長 7 番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員 ありがとうございます。

次に、返礼品に対する市民へのPR、また出品業者へのPR、ぜひ出してくださいという業者へのPR、呼びかけ等はどうやっていますでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

渡邊商工観光課長。

○商工観光課長 ただいまの質問にお答えします。

返礼品の登録事業者の募集につきましては、年1回、市報のほうに掲載していますし、市のホームページのほうに通年を通して掲載しております。

そういう感じで出してくださいという呼びかけをしておりますが、実はやっぱりそういう媒体を見ての問合せというのは非常に少なく、先ほど市長答弁でも申し上げましたが、実際は、新たに事業を始める方とか、まだふるさと納税のほうを始めていない方のほうに、私どものほうから声がけをさせてもらって、こういう制度がありますよということを御紹介させていただいています。

そのほかに、先ほど業種のほうで農家の方が多いという御紹介をさせていただいたんですが、農家の方の情報網で、こういうふるさと納税という制度があって、市のほうに出すと売ってもらえるよということを御紹介していただいて、新たに出品の申出というケースがございます。

このような形で、当課としてはふるさと納税の取扱いのほうを推進しているというような形になります。

以上です。

○議長 7 番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員 ありがとうございます。

農産物が多いということで、例えば、今、米が多分人気が出ると思いますし、また、サクランボの場合は毎年生産量にばらつきがあると思います。そういう点の対応はどうされていますでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

渡邊商工観光課長。

○商工観光課長 ただいまの御質問にお答えします。

まず、お米については、実は今年産というか、今年の5月まではJAさんのほうから、この量で取り扱っていいですよと、量があったので、それを出すことができたんですけど、6月からは止めてくださいという申出があったので、今は休止している状態です。

同様に、サクランボについても、昨年度からこのくらい出せますよという事業者のほうから

申出があったんですが、ここ数年の気象状況、不作が続いているということを勘案しまして、当課としては、申出数量の全てを募集にかけらんじゃなくて、まずは50%に押さえさせていただいて、募集をかけています。そのことについては、募集をかけている中では、ほとんど埋まっているところですが、一部情報では双子果が多いということも聞いてございますので、昨年同様に出せるのかというところで調整しながら、取りこぼしなく出していきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 7番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員 次に、企業版ふるさと納税についてなんですけど、個人に次いで、かなり金額は低いんですけども、企業版ふるさと納税の企業へのPR、そして本市に関わりのない企業の場合のPR、また上場企業へのPRはどのように行っていますでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

穀野みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、企業版ふるさと納税につきましては、本市におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略の事業に対しまして、企業様より御寄附を頂いた場合に、企業様が税額の減免を受けられるという制度でございます。

また、個人のふるさと納税のように返礼品等はありませんので、あくまで本市の事業に対して押印していただくことが目的となっております。

企業様にとっては、減税のほか社会貢献などを広く皆様にお示しするメリットがある事業となっております。

また、企業版ふるさと納税をPRするというところでございますが、推進するに当たりましては、国が主催いたします企業と地方公共団体と

のマッチングというものに参加いたしまして、こちら側の寄附の呼びかけなどを行うほか、あと、本市と何らかの関わりがある事業者様に対しまして、企業版ふるさと納税の御案内をさせていただいているところでございます。その御案内をさせている中に、上場企業があることは把握しているんですけども、そこに特化してのPRということはしておりません。

また、首都圏での企業懇談会など、そういった席でも企業版ふるさと納税の御案内をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長 7番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員 ありがとうございます。

次に、契約しているポータルサイトは、何社ありますか。そして、そのポータルサイトの売上げといいますか、寄附額が多い順に教えていただきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

渡邊商工観光課長。

○商工観光課長 ただいまの御質問にお答えします。

現在、ウェブ型というか、インターネット上で申込みをしていただける募集サイトが15あります。15のほかに、直接南陽市とは契約していないんですが、関連するサイトのほうで募集を好意でかけていただいているというのが、連携サイトといいますか、それは四つあります。

そのほかに、現地決済型と言って、南陽市に実際に旅行に来られて、例えば旅館とかで、こういう制度、ふるさと納税でできるんだということで、現地決済でできる方が一つ、あとは、外商さん、大きいデパートがお客様のほうに直接行って、こういう品物がありますよということで、紹介していただくような営業スタイルなんですけど、その方も全部含めて21のところと契約をしているところでございます。

昨年度、6年度の金額ベースで上位の四つを

ちょっと御紹介させていただきたいと思います。  
ふるさとチョイス、あと楽天市場、Ｇコール、  
さとふる、この４サイトが上位４社になってお  
ります。この４者で、７割の寄附額を頂いてい  
るところでございます。

以上でございます。

○議長　　７番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員　　すみません、ふるさとチョイ  
スと楽天市場、あと二つは何だと、再度。

○議長　　答弁を求めます。

渡邊商工観光課長。

○商工観光課長　　すみませんでした。Ｇコール、  
アルファベットのＧにコールと書きます。これ  
は、セゾン系のクレジット会社で、そこに寄附  
をなさる方でございます。あとは、さとふると  
いうサイトでございます。

以上でございます

○議長　　７番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員　　次に、２０１９年６月から返礼品  
は金額の３割以下、地場産品に限るというルー  
ルができたんですけども、それに対する本市の  
見解を教えてくださいたいと思います。

○議長　　渡邊商工観光課長。

○商工観光課長　　本市のふるさと納税の取組と  
いたしまして、市内で生産された高品質な品物  
をふるさと納税の返礼品として取り扱うことで、  
市内産品のＰＲを行い、生産された事業者の経  
営支援を行うと、そういうスタンスで取り組ん  
でございます。そのため、総務省令というか、  
先ほどの２０１９年６月に改正になった前から、適  
正な対価をお支払いして、ふるさと納税に取  
組んでいただいています。

ほかの自治体の話になるんですが、このルー  
ルができる前については、自分ところの産品じ  
ゃないもの、具体的に言えば全国で使えるよう  
な商品券を、寄附額の大半を商品券でお返しす  
るというような自治体もございました。これに  
対しては、地域振興にも全然役立っていないで

しょうということで、総務省のほうからＮＧが  
出たと、駄目だということでの改正があったと  
思います。

そのような意味で言われれば、そういう高額  
というか、消費者からすればお得なんでしょう  
けど、本来の趣旨と違うような寄附制度を運用  
している自治体から、私どものような自治体に  
寄附が流れたのかなということを考えれば、い  
い影響があったのかなと考えているところでご  
ざいます。

以上でございます。

○議長　　７番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員　　この２０１９年６月に改正する前  
から、本市は真面目に取り組んでいたというこ  
とで、大したものだと。失礼いたしました。

それでは、続きまして、２０２５年１０月から今度  
は、ポイント等を付与するポータルサイトを通  
じての寄附募集の禁止というルールが課されて  
おります。今年の１０月ですから、まだやってい  
るところはあるとは思うんです。

この分岐点を迎えたふるさと納税に対して、  
本市の対応はどうか、教えてくださいたい  
と思います。

○議長　　答弁を求めます。

渡邊商工観光課長。

○商工観光課長　　ただいまの御質問にお答えし  
ます。

実は、５月２８日になりますが、先ほど言った  
主要なポータルサイトのほうをちょっと訪問さ  
せていただいて、今回の１０月からの改正につ  
いての情報交換をしてみました。その際に、  
ポータルサイト側では、何らかの対策を行うつ  
もりだということをお聞きはしたんですが、じ  
ゃあ、具体的にどうするのということは、今の  
時期は、まだ言えないんですということでござ  
いました。

ただ、ポータルサイトについては、南陽市だ  
けにしてくれるわけじゃなくて、全国一律に取

り扱うものですので、国のルールがそうなったということであれば、それに従わざるを得ないというところでございます。

本市といたしましては、ポイントの付与の有無にかかわらず、中間事業者というか、カタログギフトの大手さんですので、そちらと手を組みながら魅力的な商品を展開できるように、先ほど言われたお米もそうなんです、そういうものを取りそろえてアピールしていけたらと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 7 番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員 本市も含めて、山形県東北は大生産地ということで、ふるさと納税に対しては非常に有利な制度だと思いますので、ぜひ有利な制度を活用して、どんどん売上げを増やして、寄附額を増やしていただきたいんですけども、他の自治体の成功事例といたしまして、ふるさと納税の金額が1兆円を超えて、ポータルサイト間の競争が激化している中で、大阪府泉佐野市という町が、関西空港を抱えている町でございます。人口約9万9,000人で、令和5年度に175億円突破、1,788自治体中全国3位。ちなみに、1位は宮崎県都城市、193億円、2位は北海道紋別市、192億円。

泉佐野市の返礼品の上位といたしまして、1位が泉州元気ハラミ肉、2位が割烹松屋カニ飯上、3位が牛タン暴れ盛り、4位が泉佐野市で全国シェア4割を誇る泉州タオルメーカーの各種バスタオルと、ここまでは普通なのですが、特徴的なのは泉州タオルメーカーが約1億5,000万円、ふるさと納税から調達して工場の一部を改修して、工場見学しながらカフェを楽しめるようにしたと、これが一つ。

また、新たな地場産品の熟成肉を作る工場に寄附していただければ、工場完成後に返礼品をもらう仕組みをつくったと。

これに関して、市長、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 泉佐野市長、千代松市長は、私が全国青年市長会の会長だったときに、次期会長に私から指名させていただいた大変有力な市長でございまして、総務省とも係争しても、このふるさと納税について、泉佐野市の主張を通していくというような強い思いを持った方でもございます。

泉佐野市さんは、千代松市長が就任する前に非常に財政的に厳しい状況でありまして、それを再建するために、千代松市長はふるさと納税の制度を活用して大変頑張っておられるというふうに思っております。

今、御紹介いただきました事例も含めて、泉佐野市さんとは観光の協定も結んでおりますし、いろんな知見を学ばせていただきながら、本市の状況と泉佐野市の状況は違いますが、その中でも何か取り入れられるものがないかということについては、今後、研究させていただきたいと思っております。

○議長 7 番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員 ありがとうございます。

次に、山梨県富士吉田市、人口は約4万6,000人、88億円を集めて全国6位。

1位が寝具、2位がミネラルウォーター、炭酸水等でございますけども、特徴的なのは、ふるさと納税で富士山の麓で捕獲された鹿の肉を加工販売する施設をオープンさせた。

次に、地場産品の焙煎珈琲をスティック状にして返礼品にした。

また、富士山が見えるところに新たな道の駅を造る計画を立てた。

また、富士山と五重の塔が見える古くなった展望デッキをふるさと納税で蘇らせた。

これに関して、市長、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 逐次的に一つ一つ見解を問われれば、ちょっと苦しいところがございますけれども、いずれにしても、すばらしい特徴的な取組だなというふうに思っております。

壇上での答弁でも申し上げましたけれども、そして、議員もおっしゃっておりますが、東北、とりわけ山形県は果物やお米など魅力的なふるさと納税の返礼品を多々そろえていることから、全国の中でも、上位のふるさと納税の有力県でございます。

しかしながら、私が答弁を申し上げました中で、返礼品の数をそろえることが課題であるというふうに申し上げました。といいますのは、例えば、天童市さんや東根市さんと比べて、生産量が相当違うと。何倍というレベルよりも多く違うわけでありまして、それがふるさと納税の寄附額にも反映されております。それは、本市の農業経営形態が、複合経営の農家の方が多いという特徴もあってのことでありまして、この構造に変化をもたらすということは非常に難しいわけでありまして、いずれにしても、先進自治体の事例は研究させていただきたいというふうに存じます。

○議長 7番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員 ありがとうございます。

次に、ふるさと納税は、年収に応じて年間の上限額が決まっているということで、それを超えた場合、同じポータルサイト運営の大型ECモールにも出すこともできるということで、また、返礼品に出せない地場産品も大型ECモールで取り扱えることになったということです。

南陽市も大型ECモールにも出す予定はあるかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

渡邊商工観光課長。

○商工観光課長 大型ECモールというのが恐らく某市場のことをおっしゃっているのかなと思います。

個人じゃなくて事業者が出品をするという意味でございましたら、各事業者様が出品をされて、ふるさと納税にかかわらず、事業を展開しているケース、市内事業者でも、農業者の方が六次産業的な意味合いで、自分の生産したものを商品として大型出品モールのほうに出品しているケースがございますので、ふるさと納税の制度にかかわらず、そういうふうな経済活動をしていただくことは可能だと思います。

以上でございます。

○議長 7番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員 よく分かりました。

私の友人も、うどんを大型ECモールに出品しておりますので、そういうものもあるということをお市民にもどんどん紹介していただければと思います。

次に、大都市の東京都千代田区が令和6年10月、ふるさと納税が始まって16年、初めてふるさと納税に参加、アイモバイルという大手ポータルサイトが運営するふるなび、掲載自治体数1,442のふるなびトラベルというのがあるんですけども、110自治体に参加しているふるなびトラベルに参加して、寄附額の3割をトラベルポイントとして還元、千代田区のホテルや飲食店、御当地グルメの神田カレー店などで使える。

流出額100億円以上の都市部の逆襲が始まっているということでございますけども、これに対して、危機感を感じているのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 そのニュースを見たときに、危機感を感じたか、感じなかったかという意味で言いますと、感じました。

と言いますのは、100億円流出していても潰れない自治体なわけです。普通は100億円も流出していたら、潰れるんですよね。それでも潰れず、さらに攻勢に打って出る余力があるのが

千代田区。

という意味では、一般的な日本の市町村とは全く財政状況が違ってくるが、その財政力を活用してふるさと納税市場に本気で参入してきた場合には、他の自治体、特に財政力の弱い自治体にとっては、大変大きな影響があるだろうということは想像に難くないわけです。

ただ、今後の展開がどうなるかということは読めませんが、いずれにしても、自治体ごとに競争してもらって、より地域の魅力を発信して、その地域を応援してもらおうという、かつて菅元総理が総務大臣だったときにこの制度が導入されたわけですが、そうした趣旨に則って、適切に競争して、本市も負けられないように頑張ってもらいたいと存じます。

○議長 7 番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員 私もそう思っております、都市部がどんどん参加したら、このふるさと納税の意義がなくなってしまうのではないかと、いうふうに思っておりますので、この辺はぜひ気をつけて見ていきたいと思っております。

次に、大手ポータルサイトのふるさとチョイス大感謝祭というのがあるそうで、来場者が2日間で1万5,000人、昨年で10回目になるそうなんですけども、160の自治体が出品ブースを出して、例えば、北海道根室市がじゃが塩辛、大阪府泉佐野市が泉州元気ハラミなど返礼品をアピールするイベントがあるということなんですけども、このイベントに南陽市は参加したことがあるのか、それとも参加を検討しているのか、それとも参加する意思はないのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

渡邊商工観光課長。

○商工観光課長 質問にお答えします。

ただいまの質問にありましたリアルイベント、実際に会場に運んでふるさと納税の品物を見て、応援したい自治体に寄附をなさるということで

ございます。

こちらのほうに出展するに際して、出品料であったり、人件費などかかるものがございます。先ほど、ふるさと納税のほうの経費といたしまして、50%が上限ですよというお話が市長答弁のほうでもあったんですが、南陽市のほうもきつきつでやっている関係もございまして、もしもそちらのほうに出た場合に、50%を超えると、このようなことも考えられますので、現在のところは、そのようなイベントに参加する予定はないところでございます。

あと、もう一つ、ちょっと訂正させていただきたいんですけど、先ほど私、Gコールの説明の中で、セゾン系のクレジットカードですということでも申し上げたんですが、ダイナースのクレジットカードでしたので、訂正いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 7 番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員 ありがとうございます。

次に、ふるさと納税は被災地への寄附等、国民は自分の税金を使ってもらいたい自治体に寄附する制度、ふるさと納税、そして税金を考える機会にしつつ地方を応援する。自治体は選んでもらうために、地域を魅力的にする。

その制度の意義を考えていきたいと思っておりますけども、学校教育において、ふるさと納税制度について、授業等でやっていますでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

安達学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

ふるさと納税制度は、現代の社会制度として大変重要なものであると認識しておりますが、学校における税にかかる教育につきましては、国が定める学習指導要領に基づき、児童、生徒の発達段階に応じながら、内容を指導することになっております。

したがって、学習指導要領にふるさと納

税そのものの記載がなく、本市におきましても小学校6年生の社会科に税のことがあるのですが、ふるさと納税という名前に触れる程度、それから、租税教室というのを各小学校で行っておるのですが、その際もふるさと納税というのがありますよというのを小学生に教える程度、また、中学校3年生の社会科、公民分野におきましては、ふるさと納税と南陽市の返礼品がこんなものがありますよというような程度の授業となっております。

以上でございます。

○議長 7番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員 ありがとうございます。

例えば市外、県外に就職した南陽市出身者に、ふるさと納税制度を使って、ぜひふるさとに寄附していただきたいと、そのような授業をやってもらいたいのですが、例えば南陽高校市役所部、それとか、みらい議会においても、ふるさと納税の意義を考えるということをやっていたきたいんですけれども、これに対して、教育長、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

堀教育長。

○教育長 ただいまの佐藤信行議員の御質問にお答えを申し上げます。

ふるさと納税を題材にして、南陽市役所部、それから南陽みらい議会、そういったところで取り組んでほしいということは、取組の仕方によっては可能なことではあるかなというふうにも思いますし、また小学校、中学校、高校にも、今、総合的な学習の時間という時間がございますので、例えばこの時間を利用して各学校でふるさと納税について学んだり、皆で話し合ったり、調べたりしながら、ふるさと納税における南陽市の課題について取り組んでみるとか、そういった取組も可能なかなというふうに佐藤議員のお話を聞いていて、感じたところでした。

いずれにしても、こういったふるさと納税を

題材にしながら、子どもたちの考え、アイデアを利用しながら、さらには南陽市ふるさとを愛する心を育む材料にもしていけたらなというふうに感じたところでございます。

以上です。

○議長 7番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員 ありがとうございます。

ふるさと納税について、皆で一緒に考えて、今後どうやって寄附額を伸ばしていくのか、私の一般質問で、未来に向けた議論がますます活発になるように、そのことを願って、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 以上で7番佐藤信行議員の一般質問は終了いたしました。大変御苦労さまでございました。

ただいま一般質問の最中ではありますが、本日はこれまでとし、日程に従い、明日に引き続き行いたいと思います。

~~~~~

散 会

○議長 本日は、これにて散会したいと思います。

御一同様、御起立願います。

どうも御苦労さまでした。

午後 2時50分 散 会

令和 7 年 6 月 6 日（金曜日）

本 会 議

令和7年6月6日（金）午前10時00分開議

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議事日程第3号

令和7年6月6日（金）午前10時開議

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（16名）

1 番	高 岡	遼 多	議員	2 番	大	友	太	朗	議員
3 番	茂 出 木	純 也	議員	4 番	佐	藤	和	広	議員
5 番	中 村	孝 律	議員	6 番	外	山	弘	樹	議員
7 番	佐 藤	信 行	議員	8 番	小	松	武	美	議員
9 番	濱 田	藤 兵 衛	議員	10 番	伊	藤	英	司	議員
11 番	須 藤	清 市	議員	12 番	山	口	裕	昭	議員
13 番	島 津	善 衛 門	議員	14 番	高	橋	一	郎	議員
15 番	板 垣	致 江 子	議員	16 番	遠	藤	榮	吉	議員

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白 岩 孝 夫 市 長	大 沼 豊 広 副 市 長
長 沢 俊 博 総 務 課 長	穀 野 純 子 みらい戦略課長
小 野 勝 司 情 報 シ ス テ ム 幹	島 貫 正 行 財 政 課 長
大 沼 清 隆 税 務 課 長	川 合 俊 一 総 合 防 災 課 長
伊 藤 直 人 市 民 課 長 補 佐	高 橋 直 昭 福 祉 課 長
佐 藤 幸 代 障 が い 支 援 主 幹	嶋 貫 憲 仁 す こ や か 子 育 て 長
山 口 広 昭 農 林 課 長	渡 邊 正 規 商 工 観 光 課 長
嶋 貫 幹 子 観 光 振 興 主 幹	加 藤 善 和 建 設 課 長
遠 藤 晃 司 上 下 水 道 課 長	高 橋 宏 治 会 計 管 理 者
堀 裕 一 教 育 長	鈴 木 博 明 管 理 課 長
安 達 心 学 校 教 育 課 長	田 中 聡 社 会 教 育 課 長
角 田 朋 行 史 跡 文 化 主 幹	吉 田 茂 樹 選 挙 管 理 委 員 会 長
佐 野 毅 監 査 委 員 事 務 局 長 (併) D X 普 及 主 幹	山 内 美 穂 農 事 業 委 員 会 長

事務局職員出席者

太 田 徹 事 務 局 長	江 口 美 和 局 長 補 佐
小 阪 郁 子 庶 務 係 長	楠 賢 史 書 記

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

開 議

○議長（遠藤榮吉議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は16名全員であります。よって直ちに会議を開きます。

なお、当局より説明員竹田啓子市民課長が、都合により欠席の旨の通知があり、代わりに伊藤直人市民課長補佐が出席しておりますので、御報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第3号によって進めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 一般質問

○議長 日程第1 一般質問であります。
昨日に引き続き一般質問を始めます。

高 橋 一 郎 議 員 質 問

○議長 初めに、14番高橋一郎議員。

〔14番 高橋一郎議員 登壇〕

○高橋一郎議員 おはようございます。

14番、真政会、高橋一郎です。

今日は、30度になるとの天気予報もあり、暑い日になるようです。

6月といえば、サクランボの季節、奇しくも今日6月6日は、J A全農山形によって制定されました山形さくらんぼの日です。サクランボの収穫が6月に最盛期を迎えることと、数字の6がサクランボのシルエットに似ていることからこのことです。

ただ、今年は風の強い日が多くて、ハチが飛

べずに、結実が悪いようで、2年続けての不作となれば、サクランボ農家は大打撃となるのが心配です。

令和の米騒動のニュースが毎日のように流れています。米の店頭売渡価格は安いほどいいのですが、農家生産者の売値が安くては赤字となり、再生産できない状態になります。政府は、ようやく増産に向けた抜本的な米政策のために、関係閣僚会議を開催しました。

私は、市場経済に任せるだけでは、農家、消費者、流通業者ともに三方よしにはなかなかならないのではないかと考えています。

また、人口減少では、本県が100万人を切ったことが5月30日に報道されました。予想されたこととはいえ、東北では、秋田県の約88万4,000人に次いで約99万9,000人と、全国では12番目の県になりました。

市町村においても軒並み減少しており、本市も3万人を切って、6月1日現在では2万8,771人になってしまいました。

しかし、嘆いてばかりではいられません。現実を受け入れ、悲観せずに、将来は地方ほど若者呼び込むチャンスがあると、里山資本主義を唱える日本総研主席研究員、藻谷浩介さんは言われています。山形新聞の5月31日の記事としても取り上げられていました。前向きに捉えていくことが大事だと励まされます。

また、今月は6月13日告示、22日投開票の東京都議選、そして来月7月には第27回参議院議員選挙が7月3日公示、20日投開票予定です。

トランプ関税の不確実な情勢の中、国内外の様々な課題について国民がどのような審判を下すか、注視していきたいと思います。

それでは、通告していることについて質問いたします。

最初に、中川地区大手企業の新工場の上山市進出についてです。

なぜ当該企業は上山市に進出するのか、市長

に次のことをお聞きします。

(1) 当該企業が本市に上山市へ新工場建設の話があったのは、いつでしょうか。そのときの理由は。

(2) (1) の理由に対して、どのような対処をなされたか。新工場を本市内に建設する方策はなかったのでしょうか。

2、上山市と本市を比較分析することにより、企業等の本市から他市町村へ流出することを防ぎ、かつ、企業誘致の道を広げる一助になると考えます。本市の産業振興の観点からも、次のことをお聞きします。

(1) 上山市と本市の比較、令和5年度決算額。私が調べた数字は次のとおりです。御確認の上、不明、訂正箇所を御教示願います。

若干、決算の数字が違っていたことは、担当部局から確認されております。

ただ、この比較については、表にしたものでモニター、そしてお手元のタブレットにより御説明いたしますので、壇上では割愛いたします。

3、本市の企業誘致では、どのような産業（教育機関も含む）の誘致を市長は現時点で考えているか、お伺いします。

4、交通に便利などの立地条件はもちろんです。それ以前の基本的なこととして、自然が豊かで、公害のないところが絶対条件と考えます。特に、昨今、清掃工場の排煙公害が問題視されています。安心を得るためにも、次のことをお聞きします。

(1) 置賜管内の近接の市町清掃工場等での排煙基準や各種工場での排水基準は満たしているのでしょうか。

(2) (1) と同様に、他管内の隣接する市町はどうでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。真摯に受け止めていただき、前向きな答弁を御期待申し上げます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

14番高橋一郎議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、中川地区大手企業の上山進出についての御質問の1点目、当該企業が本市に上山へ新工場建設の話があったのはいつか、そのときの理由はについてでございますが、当該企業から新工場建設計画を本格的に検討するといった話をいただいたのは、令和6年7月になります。

令和7年2月にかみのやま温泉インター産業団地へ予約申込みを行うこと、5月に上山に正式に決定したとの連絡を本市にいただいたところでございます。

そのときの理由といたしましては、当該企業が保有する内部留保の活用について、機関投資家を含めた株主からの強い声があったため、可能な限り早期に新工場建設への投資を行っていく経営判断を取締役会で決定したとの話をいただいたところでございます。

次に、2点目のどのような対処をしたか、新工場を本市内に建設する方策はなかったかについてでございますが、本市といたしましては、当該企業を想定し、中川地区において新産業団地整備計画を進めてまいりました。

当該企業の新工場建設計画に沿った産業団地となるよう、当該企業の経営陣とも面談を行い、真摯に協議を重ねてきたところでございます。

令和6年9月議会におきましては、新産業団地候補地選定概略設計業務委託料について、補正予算を議決いただき、整備に向けた準備を行ってまいりました。

最終的には、当該企業の経営判断により、本市ではなく上山市へ新たな投資を行うことをこのたびの中期経営計画として公表があったところでございます。

次に、上山市と本市の比較についてござい

ますが、本市の決算額につきましては、訂正箇所等はありません。

なお、本市の土地開発基金残高3.9億円のうち、現金分が1,738万円、残りが土地の評価額となっております。また、上山市の数字につきましては、令和5年度予算額の数字であり、決算額につきましては、いずれも予算額を上回る数字となっております。

なお、上山市の産業団地整備事業費は4億1,641万円となっております。

次に、本市の企業等誘致ではどのような産業の誘致を現時点で考えているかについてでございますが、地域経済の持続的な発展と雇用の創出を確保していくため、南陽市企業立地促進条例では、製造業、情報通信業、運輸業及び卸売業を対象として支援しているところでございます。

地域の特性や時代のニーズを踏まえた産業の誘致を進めることで、持続可能な地域経済の構築を目指してまいりたいと考えております。

また、新規立地企業の誘致だけではなく、市内に既に立地している企業の事業拡張や設備投資への支援にも力を入れ、既存企業の競争力強化や雇用維持を図ってまいりたいと考えております。

次に、清掃工場の排煙公害についての御質問の1点目、置賜管内の近接の市町清掃工場等での排煙基準や、各種工場での排水基準は満たしているかについてでございますが、置賜管内の一般廃棄物処理施設は南陽市を含む3市5町で構成する置賜広域行政事務組合で設置し、維持管理をしているものでございます。

一般廃棄物処理施設に関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令により、放流水の水質や煤煙等について定期的に検査し、公表することが義務づけされており、その結果につきましては、いずれも基準値以内でございます。

次に、2点目の隣接市町はどうかについてでございますが、一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果については、環境省が公表しており、最新の令和3年度においては、県内の施設では全て基準値以内と認識しております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

14番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 それでは、再質問に入りたいと思います。

私のみならず、この経営者というんですか、中川地区の大手企業が上山市に進出するという新聞情報がまず先に入りました。それについて、私だけでなく、びっくりしたんですね。前にも、去年だか、おととしあたりから、ちょっとまた上山に、どうもあそこの新しい産業団地に進出するようだよというような形で、一旦は断念したのかなというふうに思っていたものですから、まさしく寝耳に水の状態でびっくりしました。

そこから端を発し、今回は定例会の一般質問の中で、ぜひ市長と、今までも含めてですけども、これからの本市の産業経済の振興、発展にうまくつながるような何か施策というか、そういったものを見いだせないかというふうな思いで私は今こうして立っているわけです。

最初にそこを、市長に糾弾するような形じゃなくて、私は、これは南陽市にとっては非常に大きな問題だと思っていますし、ある意味で逃げられたのかなとも思っています。表現が悪いですよ。そこまでいくと、抜本的な物事を考えていかないと駄目なんじゃないかなというふうに思っています。

全員協議会等で、最初に市長から経過の説明等がありました。でも、その説明の中、今日の今の答弁を聞いて、私はちょっとがっかりしています。

なぜかと言ったら、やはり他人事ではないんですよね。これは本当に法人市民税も入ってくることも含め、後で話しますが、固定資産税が入ってくることも含め、様々な意味で南陽市にとっては大きな問題になってくると。まだ本社機能はあるわけですからあれですけども、固定資産税ということから見れば、あるいは建設するというふうな段階の、二百何十億円だか分かりませんが、そういったことも含めていくと、大きな損失になるのではないかなというふうに思っています。

そこで、この工場建設の話があったのは、去年だというふうなことがありました。今年の5月にはもう正式に決定したよというふうな話でした。

そんな中で、私は上山との比較というのをやってみたいと思いました。人口は、そんなに変わらないですね、ほとんど変わらない。そういうふうな中で、何が違うんだろうというふうに思っています。

でも、考えてみれば、やっぱり上山市の企業を誘致する、あるいはそのようなことを計画する、そういったものがもう南陽市よりも数段上なんじゃないかなというふうに思っています。

御存じのとおり、大手豆製品のメーカーもあります。あるいは大きな遊園地もあります。薬品のメーカーもございます。あるいは大手のアメリカのスーパーもあります。見晴台の丘のようなところもあります。ゴルフ場もあります。何でこのように違うのかなというふうに思った次第です。

今の答弁の中で、株主からの強い希望もあり、中期経営計画の中でそういうふうな判断したとあります。

でも、私が例えば仮に社長であつたりすれば、このような状態であれば、やっぱり南陽市よりも上山市かなというふうに考えるかもしれません。それくらい、やはり逆に言えば上山の魅力

で、また逆に言えば南陽市の魅力がなくなっているのかなとも考えたわけです。

この中で、(2)のどのような対処をしたかとあります。その中では、この中川地区において新産業団地を造るというふうなことも計画していますと、そういったことを協議を重ねたというふうな答弁がありました。

そこでお伺いしたいんですが、そういうふうな、南陽市の当局としては、貴社のためにこういうふうな団地も考えていますので、どうぞおいでくださいというふうな説明をしているとは思いますが、それに対して、向こうとしては、いや、それでは駄目だというような判断をしたと思うんですが、どうもその説明がうまくいかなかったというか、もっともっと積極的な誘致に向けての思い、それから具体的なこういった団地構想というものが伝わっていなかったんじゃないかなというふうに私は思っているんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長 答弁を求めます

市長。

○市長 御質問にお答え申し上げます。

本格的に話をいただいたのは昨年7月なわけでありすけれども、その以前から、南陽市における産業団地を当該企業の経営の見通しと併せて整備していくことについて、当該企業の経営陣の方とお話はさせていただいておりました。

その中で、具体的にこういった場所で、このような広さで、造成の絵図なども示しながらお話をさせていただいておりまして、そのやり取りは数度にわたって重ねさせていただいたところでありました。

しかしながら、やはり地盤の改良に費用を要するといったこと、それから、一定の広さを確保しなければいけないこと、それから、壇上でも申し上げました株主の皆さんからの内部留保を早く株主に還元するのか、それとも企業の経

営を拡大するのか、どちらかに早く活用してほしいという声があったというふうにお聞きしておりますけれども、その判断を早めざるを得なかったということをお聞きしているところです。

そういった諸情勢の変化から、今回このような経営判断となったというふうに承知しておりますけれども、議員がおっしゃる南陽市の魅力、あるいは南陽市としての対応に反省点はなかったのか、あるいは、こうすれば良かったのではないかということは、今後に向けて議員の意見もお伺いしながら、しっかり考えていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

○議長 14番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 何度かそういったやり取りが当該企業とあったというふうなことで、その中で、どうしても、例えば今のお話で言うと、例えば軟弱地盤で改良しなきゃならない、その造成費用もかかりますよとか、いや、ちょっと面積が足りないんだよなとかと、そういうふうな具体的な話があったときに、それは市長に報告があるわけでしょうから、あるいは市長が直接聞いたかもしれませんが、そのときに、だとすれば、例えば本当は中川地区、もちろんあそこで発祥したわけですからでいいのでしょうかでも、いや、でも南陽市としてやっぱり残して拡大をしていくというようなことであれば、場所も変えて、例えば西工業団地、梨郷地区のほうに持っていくとか、そういった判断がなければ、やはり上山との比較に負けてしまうというふうなことだと思うんですけども、その辺のあれはどうだったんですか。

こちらは中川で、いや、ちょっと駄目だということであれば、市内でちょっと考えてみようとかかというようなことはなかったんですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 そういった話もございました。候補地

を数点、数地点選定して、先方とお話をさせていただいて、その中で次第に具体的な候補地が定まっていきまして、最終的には、やはり発祥の地である中川地区が最も濃厚な線であるということで、そこで具体的なお話を煮詰めてまいったところでございます。

○議長 14番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 ちょっとここで具体的にお伺いしたいんですが、これはなかなか公表できないかもしれませんが、大ざっぱでもいいんです。例えば、法人税というのはあるわけですよね。当該企業のあるいは法人税というのは、数字を教えられないと思うんですけども、例えば8桁なのか、7桁なのか、その辺はどうでしょうか。

○議長 大沼税務課長。

○税務課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

議員からありましたとおり、やはり税に関する情報ということで、こちらは守秘義務が固く決められてございますので、この場といたしますか、答弁のほうは控えさせていただければと考えております。

○議長 14番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 そのようなことでしょうかとお聞きしたわけですが、やっぱりこれから具体的な表でいろんな推敲をしていきたいというふうに思っておりますけれども、私は、この当該企業のみならず、市の考え方、これは市長の考え方になるんでしょうけども、どうもじっくりこないというか、おかしいなと思うことがあります。

例えば、同じ中川地区では、芍薬です。それについては、今、長井のピオニーのところに行っています。私は、これも大きな財産だなというふうに思っていますよ。なぜこちらのほうで凌ぐことができなかったのか。

この中川地区の大手企業とは直接関係ないか

もしませんが、でも、逆に言えば、そういうふうなことをちゃんと南陽市の財産として大事に持っていけないというのがあるんじゃないかなというふうに思ってしまう。その辺については、市長、どうですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 通告されていない御質問ではございますけれども、その件に関しましては、管理されていた方から、市で管理できないかというお話がございました。

なかなか行政としては難しいということで、長井市の民間の方の管理に委ねられることになったとお聞きしております。行政としての対応はよく考えなければいけないのではないかなというふうに思っております。

○議長 14番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 すみません、通告していないのにありがとうございます。

これも通告していないので、私の言いつ放しになりますけれど、やはりそういったことで民間がやっているわけですから、何か民間でやれなかったのかなと思ったわけです。そこは、今日のこの場ではそう言うだけにしたいと思います。

では、2番目の上山との比較についてですけれども、表を出していただきたいと思います。

見づらくかもしれませんが、タブレットにも出ていますので、これをちょっと考えていきたいなというふうに思っています。

まず、市税のことがこの表であります。この南陽市と上山市、上段に南陽市、下段に上山市、その差額を表示したものです。

先ほど、市長のほうから、上山市については予算額というふうなことだったものですから、決算額で収入済額として拾い直しましたので、このような数字になっております。

市民税の個人分は、南陽市は十三億何がし、

上山市は11億円、その差額は1億7,965万3,000円とあります。

これについては、同じような人口、ただし、いわゆる生産年齢人口の割合が違いかもかもしれませんので一概には言えませんが、これを見て、ひょっとすると南陽市のサラリー、給与所得の方々は単価が高いのかなというふうに思っています。ということは、公務員の人が多いのかななんて思っております。これは、一概に言えませんが、そのような形で思っております。

それから、市民税の法人分としては2億3,500万円が南陽市、上山市は1億7,200万円、南陽市のほうが6,300万円多いと。

法人分が多いということはどういうことなんだろうなど。これも、この数字からだけでは一概には言えませんが、やはり南陽市のいわゆる地元企業、本社が地元南陽市にある企業が多いのかなというふうに思っております。

次に、固定資産税、これは本当にびっくりしました。

南陽市は16億円、上山市は19億円です。その差が3億7,500万円ぐらいあります。これは何を意味するのか。

当然、工場の償却資産を含めた固定資産税、固定資産が多いというふうなことで、つまり工場、生産メーカーの固定資産というか、償却資産、機械器具類も含めたものがやっぱり多いのかなというふうに思っています。

それから、次の市税の合計額も、最初の市民税の個人、法人については南陽市のほうが上回っているわけですが、固定資産税を入れると、逆に上山市のほうが多くなると、1億1,000万円ぐらい多いというふうになっています。

これが今度は上山市に進出して新生産工場が出れば、またこの差が大きくなっていくというふうに思っています。固定資産税の減免をどう

いうふうにするかという問題はあるにしても、でもやっぱり多くなってくるのかなというふうに思っています。

このような市税の中の一部のことはただけでも、南陽市と上山市は、人口規模は同じなんだけども、違うなというふうに思っています。

ここまでで、市長、この数字との比較を見て、何かコメントするものがあればお伺いしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 先ほど、議員からお話があったように、確かに上山市におかれましては、大きな工場が多いなということは現実としてあるかなというふうに思います。そのことがこの固定資産税の差額に表れているのではないかなというふうに感じております。

一方で、この市民税の個人分が多いことについては、これは本当になぜなのかというのは、ぜひ分析して、どういう違いがあるのかとか、あるいはこれを生産年齢人口の市民1人当たり直せば、実際はどうなのかというような比較も見てみたいなと思ったところです。

○議長 14番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 この表は本当に表面だけの数字なものですから、これで一概にどうのこうのとは言えません。

ただ、大きく言って、固定資産税がかなり違うなというふうに思っています。なので、ここについては、もっと上山市の戦略的に、あるいは行政だけでなく政治的なことも含めて、やっぱり違うのかなというふうに思っています。

今まで、昭和42年から南陽市になって58年、再来年で60年を迎えるわけですがけれども、私たちの先輩の方々、市長も含めて先輩の市長、あるいは歴伝の市長も含めて大分頑張ってきて、ここまで南陽市をつくってきたというふうに思います。

これから南陽市をどういうふうにしていくのかというようなときに、いわゆる企業が出ていく。それから、あるいは昨日もありましたけれども、旧ハイジアパークもなかなかうまく再生できていないというようなことがあって、どうも沈滞ムードが漂っているのではないかなというふうに思います。

私も南陽市民の誇りを持って、南陽市を良くしたいというふうに思っておりますし、市長もちろんそうだと思っています。そういった意味から、もうちょっと比較していきたいと思うんですが、次はふるさと納税です。これも全く違う。

私は9億7,000万円、今は10億円に南陽市はなっていますが、10億円になったなななというふうに思っていたんですけど、同じ人口規模で上山市は27億円です。その差は17億円あるんですね。ということは、これは2.8倍近く。

昨日の答弁でも、やっぱり市長はというか、課長は物が無いんだと。例えば果樹に関して言えば、物が無いと。だから、そういったこともあってというようなことがありました。

じゃあ、その物が無いのに、物を作るにはどうするのかという様々なことがあると思いますが、これもやっぱり先人たちが頑張ってきて積み上げてきたんだなというふうに思いますし、この果樹産出額もそのまま40億円が南陽で上山60億円、20億円の差。これがずとんと、ふるさと納税にも現れているのかなというふうに思っているところです。

これを見て、市長、どういうふうに思われますか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 地形、気候、そういったもの、環境、それを総合したものがこの数字に表れているのかなというふうに感じたところです。

南陽市は、急激に米沢盆地に海拔が下がり、上山に比べて雪も大変多く、気温差が大きい。本日も最高気温と最低気温の差が21度も予想されておりますけれども、そういった気候の差があります。

それが南陽市の果樹の品質の良さにつながり、生産者の皆さんが手塩にかけるものもいいものになるといういい面がある一方で、量を生産することが難しい。これはやっぱり地形、気候、風土、そういった違いがあるのかなというふうに感じました。

○議長 14番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 果樹は、当然フルーツ、生ものと加工ものもあります、乾燥ものもありますけれども。そういったものを含めて、方策としてはあるんじゃないかなと私は思っています。なので、こういったことを、こういった現実の数字を突き合わせながら、南陽市としてどのような形に持っていったらいいのか。

今回、議長の計らいだと思うんですが、この宮城興業さんと龍上海のポスターがあります。こういうふうな、いわゆる売上げが今後もっと増していく、そういったものをやっぱりしっかりと支援していくみたいなことも、私はワインとずっと言っていますけれども、そういったことも必要だなというふうに私はこの数字を見て思っております。

次に進みたいと思いますが、次のページをお願いします。

これは産業団地の整備費と土地開発基金の現在高です。先ほど、土地開発基金については、現金が1,700万円ぐらいですかね、あとは土地の評価だというふうなことでした。

これを見ても、いろんなことがあると思うんですが、やはり南陽市が遅れているなというふうに思ったんです。

やはり経営判断の当該企業の経営判断の中には、南陽市はまだかかるよねと。それよりもや

っぱりもうできているようなところに行ったほうがいいよねというふうに思っちゃいますよね。これを見ると、やっぱり産業団地でもう4億1,000万円ほどをどんとつぎ込んでできました。どうぞ来てください。ありますね。そういったものがやっぱり違うなというふうに思います。

これからいわゆる企業誘致に関するいろいろ条例等の比較も出したいというふうに思いますが、その辺、やっぱり具体的に考えていった場合に、ちょっと施策が戦略的に遅いんじゃないかなというふうに思いますので、そこはぜひ今後、積極的に、まさしく戦略的に頑張っていたきたいなというふうに思います。

その企業誘致に関してですけれども、市長は、先ほど企業誘致は具体的には話しませんでした。企業誘致の条例に基づいて考えていきたいというふうなことでしたけれども、具体的に持つていく必要があるんじゃないかなというようなときに、企業誘致の条例等を比較したものをちょっと見てみましょう。これは山形県で出していますけれども、すみませんこの表には間に合いませんでした。

例えば、かみのやま温泉インター産業団地企業立地補助金、これは用地取得奨励金と称して、自動車製造または特に大きい経済波及効果が見込まれる業種の企業が事務所を新設、増設した場合、用地取得額の40%を補助とあります。本市は10%です。そう考えてみた場合、どうなんでしょうか。

あと、上記以外の業種の企業が事業所新設をした場合は用地取得額の30%です。ここでもう決定的に違いがあるんじゃないかと。株主の総会の株主会、役員会でもそのようなことを比較されれば、やっぱり駄目なんじゃないかなというふうに思うんですよ。

この辺について、市長、どういうふうにお考えですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 上山市におきまして、東北中央自動車道にかみのやま温泉インターチェンジがあると。その場所は、東北中央自動車道の整備計画の中で、相当前にああった広大な土地がある、市街地にも近い場所にインターチェンジを設置して、そこに工業団地を整備しようという計画が、恐らく10年単位の計画で進められていたというふうに認識しております。

南陽市にも南陽高畠インターはございますけれども、現実的には南陽高畠インターが立地しているのは高畠町の行政区分の中でありまして、南陽市の中にはインターチェンジがないと。言ってみれば、ビハインド状態なわけでありまして、何とかそれを好転させるべく、スマートインターチェンジの設置や工業団地の整備などについて、これまで考えてまいりましたけれども、その差がどうしてもあるということは否めないところでありまして、今後そういったところを克服して、ピンチをチャンスにしていく方策を考えていかなければいけないというふうに思っております。

○議長 14番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 私も市長の思いとは同じです。

何か逆転できないかなみたいに私は思っていて、逆襲という表現が悪いんですけども、その中で、たまたま調べていったら、実は最後の4番目の問題になるんですけども、上山の清掃工場、先ほど、それは環境省が把握している中で全然問題ないというふうにありましたが、とある雑誌が、これは先ほどもあったように公表しませんけれども、重金属汚染による健康被害という形で、上山市のことをとある雑誌がすっぱ抜いたんですね。汚染源は、ごみ焼却炉だと。しかも、ただ単にスキャンダルな形ではなく、東京農工大が学会発表したということです。そこで終わってなくて、実はここから、7月、来月にはどうも山形大学で学会発表があるとい

うふうに言われています。

そうすると、第一義的には当然上山市の議会の問題になりますので、私はあまり深くしませんが、かなりの大問題になって、先ほどの上山の果樹生産、あるいはふるさと納税の額、いわゆるちまたに広がって、なった場合には、いや、ちょっと買えないなというふうになった場合に、大変大きな問題になるというふうに私は思っています。

したがって、南陽市は絶対に安全ですよという売りもできるなというふうに思っているところです。

そういったことで、市長にも一応書類というか、文書として紙ベースではお上げしていますが、これがどうのこうのという話ではなくて、これが例えば広まったような場合を考えると、本当に上山はもう死活問題になるなというふうに思っています。

それを良いことというようなことではないんですけども、私が言いたいのは、いろんな地形だ、気象だ、何とかという以前の問題として、公害のない町、そういったものが大事なんだろうなというふうに思っています。

その辺の認識について、市長にお伺いしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 こういった問題に関しましては、一義的には壇上でも申し上げましたように、環境省、そしてこれは都道府県が所管する事項でありまして、市としましては法令に則って、しっかりと問題のないように対応したいというふうに思っております。

この環境の問題や防災の問題、何かあったらすぐ水没するような場所ではやはり操業できないわけで、そうしたことは基本的なこととして我々はしっかり対応してまいりたいと思ってお

ります。

○議長 14番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 次の画像をお願いしたいと思います。この場所を皆さんは分かっているかと思いますが、13号線をずっと上山に向かって、右側にある清掃工場です。

次、お願いします。これはその清掃工場とそこにある遊園地というんですか、遊び場です。

そして、次、お願いします。これ、行ってびっくりしたんです。これが隣の、雑誌ではA工場と言っていますが、その工場の手前のところに、後ろに工場の会社名がかかっているんですけども、これがあったんですよ。びっくりしたのは、汚染された土があるんですよみたいな形になって、これが放置されているということで、これは本当にびっくりしました。

というふうなことが例えば広がっていった場合には、大変怖いことになるなというふうに思っています。それは健康被害だけじゃなくて、さっき言った産業の、特に果樹生産に関しては大打撃になるのかなというふうに思っているところです。

これは、先ほど市長も言われたように、ほかの市の議会の問題でもありますし、何とも言えません。ただ、このような場所だということなので、今提示したかっただけですので、御了解いただきたいというふうに思います。

そのような形で、今日の一般質問についてはあれですけども、最終的にお話ししたかったのは、一番最初にも申し上げたとおり、この南陽市の本当の良さ、強みを出して、とにかく企業誘致といってもいろんなものがあると思います。括弧書きで教育関係も含むなんて書きましたけども、様々なことがあると思いますので、これはぜひ真剣に、市長にはプロジェクトチームもつくるような気持ちでやっていただきたいと思うんですが、最後にどうでしょうか。市長の答弁をお願いします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 議員がおっしゃるとおり、これまでとは違うような気持ちと、それから庁内での対応をしていきたいなというふうに思っております。

○議長 以上で、14番高橋一郎議員の一般質問は終了いたしました。御苦労様でした。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

午前10時51分 休 憩

午前11時00分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

小 松 武 美 議 員 質 問

○議長 次に、8番小松武美議員。

〔8番 小松武美議員 登壇〕

○小松武美議員 おはようございます。

8番、小松武美です。よろしくお願いいたします。

初めに、ちまたの話題といえば、先ほど高橋一郎議員からもありましたとおり、備蓄米の放出とか、そういった米の問題がテレビで多く取り上げられています。

備蓄米5キロを2,000円で無限に出すと小泉農水省大臣が威勢のいいことを言っていますけれども、無限に出すとはどういうことかと。数量に決まりがあるので、そんなには出せない。全部で60万トンですかね。備蓄米なので、ある程度出してもいいと思うんですが、価格を下げるために出すというのは、いかがなものかというところがあります。

有事の際に取っておくものだという話もありますし、そういった点で放出するのかなというところではありますが、2,000円の備蓄米、国民全員に渡るわけでもありませんので、一部の早く並んで求めた人だけ、限定的だなというふう

に思います。

5キロ2,000円といいますと、60キロにする
と2万4,000円で、今年の概算金が大体2万
4,000円くらいになるというふうに見ています
ので、農家の人には5キロ2,000円のそういっ
たお金しか入らないと。非常に厳しい。消費者
も、2,000円で求めて、安いというふうに思っ
ているというふうに思いますけれども、マスコ
ミを見ると、2,000円でも高いというような報
道もあります。

輸入米を見れば、高いというふうになります。
例えばアメリカの広大な農地、そしてベトナム
では二期作で2回も取れるというところと、そ
ういったところと一緒にするのは間違っている
のかなというふうに思っております。

備蓄米を放出しているために、倉庫を貸して
いる業者が悲鳴を上げていると。貯蔵する米が
なくなって、そこから確実に上がる貸賃、それ
がなくなってしまうという、そういった問題も
起きているようであります。

また、昨日ラジオを聴きますと、私くらいの
移住した年配の方かなと思いますが、田んぼを
作って2年目だということで、何が大変だった
かというと、草取りが大変だという話がありま
した。取っている後に、後ろからまた草が生え
てくると。私も田んぼを作っているのでよく分
かるんですが、取っても取っても出てくるとい
うことで大変だなと。一番大変な作業は、草取
りだというふうに思います。

その人たちは、やっぱり5キロ4,000円でも
安過ぎるなというふうなことを言っていました。
やはり作ったことのない人は高いと思うかもし
れませんが、そこに従事している生産者の
思いを考えれば、少しでも高い米で持続可能
な農業ができることを本当に思うところであ
ります。

政府のほうも少し方針転換、先ほどもありま
したとおり、生産調整もやめて、生産意欲が湧

くようにするという方針転換、どうなるかは分
かりませんが、そういった少し政府の方
針は間違っているということを認めたというこ
ろがありますので、少し改善されるのかなと
いう、そういった期待もあります。

ただ、農作物、先ほどのサクランボもそうで
すし、米も天候に大きく左右されますので、今
年のこれまでの天候を見ると、ちょっと春先は
寒かったかなという部分もありますし、これか
らどうなるか分かりませんが、平年並みで穏や
かな気候になることを切に思うところでありま
す。

それでは、通告した質問に入りたいと思いま
す。

1番目に、南陽高校に対して、本市の支援に
ついてであります。

南陽高校は、南陽市にとって言うまでもなく
唯一の高等学校です。しかし、最近の志望倍率
を見ると、定員160名に対し、令和5年度は
0.61倍、令和6年度は0.58倍、そして今年度は
0.35倍と毎年下がっています。

その原因を分析することは難しいですし、学
校や中身について言える立場ではないので控え
ますが、南陽高校には市役所部という部活があ
って、南陽市の活性化に向けた様々なアイデア
を出すなど素晴らしい活動を行っています。

子どもの数が年々少なくなり、高校も生徒の
取り合いになっていることは否めませんが、こ
のままだと、南陽高校の存続が危機的な状況に
なってしまうのではないのでしょうか。

地元の高校がなくなってしまうと、地域の衰
退や生徒の不利益につながる可能性もあり、大
きな損失だと思います。

高畠高校では、町の支援で町在住の生徒に限
り、新入生には10万円、2年生と3年生にはそ
れぞれ3万円を支給しています。JRを利用し、
通学している生徒には、3か月以上の定期券に
半額補助しています。

また、町内の生徒には、2キロ以上距離がある場合はデマンドバスを出すなど、高校に入ってもら政策を行っています。

また、白鷹町の荒砥高校では、新入生には10万円、2年生には修学旅行費を全額補助、3年生には自動車免許取得費用として、町内に就職し、定住する生徒には2分の1を補助する政策があります。

このように、地元の高校に生徒を呼び込むために、自治体は何らかの支援をすることが必要ではないでしょうか。高島高校では、令和4年度は0.38倍、令和5年度は0.44倍、支援を導入した令和6年度は0.75倍、今年度は0.51倍と少し下がりましたが、効果があると見ていいのではないのでしょうか。

そこで伺います。

(1) 南陽高校の志願倍率が毎年下がっていますが、存続の危機と捉えていますか。

(2) 他の自治体のような経済的支援が必要と思いますが、支援の考えはありますか。

2番目としまして、既存の公民館とコミュニティセンターの違いについてであります。

公民館の目的として、社会教育法第20条では、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。

この目的達成のために、第22条では、①定期講座を開設すること。②討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。③図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。④体育、レクリエーション等に関する集会を開催することと記載されています。この法律にのっとり、市内8か所の公民館で事業を展開しています。ほかに、災害時の拠点や避難所開設にもなります。

しかし、全国的には1,500館あった公民館が1,300館と、公民館が減ってきています。背景には、総務省が出した地方自治体の財政の立て直し方針に地方自治体が従っているということがあるようです。生涯学習と言いながら、学習の場がなくなっていくということは問題だと思います。

公民館と同じような施設にコミュニティセンターというものがあります。コミュニティセンターは、1971年に自治省が全国40地区にモデルコミュニティを指定することで始まり、公民館より明確に地域住民センターを志向していますが、公民館とコミュニティセンターとの違いは、ほとんどないに等しいと言われています。

しかし、コミュニティセンターになると、所管が教育委員会から市長部局になり、大きな違いが出てきます。教育行政の独立性が担保できなくなってしまい、市長が直接使用制限できるようになることは、非常に弊害が大きいと思います。

また、公民館は社会教育法の適用を受けますが、コミュニティセンターは適用除外となって、住民の自主的な地域づくり活動など、利用の幅が広がるとなっています。人事の面でも違いが出てくると思います。

現在の公民館は地域づくりや住民の文化・福祉の向上に大きな役割を果たしてきたと思います。少子高齢化の中、公民館運営委員のなり手を探すのも一苦勞ですが、住民とのつながりを持つことは大切です。

そこで伺います。

(1) 公民館とコミュニティセンターの違いは何ですか。

(2) コミュニティセンターのメリットとデメリットはどんなところですか。

(3) コミュニティセンターに移行する場合は、住民への十分な説明と話し合いが必要と考えますが、その考えはありますか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 8番小松武美議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、南陽高校に対しての本市の支援についての御質問の1点目、南陽高校の志願倍率が毎年下がっていますが、存続の危機と捉えているかについてでございますが、全国的にも少子化の影響で高校入学者の総数が減少している状況であり、令和7年度山形県公立高等学校入学志願状況の概要によりますと、全地域で定員割れが散見され、置賜管内につきましては1校を除き定員割れの状況となっております。

令和7年度の南陽高校の入学者選抜において、一般選抜志願者数が42名で、倍率は0.35倍でありましたが、推薦・連携型・前期選抜内定者数及び併設型中学校からの入学予定者数を含めた総志願者数は83名となり、定員160名に対して倍率は0.52倍となっております。

いずれにしても定員に満たない状況が続いており、市といたしましても危機感を感じているところでございます。

南陽高校におきましては、令和2年に南陽高校市役所部が発足し、様々なプロジェクト活動やSNS発信などの活動を行っており、生徒の中には市役所部の活動に参加したいという気持ちから、南陽高校に入学を希望した生徒もおられるとお聞きしております。

県内の状況といたしましては、今年4月に置賜管内において高校の統廃合が実施され、今後少子化による高校の統廃合が実施されるものと推測されます。本市におきましては、県教育委員会で策定される今後の県立高校の基本的な方向性を示す、県立高校未来創造ビジョン案の動向も注視しながら、南陽高校とも協力し、魅

力ある高校の発信に取り組んでまいります。

次に、2点目の他の自治体のような経済的支援の考えはあるかについてでございますが、近隣自治体で独自に経済的支援を行っていることは承知しております。経済的支援につきましては、近隣自治体で行っている事例も参考にしながら調査、検討をしてみたいと考えております。

次に、既存の公民館とコミュニティセンターの違いについての御質問の1点目、公民館とコミュニティセンターの違いについてでございますが、公民館は社会教育法に基づき、住民の生涯学習及び文化活動を目的に設置する施設でございます。一方、コミュニティセンターは、地方自治法第244条に基づき設置する公の施設であり、公民館よりも利用対象の範囲が広く、地域住民の交流やまちづくり活動を目的とした施設と認識しております。

次に、2点目のコミュニティセンターのメリットとデメリットについてでございますが、メリットとしましては、社会教育活動を超えて、地区住民の交流や地域に住む人々が自らの知恵と力でまちづくりに参画することができる点にあります。一方、デメリットとしましては、法的基準がないため、運営内容や充実度等に格差が生じやすく、公平な行政サービスの維持が懸念される点がございます。

また、コミュニティセンター化に際しては、今後の人口減少等に伴い、その事業を担う組織、いわゆる指定管理者として運営を行う受け皿と人材確保がますます懸念されるものと捉えております。

次に、3点目のコミュニティセンターに移行する場合の住民への説明についてでございますが、コミュニティセンターに移行する場合には、地区が運営主体となりますので、地区住民との話し合いは不可欠と考えております。また、地区の機運の高まり及び理解が必要ですので、地域

の状況を注視してまいります。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

8 番小松武美議員。

○小松武美議員 初めに、南陽高校の問題でありますけれども、調査、研究して検討するという答えでありましたけれども、検討だけではなくて実施することが重要であります。これは待ったなしではないかなというふうに私も考えているところです。

近隣の例を見ると、新入生に10万円。例えば南陽高校に地元の南陽市出身の生徒が50人入れれば、500万円という金額がかかります。それが安いのか高いかという部分はありますけれども、使い道としては、制服代、運動着代、靴を買ったり、あとは参考書を買ったりという部分に使われると思うんですけれども、やはり保護者にとればこの10万円を補助してもらえんというところで、大きな支援だなというふうに考えております。

あと、高校の無償化になって、先ほど生徒の取り合いと言いましたけれども、私立の高校に入る生徒が多くなってきて、全国的に見ると公立の高校が廃校に追い込まれていると、そういった事例もあるようです。

ですので、やっぱり公立の高校と私立の高校、違いはそれぞれあると思うんですけれども、切磋琢磨して教育を行うということが重要なことだと思うんですけれども、その点について市長の考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 御質問にお答え申し上げます。

高校が全国的に私立と公立で生徒獲得に競争が起きていて、無償化に伴って公立高校の志願者が減少し、私立に流れているという現象があることは承知しております。

高校に限らず、大学も、それから中学校も小

学校も、何となれば就学前の幼児施設においても、私立に強い生徒を確保するというような意欲があり、その点においては、公立高校は私立の取組を追いかけているような状況ではないかなというふうに思っております。

しかしながら、そういった、言ってみれば営業努力もありますけれども、私立には私立の良さ、そして公立には公立の良さがあるとも思っております。私個人としては、都市部、大都市圏においては私立の選択肢が多数ありますので、地方とは状況が違っていると思っております。公立高校における教育環境のさらなる充実を自治体としては求めているなというふうに思っているところです。

○議長 8 番小松武美議員。

○小松武美議員 違いがあつていいというふうに、市長の言うとおりの、私もそう思います。

無償化になると、例えば公立高校のほうが授業料は安かったですよね。私立は高いということで、それがなくなってしまうと、高校の特徴というものを重視する、選ぶ基準だと思います。今、市長が言ったように、都会では進学校と言われるところがやはり特徴を持って、有名大学に進学率は何ぼだというふうなことで売り出していると思いますけれども。

あと、伝統のある公立高校は校舎がとても古いと。どうせ学ぶなら新しい私立の校舎で学びたいという、そういった生徒もいるようでありますけれども、やはり先ほど言ったとおり南陽高校は市役所部、あとみらい議会にも出ているということで、そういった意味で本当に南陽市のためにいろいろ考えている生徒さんが多くいるなというふうに思っています。そのことをやっぱり市としては本当に大事にしていく必要があると思います。ぜひ、経済的援助ということを実際に早急に考えていかなければならないのではないかなというふうに思います。

検討をすると言っていますけれども、予算のか

かることでありますし、そう簡単にはいかないのかなというふうに思いますけれども、先ほど高橋議員からありますとおり、南陽市では大きな本当に工場が上山に移転するというようなこと、そして、もしくはこのままいけば南陽高校も廃校になってしまうのではないかと、そういった危機感を持つわけでもありますけれども、先ほど市長が、米沢の商業と工業が統合になったということがありますけれども、南陽高校も統合という、そういった話といたしますか、計画はあるのでしょうか。その点、伺いたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

堀教育長。

○教育長 ただいまの小松議員の御質問にお答え申し上げます。

私が持っている資料としましては、令和2年3月に山形県の教育委員会が発表した県立高校の再編整備計画、これの東南置賜地区の高校について、これを見ますと、米沢市内の普通科高校の在り方と米沢市外の東置賜地区の三つの高校の在り方については、令和7年度から令和8年度にかけて検討するというふうに記載してございます。

以上です。

○議長 8番小松武美議員。

○小松武美議員 県のほうでそういった検討事項に載ったということで、どこをどういうふうに統合されるのかは、まだ現時点では分からないというふうに思いますが、俎上に載ったということで、本当に危機感を持つわけですが、その点について、市長はどのような対策を考えているのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 議員からも言及がございました南陽高校市役所部、あるいは南陽みらい議会。みらい議会については、議場を使わせていただけると

いうことで、議長をはじめ、議員各位の御理解、御協力に心から感謝を申し上げます。

そうした高校の魅力化、学習指導要領において導入されている探求学習における地域との連携、この教育の本丸に関すること、南陽高校の魅力そのものに関することについて、南陽市では全力で応援しようということで取り組んでいるところでございます。

○議長 8番小松武美議員。

○小松武美議員 魅力ある高校ということで、市としては力を入れているというのは分かるわけですが、経済的な支援、これも重要だなというふうに思います。

荒砥高校では免許まで支援するという、そういった取組もあるようでありますし、支援の在り方はいろいろあると思いますけれども、できることから始めていただければ、本当に助かるなというふうに思います。

高畠高校のことを言うとあれですけども、JRで通学できるという、そういう利点もあって、南陽高校ですと、フラワー長井線を使うという部分、ちょっとフラワー長井線、山形鉄道には申し訳ないんですが、料金も高いという部分がありますので、そこも補助していただければ山形鉄道のほうも助かるのかなということを思うわけでもありますけれども。

今年度は83名ということで、だんだん少なくなってきました。ちょっと私が考えたんですけども、皆考えているかもしれませんけれども、できたとき、南陽高校は相当大きい規模なんですよ。今は270名ですか、そういう空き教室も相当出てきているのかなというふうに思っているわけですが、今度は南陽市に三つある中学を一つにするというような答申も出されている。それが全部そのとおりになるかどうかは分からないわけですが、一応そういった方針を出されているという、新しく建てるのかという、また経済的な負担もあるわけでもありますけ

れども、南陽高校を今の沖郷中学校に移転して、今の南陽高校を中学校に使うと。そうすると、七百何名の中学生は今の南陽高校の校舎で間に合うのかなという、そういったところをちょっと考えたところではありますが、ぜひそういった点も考慮に入れてもらえれば助かるなど、経済的な負担も少なく済むなというふうなことを思ったところでもあります。

魅力ある高校、そして当市でも援助するというのを早急をお願いしたいというふうに思います。このままだと、近隣の高校に負けてしまうのではないかとこのように思っているところでもありますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、2番目の公民館とコミュニティセンターの違いということで、コミュニティセンターが地方自治法に則するというので、より住民主導の形態に変わるということで、それはそれでいいのかなと思いますし、人材確保という部分でいくと、今の現状を考えると、厳しいものがあるなということを市長の答弁で感じたわけがありますけれども、例えば、ぶっちゃけとか、給与の面はどういうふうになるのかなと。今の公民館がコミュニティセンターになった場合の職員の配置とか給与の面については、どのように変わるのでしょうか。

○議長 田中社会教育課長。

○社会教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現状では、御承知のとおり、各地区の公民館については、会計年度任用職員だったというふうな位置づけと、それに見合った給与になっておりますけれども、じゃあ、実際に、今度、仮にコミュニティセンターになった場合にどうなるかとなると、やはり議員がおっしゃったように、まず地域、地区の住民の方々が主導になって動いていただくというふうなことになりますが、そちらの具体的な給与については、

やはりコミュニティセンターをどのような形で運営していくかという全般的な流れの中で検討していくべきものと考えております。

○議長 8番小松武美議員。

○小松武美議員 給与の面では、そこまでは考えていないということでしょうかね。

コミュニティセンター、これからあまり機運が盛り上がっていないのかなという、そういった感覚で捉えているんですけども、中にはやっぱりコミュニティセンターにしないと駄目だという、そういった住民の声もあって、私としてはどっちかなということで今回質問をさせていただいたところでもありますけれども、今の公民館の会計年度任用職員の給与はそれに則っているということでもありますけれども、公民館長以外は全時間勤務だというふうに思いますけれども、会計年度だと、準公務員かな。そうすると、5年間勤めると無期雇用というふうに民間ではあるんですけども、その点、公民館の職員には適用になるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

長沢総務課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

公民館のほうの職員については、今の適用はなりません。

○議長 8番小松武美議員。

○小松武美議員 分かりました。

職員についても無期雇用と、そういったものには適用にならないということですが、退職金についてはどうでしょうか。教えてください。

○議長 答弁を求めます。

長沢総務課長。

○総務課長 退職金についての制度はございません。

○議長 8番小松武美議員。

○小松武美議員 会計年度任用職員は、毎年試

験なり面接を受けて、1年ごとの採用になるんでしょうか。その点をお願いします。

○議長 答弁を求めます。

田中社会教育課長。

○社会教育課長 会計年度任用職員につきましては、基本的には毎年年度途中の期首面談と最後に面談をさせていただいて、その中で評価というふうなものを出させていただいて、その中で更新であったりというふうな形になってございます。

以上です。

○議長 8番小松武美議員。

○小松武美議員 1年ごとということで、人事の面で言いますと、人事権はどこにあるんでしょうか。社会教育課なんですか。教えてください。

○議長 答弁を求めます。

田中社会教育課長。

○社会教育課長 公民館職員につきましては、教育委員会での辞令というふうな形でございますので、教育委員会のほうで人事のほうを行っております。

○議長 8番小松武美議員。

○小松武美議員 ありがとうございます。

公民館の職員を見ていると、大体3年くらいで異動するのかなと思うんですけれども、市の職員も異動はつきものなので、慣れたと思ったらいなくなるというか、異動してしまうというのはしょうがないのかなと思うんですけれども、これはやっぱり住民にしてみると、せっかく名前と顔と仕事ぶりも覚えて、ああ、この職員はいいなと思ったら、その矢先に異動ということになると、非常に残念がっている住民の方もいるということで、その点は何ともし難いというふうに思うんですが、そういう点を見るとコミュニティセンターで、その地域で雇うまではいかないとは思いますが、意向が反映されるのかなという部分があります。

そういった点の違いもあるのかなと思うんですが、面接試験、あといろいろなことで、その人も毎年また採用するかということを決めるようでありますけれども、勧誘する気はないんですが、住民の人の意見も参考にさせていただいて、よろしくお願ひしたいというふうに思っているところであります。

市長の最後の質問で、やっぱり住民の方の機運が重要だということで、そういった動きになれば当然説明はするという。やはり住民の機運が強まらなければ、コミュニティセンターという部分までは行かないということによろしいんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 端的に言えばそのとおりであります。この市議会におきましても、様々な議員からコミセン化については質問、御意見がこれまでもございまして、その際にお話ししていることは、コミセンに不可欠なのは運営主体でありますので、運営主体が存在しなければコミセン化はできません。

そうした意味では、もしコミセンに移行するとなれば、説明は当然不可欠でありますけれども、小松議員の御質問では、市長部局になると、教育行政の独立性が担保できなくなって弊害が大きいという文言もありましたので、どちらかというと反対のお立場なのかなと思ってお聞きしておりますけれども、議員のおっしゃるように様々な意見がございまして、ぜひ議員間討議や地域住民の皆さんの意見の集約など、議員にも我々に御示唆をいただければというふうに思っております。

○議長 8番小松武美議員。

○小松武美議員 いろいろな公民館を回って話を聞くと、まだその機運は盛り上がっていないなということを感じるの、私もどっちかというと、今の公民館でもう十分なのかなというふ

うな考えなんですけれども、中には、先ほど言ったようにコミセンではないと駄目だと言う人もいるので、だったら、やっぱり地域でもっと頑張っというふうなことになると思いますけれども、これはなかなか難しい問題かなと。

社会教育法ということで、それが市長部局になるということで、市長の意見が大きく反映するのかなという、そういった懸念。白岩市長はリベラルな方で、民主主義を重要視する、重んじる市長だと思うので、そういうことはないと思いますが、いろんな事例を見ると、市長の意見が強く出て、例えば憲法に関することだとか、そういったもののビラとか、講演会に圧力がかかるという、そういった部分もあるので、ぜひそういったことが、今のところは市長部局にはなっていないので、公民館の社会教育法に則っての運営ということでやっているわけでありましてけれども、やはり人が少なくなって、運営委員をどうしようかなという、何年も続けているという人もいるので、そういったところも含めて、やっぱり地域で何とかするということが重要で、その点で、やっぱり地域に入って、いろいろ交流を持っていかなければならないなというふうに思っています。

私も中川地区で今回の運営委員になったところでもありますけれども、活性化のために頑張っていきたいなというふうに思っているところです。いろいろ行事等を考えて一生懸命やっていますので、経済的な面でもよろしくお願いいたしますなど。

一言言うと、敬老会の予算が少なくなったということを公民館長が嘆いていたので、その点も、これは通告していないので、私の独り言ということになりますけれども、ぜひそういった点も予算の面でも支援をお願いしたいなというふうに思っているところでもあります。

これを申しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます

た。

○議長 以上で、8番小松武美議員の一般質問は終了いたしました。大変御苦勞様でございました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前11時45分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

高岡遼多議員質問

○議長 次に、1番高岡遼多議員。

〔1番 高岡遼多議員 登壇〕

○高岡遼多議員 皆さん、こんにちは。ライブ配信を御覧の皆さんもこんにちは。

議席番号1番、六合会の高岡遼多です。よろしくお願いいたします。

まず、先日、仕事で行った先の階段で足を滑らせ額を打ちつけてしまい、こんな状況になっておりますが、記憶喪失等もなく元気でっておりますので御安心ください。

さて、初めに、私ごとながら、市会議員に当選させていただいてから1年と2か月が経過いたしました。この間、議員の立場を通じて、地域の声に耳を傾け、多くの課題と向き合う中で、学びと気づきに満ちた日々を過ごすことができしております。これもひとえに、市民の皆様の御支援と御協力、そして日々、市政の最前線で御尽力されている白岩市長をはじめ、市当局の皆様のお力添えあつてのことであり、心より感謝を申し上げます。

本日は、そうした学びと現場でいただいたお声を胸に、市民の安心と地域の未来に資するべく、二つのテーマについて質問をさせていただきます。

それでは、通告に従い、一般質問に入らせて

いただきます。

1、新型コロナワクチン接種後の副作用や後遺症について。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、世界的なパンデミックへの対抗策として、ワクチン接種が前例のない規模で迅速に進められました。多くの市民が感染予防と重症化リスクの低減を目的に、善意と社会的責任感を持って接種に協力されたことは、私たちの地域社会の連帯と公共精神の表れであると考えております。

しかしながら、その一方で、接種後に現れる副反応のうち、一時的な発熱や注射部位の痛みなど軽微なものとは異なり、倦怠感、頭痛、関節や筋肉の痛み、めまい、睡眠障害、さらには四肢のしびれや震えなどの動作異常やブレインフォグ、思考力や集中力の著しい低下などが長期間にわたり継続し、日常生活に重大な支障を来しているという報告が全国的に寄せられています。中には、日常生活に支障を来すものや命に関わる恐れのあるもの、例えば一部のワクチンによる血栓症や神経系の自己免疫疾患であり、筋力低下などを引き起こすギランバレー症候群なども含まれています。

こうした症状に苦しむ方々の中には、接種直後から明確な体調の変化を自覚した方もおられれば、数日から数週間後に異変を感じ始めたというケースも見受けられます。医療機関を受診しても明確な診断がつかず、様子を見ましようと言われるまま、慢性的な不調に悩まされている方も少なくありません。

現在の医学的知見において、これらの症状とワクチン接種との直接的な因果関係を科学的に証明することは困難であり、多くの事例が関連性不明として扱われています。しかしながら、ワクチン後遺症ではないかとの疑念が広がる症状の報告は全国的に報告されており、不安と困惑を抱える方々が多数存在している現状を私たち行政の関係者は重く受け止める必要があると

思います。

さらに、国の予防接種健康被害救済制度では、接種と健康被害との因果関係が認定された場合に救済給付が行われますが、申請手続の煩雑さや認定までの期間の長さが指摘されています。また、申請に必要な書類の収集や医療機関との連携にも課題があるとされています。

健康な生活を送るために接種したワクチンによって、このような症状が出ている方が少なからず発生していることを踏まえて質問をさせていただきます。

①本市における新型コロナワクチン接種後の副作用や後遺症に関する相談件数とその対応状況について、本市における過去2年間の相談件数と内容、それについての対応状況をお尋ねします。

②予防接種健康被害救済制度の申請手続において、市としてどのような支援を行っているのか、お尋ねします。健康被害救済制度の申請には、医療機関からの診断書や各種書類の提出が必要であり、申請者にとって負担が大きいとの声があります。市として、申請者への支援体制や相談窓口の設置状況についてお尋ねします。

③副作用や後遺症に関する市民への情報提供や啓発活動について、今後の計画や取組をお尋ねします。また、ワクチン接種後の副作用や後遺症に関する正確な情報提供は、市民の不安解消に重要です。市として、どのような情報提供や啓発活動を行っているのか、また、今後の計画について教えていただきたいと思います。

2、置賜地方広域による産業・工業団地造成と定住人口の確保について。

このたびの中川地区の該当企業が上山に工場を移転するというニュースは、驚きとともに非常に大きなショックを受けました。しかも、上山市は隣の市とはいえ村山地区、例えば置賜地区のほかの場所であったならば少し良かったのかと思ったりもしたり、思ったりしなかったり

もしたり、非常に複雑な気持ちです。

昨日の中村孝律議員の一般質問、先ほどの高橋一郎議員の一般質問にもございましたが、市としてチェック、そして検証、そして反省をすることが必要です。旧ハイジアの問題も含めて、将来の市民から嘆かれないように行動する必要があります。

さらに、県や国の人口減が連日話題になっております。先月は山形県の人口が100万人を下回った、また、先日4日には出生者数が統計を取り始めて以降、初めて70万人を下回り68万6,000人余りであったことが厚生労働省の調査で分かりました。ますます加速度的に進む人口減社会の少子化は若者だけの問題ではなく、国家全体の存続基盤に関わる問題です。

そこで、置賜地方広域による産業・工業団地造成と定住人口の確保について質問をさせていただきます。

(1) 総務省が推進する定住自立圏構想は、人口減少や少子高齢化が進む地方において、都市と周辺町村が機能を分担・連携しながら、圏域全体で暮らしと産業の基盤を確保していくことを目的として、平成21年度に構想・展開されました。この構想に基づき、置賜地方でも平成30年2月26日に、全8市町、南陽市・米沢市・長井市・高畠町・川西町・白鷹町・飯豊町・小国町によって置賜定住自立圏が形成されました。それから7年が経ち、人口減少と少子高齢化が加速度的に進む今、置賜地方を形づくる我々が力を合わせ、産業・工業団地を造成し、新しい産業を誘致し、住民が希望を持って暮らすことができるまちをつくる必要があると考え、お尋ねします。

①定住自立圏構想の理念を本市はどのように受け止め、具体的に施策に活かしているのかお尋ねします。

②人口減の加速度的な進行、その一因にあるのが若者の都市部への流出です。その原因は

様々ですが、一つに地方には魅力的な環境・仕事が少ないことが挙げられます。そして、これはどの自治体でも似たような問題を抱えています。

そこで、置賜8市町と力を合わせ、広域行政連携による共同出資型の広域産業団地・工業団地の造成を目指す考えはあるかについてお尋ねします。

以上で壇上からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 1番高岡遼多議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、新型コロナワクチン接種後の副作用や後遺症についての御質問の1点目、本市における過去2年間の相談件数と内容、それに対する対応状況についてでございますが、ワクチン接種後に起こる多様な症状につきましては、現時点において、一定の割合で副反応の発現は認められておりますが、ワクチンが原因で接種後に遷延する症状、いわゆる後遺症が起きるといふ知見は、先ほど議員がおっしゃられたとおり、ございません。国では、接種後のいわゆる後遺症を含めた副反応が疑われる症状について、実態把握をする研究に取り組んでおります。

なお、本市における相談件数につきましては、症状回復に時間を要しているという内容や接種後の疾患発症の因果関係に関する相談を把握しているもので4件いただいております。相談を受けた際には、まず、相談者に対して、ワクチン接種後に発症した疾患の治療を受けた医療機関へ、状況の説明と申請に必要な書類作成の相談をお願いしますとともに、予防接種健康被害救済制度の申請方法等を適宜御案内いたしております。

次に、2点目の予防接種健康被害救済制度の

申請手続において、市としてどのような支援を行っているのかについてでございますが、すこやか子育て課けん診係が相談窓口となり、制度や手続の流れの説明、申請書の書き方など、相談内容に応じた支援等を適切に行っております。

次に、３点目の副作用や後遺症に関する市民への情報提供や啓発活動についてでございますが、ワクチンの効果や健康被害救済制度につきましては、ワクチン接種対象者への個別通知のほか、市報や市のホームページ等においても情報提供及び啓発を行っております。今後も、引き続きワクチンに関する正確な情報提供に努めてまいります。

次に、置賜地方広域による産業・工業団地造成と定住人口の確保についての御質問の１点目、定住自立圏構想の理念を本市はどのように受け止め、具体的な施策に活かしているかについてでございますが、総務省が推進する定住自立圏構想は、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、地方圏への人口の流れを創出することを目的に構想されたものです。

置賜３市５町で形成する置賜定住自立圏につきましては、それぞれの特性を活かし、相互に役割を分担しながら、圏域全体として魅力ある地域をつくることを目指して、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の三つの柱を掲げ取り組んでおります。具体的な施策として、山形おきたま観光協議会による観光プロモーション、行政ＤＸの推進などに取り組んでおります。

今後も、地域の特性を活かしながら、持続可能な地域社会の実現を目指して協調して取り組んでまいります。

次に、２点目の置賜８市町と力を合わせ、共同出資型の広域産業団地・工業団地の造成を目指す考えについてでございますが、都道府県と

市町村、市町村と民間企業の組合せで産業団地開発を行っている事例があることは承知しておりますが、市町村同士の組合せで行っている事例は把握してございません。本市にとって、近隣の市町と共同で産業団地の造成をすることが産業基盤の強化や経済活性化に効果的なものとなるか、情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

１番高岡遼多議員。

○高岡遼多議員 ありがとうございます。

本市における新型コロナワクチン接種後の副作用や後遺症に関する相談件数と因果関係が証明されない症状であっても、ワクチン接種を行う限り、不安に思う方はこれからも出てこないとは限りませんので、この辺、丁寧な御説明をしていただければと思っております。

そして例えば、ワクチン接種後に带状疱疹を発症する例が以前ありました。これは全国的に多数報告されておりまして、带状疱疹というのは、かつて水ぼうそうにかかった方のウイルスが一旦治まっているんですけども、免疫力の低下を契機に再活性化するもので、ワクチン接種により、一時的な免疫応答の変化が生じ、それが引き金となって発症したのではないかという指摘もあり、因果関係については現在も慎重な検証が続けられているところであります。

また、原因菌であるボルデテラ・パーツテュシス菌によって引き起こされる急性の呼吸器感染症である百日せきに関しても、現在、全国的に患者数が増加傾向にあり、とりわけ小児や高齢者を中心にその流行が懸念されております。

特に乳幼児においては、呼吸停止や肺炎を伴う重症化の危険もあり、適切な予防接種と早期の診断、治療が求められております。

これらの流行の背景には、新型コロナウイルス感染症の流行期における外出自粛やマスク着用等により、多くの感染症が一時的に抑制され、

自然感染による免疫獲得の機会が減少したこと、また、定期予防接種の機会が一部制限されたことなどが影響しているものと考えられます。

言わばコロナ禍が感染症流行の構図を一変させたともいえ、今後、こうした反動的流行への警戒とともに、定期接種の周知徹底、学校や保育所等との情報共有並びに高齢者や基礎疾患を有する方々への予防啓発が重要であると思います。

今後、国や厚生労働省との情報共有や連携体制について、市としてどのような取組を行っているのか、また今後の方針について、市長から一言いただければと思います。

○議長 それでは、答弁を求めます。

市長。

○市長 ワクチン接種をはじめとする医療行為につきましては、専門家の知見を欠かすことができないものでありまして、市役所内の担当部署であります、すこやか子育て課から県や厚生労働省へ紹介、あるいは情報の伝達等を相互に行う中で、最新の知見を主として取り逃がすことなく、新たにお知らせすることが発生した場合には、市民の皆さんにホームページや市報等でしっかりお知らせしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 1 番高岡遼多議員。

○高岡遼多議員 ありがとうございます。

次に、予防接種健康被害救済制度の回答をありがとうございます。

これから年一度の定期接種が65歳以上の方と60から64歳の対象となる方、この方々に年に1回、秋、冬に定期接種を行う予定というふうになっているんですけども、これも今後もより親切な案内というのをしていただければいいなと思っております。

そして、3 番の後遺症に関する市民への情報提供や啓発活動について、これも、これまで同

様、丁寧な案内をしていただければと思います。

そしてまた、今年の6月現在、アメリカがトランプ大統領に変わったことで、新型コロナウイルスのワクチン政策は大きな転換点を迎えております。特に、子どもや妊婦に対する接種方法の変更が注目されております。

まず、本年5月27日、アメリカの保健福祉長官であるロバート・F・ケネディ・ジュニア氏は、健康な子ども及び妊婦に対する新型コロナウイルスの接種推奨を撤回する方針を発表しました。この方は、元駐日大使であり、南陽市にもゆかりのあるキャロライン・ケネディさんのいとこで、彼女からもいろいろと言われている方ですが、これにより、これらの層はアメリカ疾病予防管理センターの定期予防接種スケジュールから正式に除外されることになりました。

ですが、この決定は、従来のような科学的審議プロセスや専門委員会による議論を経ずに発表されたものであり、アメリカ国内においても賛否が分かれています。

中でも、医療専門家や公衆衛生関係者の一部からは、拙速な判断であるとして懸念の声が上がっておりますが、また一方で、これまで接種対象とされてきた年齢層への必要性に疑問を持っていた国民からは、ようやく再検証がなされたと歓迎する意見も見受けられます。

あわせて、アメリカ疾病予防管理センターは、健康な子どもへの接種について、共同意思決定という新たな方針を打ち出しました。これは親と医療従事者が協議の上で接種の可否を個別に判断するというもので、従来の一律的な接種推奨から、より個人の状況を尊重した判断への移行を意味します。

さらに、米国食品医薬品局も接種推奨の対象を65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する者に限定する旨を公表しており、健康な成人や子どもに対しては、今後、ワクチンの有効性を改めて検証する追加試験が求められることになりました。

た。これにより、定期的なブースター接種の対象範囲は大きく縮小されることになります。

こうした流れを受け、米國小児科学会や産婦人科学会などの専門団体からは、妊婦や子どもの重症化リスクに対する警戒を緩めるべきではないとの見解が示されておりますが、同時に副反応や長期的影響への不安に根差した声も根強く、今後は科学的根拠に基づく冷静な議論と透明性ある政策運営がより一層求められるものと考えます。

また、日本のワクチン接種においては、接種を受けるよう努めなければならないという予防接種法第9条の規定が適用されます。これはいわゆる努力義務と呼ばれているもので、義務とは異なり、接種は強制ではなく、最終的にはあくまでも御本人が納得した上で接種を判断していただくというものです。

つまり、接種をするにしましなくても、選ぶのは個人の自由であるということになります。

この点を、今後の広報に当たっても周知をしていただければいいと思いますが、この辺について市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 アメリカにおけるワクチン接種等に関する政策の変更につきましては仄聞しておりますが、全体として心配しているというのは私の思いでございます。

ワクチンの歴史を振り返りますと、そもそも種痘から始まり、病気にかかれた方々の体液等を健康な方に移すという行為がされたときには、周りの人からはというか、一般の方からはそんなことをして大丈夫かという心配が非常にあったわけですが、それを重ねていくうちに、確かにそれをやった人は病気にかかりづらくなるという歴史を積み重ねて現在に至って

いるということを考えれば、ワクチン自体の有効性は、証明されたものは問題がないと思っております。

ただ、やはり今回は新しいワクチンであったことから、そういった懸念が広まることも十分理解できるところで専門家の検証は当然必要だというふうに思っております。

そして、議員がおっしゃっていただいたことにつきましても、市民の皆さんへの接種の判断は誰が行うのかということについて、これまでも封筒のお知らせや、それから予診票などに同意するか、しないかという欄を設けて御本人に間違いなく選択していただくようにしておりますが、今後もそのように継続してまいりたいと思っております。

○議長 1 番高岡遼多議員。

○高岡遼多議員 ありがとうございます。

次、2の置賜地方広域による産業・工業団地造成と定住人口の確保について話させていただきます。

この件、非常によく分かりました。今回、中川地区の該当企業の件だったんですけども、この件で、例えば、定住自立圏構想の中で相談とかそういうのはされたりはするものなのでしょうか。市長、お願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

渡邊商工観光課長。

○商工観光課長 ただいまの御質問にお答えします。

定住自立圏の構想の中で、中川地区の大手企業が転出されるということについては議論した経過がございません。

また、当市にのみにその情報をいただいておりますので、ほかの市町村と共有することもございますでした。

以上でございます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長　ただいま担当課長が転出という言葉を使いましたが、それは訂正させていただきます。正しくは、新工場の建設でありまして、南陽市から撤退するという事ではないことは御承知おきいただきたいと思いますし、数年前には25億円をかけて造られた塗装工場があり、その操業については今後も継続されるという話も伺っているところでございます。

○議長　1 番高岡遼多議員。

○高岡遼多議員　分かりました。

私個人としては、上山に行っちゃったというのがちょっと悔しいというか、しょうがないんですけど、置賜として大事なあれを失ったのかなというのがすごくあって、ただいま質問をさせていただきました。

そして、例えば、若者の減少を引き止めるにはやはり仕事が必要だというのは、一致していると思うんですけども、どこの市町も工業団地を造ってみたい、企業誘致してみたり、皆さん尽力されているこの状況はすごく分かるんですけども、ちょっとここで、若者の減少、仕事が少ないとされる状況にはやっぱり密接な相互関係というのがあります。

どちらが原因でどちらが結果という単純な話ではなくて、両者はお互いに影響を与え合いながら、地域の持続可能性を轟かす、負の循環を形成しています。若者の減少によって、地域社会にどのような影響が出るか、若年層は労働力の中心であり、同時に消費の担い手でもあります。彼らが地域からいなくなると、地元の商業やサービス産業は客数の減少に直面し、経営が困難になります。製造業や農業などでも若手の労働者が確保できず、企業は新たな投資や拡大を抑えるようになります。このようにして地域の経済活動が縮小し、働き口が減っていきます。

その一方、地元の仕事がないと感じる若者が都市へ流出していく現実もあります。地元で選べる職種が限られていたり、給与水準やキャリ

ア展望が都市部に比べて見劣りしたりする場合、進学、就職のタイミングで地元を離れる選択するのは自然なことです。そして、多くの場合、進学後は都市部での就職、定住が続き、Uターンする人はごく一部に限られます。

こうして、若者がいないから仕事生まれ、仕事がないから若者が戻らないという循環が強化されていきます。

やがて、地域の企業は、後継者難や人手不足に直面し、閉業や撤退を余儀なくされます。学校や病院、交通インフラも利用者が減ることで維持が難しくなり、生活環境としての魅力も低下していきます。

結果として、さらに若者が離れ、地域の活力は奪われていきます。

このような状況を打開するには、単に雇用を増やすだけでなく、働きたいと思える仕事、戻りたいと思える暮らし方、つながってられる地域の在り方を同時に考える必要があります。

例えば、廃校を活用した企業支援施設、テレワークに対応した仕事環境の整備、地域資源を活かした新産業の創出など、仕事そのものの見せ方、生み方を変えていくことが求められます。

つまり、若者の減少と仕事の不足は、それぞれが原因であり結果である、連鎖構造であることを認識し、循環そのものを逆回転させるような施策が必要です。

そこで、市長に提案したいのが、今回の置賜8市町が共同で出資をして、そして工業団地・産業団地を造ることの旗振り役、これをやっていただきたいと思います。突然の提案で大変申し訳ないんですけども、喫緊の課題の一つであると考え、このたび御提案をさせていただきました。

これまでも、各市町がそれぞれ独自に取り組んできた地域振興や産業施策ですが、正直なところ、こうした個別最適のやり方にはそろそろ限界が見えてきているように、私個人としては

感じます。少子高齢化や産業構造の変化、自治体の財政、人材の制約を考えると、今こそ本気で広域連携を進める時期ではないかというふうに思います。

置賜全体として一つの地域圏として捉え、課題も資源も共有をしながら、新たな産業や定住のモデルをともにつくっていく必要があるのではないかと思います。

実際に行うとなると、やはり土地の選定であったり、インフラの整備、水道や電力、ガスの安定供給が可能であるかとか、または土地の利用計画、ゾーニング、業種に応じてエリアを分けるであったり、また、環境や安全への配慮、法整備、地域・行政との連携など様々な難しい問題があるのは非常によく分かります。

ただ、地域、地方自治体が共同で工業団地を整備、運営するに当たっては、参加する各自治体の財政的公平性をいかに確保するかが極めて重要な課題となります。

地方自治法上、企業が立地する自治体に固定資産税や法人住民税といった法定税収が帰属する仕組みとなっており、単純な意味での平等な税収配分は制度上困難だからです。

したがって、共同事業に関わる他の自治体にとっては、費用負担に見合う財政的見返りが得にくく、連携が進まない要因にもなり得ます。しかし、このような不均衡を解消するために、現在の法制度の中でも幾つか実用的な手段は存在します。

第1に、一部事務組合の設立です。地方自治法第284条に基づき、複数の自治体が共同で特定の事務を処理する組合を構成することで、募集にかかる費用や収益の配分について構成団体間で柔軟に協議し、調整することが可能になります。

第2に、連携協約制度の活用が挙げられます。これは地方自治法第252条の14の2以下に定められた制度で、複数の自治体が相互に事務を連

携、分担して行うための基本方針や財政負担の在り方などを文書で明確に取り決めるものです。連携協約を締結することで、法定税そのものの再分配はできないものの、事実上の財政調整や補助金による収益還元を図ることが可能となります。

第3に、第三セクター等の共同出資法人の設立です。工業団地の整備や管理運営を担う法人を各自治体が共同出資で立ち上げ、その法人の収益を出資比率などに応じて自治体に分配することで、直接的な税収が立地自治体に偏る場合でも、ほかの自治体に間接的に収益を還元する仕組みを構築することができます。

また、こうした制度上の枠組みと並行して、地域ごとの特性を活かしたゾーニングによる役割分担型の工業団地モデルも重要です。

例えば、置賜地域においては米沢市を研究・開発先端製造の拠点、南陽市や高畠を物流・商流機能の中核、また、飯豊町の食品加工エリアなどといった具合に分担させることで、地域全体の産業基盤の多様性と補完性を高めるというようなことが可能になるのではないかと思います。

このように、税収の偏在という制度的制約を超えて、広域自治間での持続的な協力と役割分担を実現するには、法制度の活用と実効的な運営計画の構築が不可欠です。そして、それを現実のものとするため、各自治体の意思と覚悟が問われる局面でないかと思います。

また、土地のやり方についても様々あります。例えば、1か所に工業団地をどんとつくるのも一つのアイデアではあるんですけども、先ほども申しましたように、米沢を研究・開発先端の製造エリアとしたり、南陽市をインターチェンジがあるのでアクセスがいいので、ここを一つの物流の拠点としたり、例えば小国町をサテライト型のIT型の企業支援に特化した地区にしたり、また、共同出資による開発計画によっ

ては、特別目的会社を設立し、インフラの整備や用地取得、運営管理を一元化させたり、またマーケティングなども置賜広域産業ゾーンとして、やはり世界に打って出る、世界にPRできるいいアイデアではないかと思っております。

やはりメリットとしては、分業による効率的な立地誘導、そして地元の既存企業と新産業の融合、人口減、少子化、少子高齢化に対応した地方創生、そして広域によるスケールメリットとPR効果などが考えられます。

ちょっといろいろ話してしまったんですけれども、この置賜地域が一つになって、皆さんのアイデアを活かして、何とかできればいいなと思って話してしまいました。

最後に、市長のこれからの10年先、20年先を見据えたビジョンがあれば、お聞かせいただければと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 議員が研究された様々な提案についてお話しいただき、誠にありがとうございます。

まず、人手不足というか、働く場がないのか、人がいないのか話で申し上げれば、働く場は非常に多くあると、求職者数に対する求人数の多さ、有効求人倍率でありますけれども、そういったものを見ても明らかに人手不足になっていると、雇用したい企業はたくさんあるけれども、働きたいと思う方がその業種ではない別の業種を希望されるということだと思います。

先日も工業団地の連絡協議会がありまして、企業の皆さんとお話する機会がございましたけれども、若い方がいわゆる3Kと呼ばれる職種について敬遠されて、そうではないサービス業とか開発業とかソフト的な事業を希望される方が多いということを非常に心配しておられました。しかし、製造業をはじめとする求人はたくさんあるわけで、そこをいかにマッチさせるかというのが課題だというふうに思っております。

す。

そして、人手が少なくなったということの一つの大きな事象が、過去、我が国においても発生しております、先の大戦の後であります、多くの若い男性の命が失われ働き手が不足して、女性もあらゆる業種にわたって働かなければいけなかったという時代がありました。

今の時代の考え方とは大きく異なっておりますけれども、そういった時代を踏まえて我が国の高度経済成長があることを思えば、そういったことも教訓として今後活かしていく必要があるのではないかなと思っております。

そして、御提案の広域連携による産業工業団地造成でありますけれども、一部事務組合あるいは連携協約第三セクター、いろいろな御提案がございました。その中で、一部事務組合については既に置賜広域行政事務組合がまさしくそういった目的で設立して、歴史的な経過もたどっているところです。

それぞれの提案については、議員のおっしゃる利益もあろうというふうに思います。ただ一方で、現実的に独立した市町村が考えることは、どうしても我が町に投資を呼び込みたいということであって、例えばある町については研究開発分野というふうに分担した場合、食品業が立地しようとしているけれども、それは自分の分野ではないということで遠慮しなければならないということをお考え、なかなかそういう制約を自らに課すというのは難しいのではないかなというふうに思います。

議員がおっしゃったことを実現するために一番現実的であるのは、恐らく広域連携よりも合併であろうかというふうに思っています。そうした意味では、いろいろな手法はあろうかと思っておりますけれども、最もより良い手法を、今後も議員の意見もお伺いしながら、考えてまいりたいと思っております。

○議長 1 番高岡遼多議員。

○高岡遼多議員 貴重な御意見、本当にありがとうございました。

私も置賜が一つになるのは、まだそこまで頭が回っていないんですけども、取りあえず、今後の施政が地域全体の未来を見据えたものになることを願いつつ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 以上で、1番高岡遼多議員の一般質問は終了いたしました。大変御苦労様でございました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は14時といたします。

午後 1時46分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

須藤清市議員質問

○議長 次に、11番須藤清市議員。

〔11番 須藤清市議員 登壇〕

○須藤清市議員 11番六合会の須藤清市です。

締めくくりの8番目の出番となりました。緊張しておりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。いつものように、何か大きな課題を、また市民の声を反映しながらと思って、質問いたします。

南陽市行政当局皆様には、日頃、市長三役を軸に、職員、各所管や役職において、市民のために真摯に丁寧に施策を推進していただいております。感謝を申し上げます。

この定例会では、市民住民参加でのまちづくり推進の充実ということで、会派での研修と協議、また市民意見を反映しながら、私なりの以下の六つの項目で、南陽市総合力での身近な未来づくり活動の実践を想定しての一般質問とさせていただきます。

現代社会、日本社会は少子高齢化が急速に進

み、それによる日常生活の様々な影響、これに諸対策が展開されておりますが、これからの未来の地域づくりの推進には、なお一層大切と思われるのは、やはり地域を構成する市民一人一人の考えや思い、夢をしっかりと捉えて、その市民の力をベースにした行政と立法府である議会の活動、この両輪に3者としての市民と大いに協働連携を拡大するもの、責任を分担しながら市の総合力ということで、目標に向かい、前進するものであると改めて強く感じております。

市民の活動と考えますと、多種多様です。日常生活では、教育、衛生福祉、また安全安心、災害の対応と、公私にわたって協力し合っておりますし、また、それぞれにボランティア活動や市との契約、いわゆる諸契約締結での業務委託、また、指定管理者関係の業務、それから土地やその他のいろいろなものの賃貸等と市への協力の行動、それから各業種ごとの経営によるいわゆる収入確保、納税など老若男女それぞれ活動をしているのが実態でございます。

現代に生きる我々の活動力というのと、これまでに先人が残した行動実績、これらを学び重ね合わせて、未来をつくる地域の力として継承する必要があります。

人口減が進む未来には、市民の力をベースに、その意向、傾向を理解して、行政施策展開と議会チェック、それから議会からの提案、約2万9,000人の市民の三つの力で目標を共有するということが重要です。

さて、現在、南陽市の行政推進において、様々な要因から発生した社会構成の要素の急変に対応すべき大きな課題、隠れた可能性も多く存在しております。旧ハイジアパークの再活用について、秋葉山山林火災後の整備、それから企業の移転発表による地域整備の見通し、少子化での学校の数の減とか、学校統合等の経営の検討、そのほか検討が関係者によって始まっております。見方を変えれば、その対応を今こそ

市民総合力で未来に改革を実行していこうということです。特に、本年令和7年度は市制60周年を間近にして、南陽市6次総合計画の後期5年間作成、まち・ひと・しごと創生総合戦略の地域創生戦略の新規5年間の策定、また市第2期のDX推進計画の立案等々の年で、未来づくりの大事な計画立案のステージです。今こそ思い切って新しいことにチャレンジしながら、市民と協議を重ねて、行政施策実行、議会のチェックとの提案の中で、市民総意での未来目標に向かうというチャンスと認識もできます。

六公会では、政策をする議会を意識しまして、市民の意見を反映して、行動指針として、行政執行と現状を監査して、提案型の議会活動で、自治体政策の制御、また変更をさせたりするような立法府の議会活動を目指そうということで考えております。

私の考え方で、以下の六つの点を提案と市民の意見を入れながら御質問をいたします。書面にお書きしたとおりでございます。

(1) 郷土理解と郷土愛につながる市内の文化財についての取組。

長岡南森遺跡の調査の経緯と、この史跡を国指定遺跡稻荷森古墳とともにある国指定の文化財登録に向けて運動を展開して、南陽市内のほかにある多数の財産、史跡や人物・産物・自然・ものづくり・思考・宗教・考え方など、そういったものを文化の市として顕彰していく必要があると思います。その市の取組については、今後いかがでございましょうか。

(2) 市内地域の集積の軸であるいわゆる学校教育、それと社会教育の展開についてです。

少子化の中、子ども生徒の成長と教員関係者の環境を軸に、中学校の統廃合も一つの形と考えられておりますが、小中での学校教育展開上の問題と地域における社会教育とその関連の中で、地域からもし学校がなくなればということを考えますと、なくさない何かしらの方法で別

の学校を立案するなり、新たな教育展開を考えられないものでしょうか。

(3) 市内各地域の状況を活かした特徴ある地域開発の支援について。

先ほど小松議員の御質問にもありましたが、八つの公民館等が抱える生活状況は全て違います。可能性も課題もあります。地域運営と行政サービスの融合を考えると、地域ごとの自主自立の機運を育て、目的と条件の下で、行政的な窓口を扱える人、またそれを運動する資金をあてがうなど、拡大していく可能性はないでしょうか。お考えはどうでしょうか。

(4) 広域の軸となるJR、それからフラワー長井線の駅が南陽市の赤湯駅にあります。その周辺を見ますと、大事な箇所がいっぱいございます。

ごみやし尿、予防消防、医療提供、健康増進のほか、人口減少、少子高齢化の中で、広域行政の展開の役割がますます深まっていますが、道路鉄道等の交通手段に優位に立つことで、具体的に南陽市が市民やほかの市町にとっても役立っていくことが大事だと思います。赤湯駅東口の県道拡張が目されていて、西口の駅と周辺の土地利用の充実を期して、赤湯駅周辺地区を特別な集積地として、駅に集積するモデル地区として、住民意識を軸にしながら、JRや長井線との共通の新目的を立ち上げて、将来の南陽版の道の駅構想なども立ち上げながら、この地だからできる新しいタイプの観光DMOなど、方法があると思います。インバウンド客が増えています。広域と住民に叶う新赤湯駅周辺構想を立ち上げていくような検討を強化すべきと考えますが、その点、お考えはいかがででしょうか。

(5) 市内の自然力、例えば、赤湯温泉でございますが、世界の保養地づくりへの可能性を秘めております。その取組について、二色根源泉がなくなり、森の山源泉活用の充実を図るべく、新しい源泉の掘削なども視野に入れながら、

温泉保養地、この計画を構想できないかと思います。もちろん今構想があるわけですが、それをより充実した、拡大したものとして、これから見通しをどのように考えていけるでしょうか。お考えをお持ちでしたら、お願い申し上げます。

（６）市民による未来協議会、（仮称）未来市民会議の立ち上げについて。

この前山口議員の質疑もありましたが、ハイジアパークについて、肩書を抜きに市民に自由なまちづくりの提案、実践として、今以上に意見を集積する機会として、市の市民課等が事務局となったりして、市民有志を一定の規模で募り、ハイジアパーク跡地を公園として活用するなど、市民による市民参加運営の事業としての立ち上げも検討いただけないでしょうか。

以上、大変大きな問題、テーマでございますけれども、共通した市民の参加ということで、今行政がお考えの、市民がまだまだ行政につながっていない、この距離も含みながら、以上の質問と提案などについて、当局の考え方をお聞かせいただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 11番須藤清市議員の御質問にお答え申し上げます。なお、市民参加でのまちづくり推進の充実に向けての御質問のうち、文化財の取組についてから特徴ある地域開発の支援についてまでにつきましては、教育長より答弁いたしますので、御了承願います。

初めに、市民参加でのまちづくり推進の充実に向けての御質問の４点目、広域の軸となるＪＲとフラワー長井線の駅である赤湯駅周辺の整備についてでございますが、現在、赤湯駅周辺整備につきましては、都市計画道路赤湯停車場線の沿線住民の皆様で組織される赤湯駅前通り

まちづくり協議会におきまして、本市の玄関口であるＪＲ赤湯駅の駅前周辺及び中心市街地を通り、赤湯温泉へと向かう赤湯駅前通りの活性化と賑わいのあるまちづくりを目指しまして、各種講演会、街歩き、ワークショップなど各種事業を行いながら、振興策の検討を進めていただいているところでございます。

都市計画道路赤湯停車場線の赤湯駅までの拡張整備につきましては県の事業でございますが、市では令和６年度に赤湯駅構内を改修し、赤湯駅交流ラウンジをオープンさせるなど、赤湯駅を中心としたまちづくりを進めております。

令和３年５月に策定した南陽市都市計画マスタープランでは、赤湯温泉街の中心からＪＲ赤湯駅周辺にかけてを中心市街地形成エリアと位置づけ、また、立地適正化計画では、都市機能誘導区域として位置づけており、今後とも、赤湯駅周辺のにぎわいの創出を目指してまいりたいと考えております。

次に、５点目の市内の自然力、赤湯温泉を活かした世界の保養地づくりへの取組についてでございますが、赤湯温泉は、当市でも大変多くの観光客が訪れる歴史ある観光地でございますので、非常に魅力のある観光資源と捉えております。

森の山源泉の利活用や新しい源泉の掘削につきましては、まずは森の山源泉の安定供給を図りながら、議員の御意見を踏まえて、今後の方策について考えてまいります。

次に、６点目の市民による未来協議会、未来市民会議の立ち上げについてでございますが、議員の御提案は、住民参加型のまちづくりの手法の一つとして考えられるところではございますが、意見の発出のみならず、会の運営や事業への参画も含めた組織の立ち上げにつきましては、参加者意見の調整や継続的な運営及び事業参画の担い手の確保など、実現に向けた課題があるものと考えております。

また、旧ハイジアパーク南陽につきましては、昨年度、市内外へ活用に関する意向調査を行っておりますが、具体的な提案までは至らず、現在のところ、庁内に検討会を立ち上げ、今後の方向性を検討しているところでございます。

旧ハイジアパーク南陽の利活用につきましては、これまでも様々な場面で市民の皆様から御意見を頂戴しておりますので、引き続き、施設の活用や跡地の検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長 答弁を求めます。

堀教育長。

○教育長 11番須藤清市議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、市民参加でのまちづくり推進の充実に向けての御質問の1点目、郷土理解と郷土愛につながる市内の文化財についての取組についてでございますが、長岡南森遺跡は、赤湯地区長岡の国指定史跡稲荷森古墳の南にある南森丘陵に立地する古墳時代を主とする遺跡であります。

遺跡の発見は昭和53年で、稲荷森古墳の調査団によって確認され、その後、踏査を続けてまいりました。平成28年に遺跡の保護を図るため、現状把握等を目的とした測量調査を実施しました。この調査により、古墳や中世の館跡を思わせる地形が確認され、自然の丘に手を加えた特別な遺跡であることが判明したことから、平成30年から遺跡の詳細を把握することを目的とする確認調査に着手し、今年度は第8次となる発掘調査を実施しております。

これまでの調査の結果、大型の古墳である可能性はなくなりましたが、本遺跡は丘陵上に営まれた古墳時代の重要な集落遺跡で、稲荷森古墳に埋葬された王に関連する地域の拠点集落であった可能性が高まってまいりました。

今後は、文化庁の指導を受けながら、国指定

に向けた取組を進めてまいります。稲荷森古墳との関連性が深い遺跡でありますので、既に指定を受けている稲荷森古墳の指定に追加する形で国指定を目指してまいります。

確認調査はあと数年で終了とし、国指定の根拠となる調査報告書を刊行した後、本格的に国指定化へ向けた取組を進めることとなります。国指定に当たっては、指定後の保存活用計画や史跡整備に関する計画等も必要になってまいりますので、随時計画を策定し、稲荷森古墳と一体的な活用を図れるよう、史跡化に取り組んでまいります。

次に、南陽市内の多数の財産を文化の市として顕彰していく取組について申し上げます。

地域の宝である文化財は、調査、保存、活用のサイクルを大切にし、確実に未来へつないでいくことが重要と考えております。地域にどんな文化財や未来に伝えるべき宝があるのか把握する各種調査を継続し、その成果として、新たな市指定文化財の指定を図りながら、文化財と郷土を愛する心の醸成に努めてまいります。

さらに、市民の皆様が身近な文化財等に興味や関心を持てるよう、地区の文化財や歴史を学べる機会の充実を図り、地域の宝の保存と活用に関する取組を進めてまいります。

次に、2点目の市内地域の集積の軸である学校教育・社会教育の展開についてでございますが、教育委員会では、南陽市小中学校適正配置等検討委員会を組織し、およそ1年間にわたって、本市の子どもたちにとってより学びやすい環境を整え、児童生徒一人一人の学びを広げ深める観点で検討いただきました。その後、当該検討委員会より検討結果を踏まえた答申を受け取り、南陽市立小中学校適正規模・適正配置の基本方針を策定し、市長に報告しております。

教育委員会といたしましては、当該検討委員会が、慎重かつ多面的に検討いただいた答申を尊重して、基本方針を策定した経緯がございま

す。したがって、中学校につきましては、市内1校を基本とし、スピード感を持って対応すること、小学校につきましては、保護者や地域の意見を聞きながら、段階的に統合を検討することを基本として考えております。

今後、議員御指摘の小中学校における学校教育展開上の問題と、地域における社会教育との関連につきましても、本基本方針を基にして、市長部局と連携しながら検討してまいりたいと考えております。その際、これまで本市が進めてまいりました、地域が持つ教育機能を連携・連動・一体化させた地域総合型教育の理念及び社会教育、学校教育という領域を超え、相互に高め合う社会学融合の教育機能の下、子どもを真ん中に据えた市民総ぐるみの教育がより一層展開できるよう、保護者の方々を含めた地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の市内各地域の状況を活かした特徴ある地域開発の支援についてでございますが、市内8地区においては、様々な地域ごとの課題を抱えていることは承知しております。

地域コミュニティの拠点である各地区公民館においては、住民の生涯学習活動の推進のほか、住民の健康、福祉、地域づくり等広範な業務を担い、職員は地域の皆様と協力しながら地区運営を進めております。

地域活動の主役は地域の皆様ですので、地域の要望に応えるべく、さらには青少年教育や女性教育など地域づくりの担い手育成も視野に入れながら、社会教育行政を進めております。

資金については、公民館予算のほか、例えば元気がでるまちづくり交付金等により、費用を地域に直接交付し、地域ごとの課題対応に役立てていただいております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

11番須藤清市議員。

○須藤清市議員 御答弁ありがとうございます。

今、市長と教育長から大変詳しい御答弁いただきましたが、最初に教育長のお答えの1番、2番、3番について再質問をさせていただきます。

1番の文化財等々につきまして、担当の方からいただいたパンフレットを見ますと、南陽市の中には文化財として大変な数がございます。国、県、市の指定の文化財、平成20年度の地図なども見せていただきました。そこには大変な財産がありますし、また人物的に考えましても、最近、赤湯地区で水心子正秀の顕彰、それから、結城豊太郎をはじめ名誉市民の4名の方や、それから、結城よしををはじめ、いろんな先輩がおられたんですが、その方々や、それからいわゆる名所旧跡等々がまだあります。イザベラ・バードも、我々の共有の間接的な文化財というか、文化の発祥になります。

そういったものを一人一人考えていくということの、今の教育長の御答弁の中にありました、これを皆の郷土愛につなげるように使っていくということで、最近では夕鶴の里をはじめ、いろんな所蔵しているものの整理整頓など、活かし方もいたしていただいております、大変感謝を申し上げたいと思います。

ここでちょっとお聞きしたいのは、前回もちょっとお聞きしたんですけども、今後具体的に、例えばこれらをリストアップするとか、集積するとか、それからどこかにコーナーをつくって、もう一度展示場をつくっていくとかというそういう計画は今の段階ではございませんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

角田史跡文化主幹。

○史跡文化主幹 ただいまの議員の質問にお答えいたします。

今後、具体的にこれらをリストアップすると

いう点におきましては、現在、様々な文化財について一覧表にする、そういった事業のほうを進めております。また、市内にあります各種文化財の悉皆調査と申しますか、何がどこにあるのかという調査も随時進めているところでございます。

あと、展示する計画等につきましては、今まで集積されてきた様々な文化財、あと、人物等に関わるような資料、そういったものにつきましても全てどこに何があるか、そういったものは把握しておりまして、そういったものもリスト化を進めております。

そういったものを一括して展示するような場ということにつきましては、必要性は感じておりますが、今のところ具体化するような計画は持ち合わせておりません。

○議長 11番須藤清市議員。

○須藤清市議員 ありがとうございます。

先日、吉野石膏さんの美術品が山形天童ほうから会社のほうに移動になりましたけれども、今言われた文化財やいろんな美術品、芸術品も含めまして、どうぞ、次々といろいろな流れに乗りますので大変でしょうけれども、それを市民に開示しながら使える方向をぜひお進めいただきたいと思ってございます。

それから、先ほどの国指定につきましては、教育長のお話、分かりました。

いわゆる稲荷森と一緒に調整を向けていくということと、それらを管理していくためのあその場所の確保と申しますか、あそこを今度は国指定というものを見たときに、今まとめていらっしゃる調査結果などを活かしながら集積した場所として何かプランニングとしてエリアをつくっていくという計画は今後考えるのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

角田史跡文化主幹。

○史跡文化主幹 ただいまの議員の質問にお答

え申し上げます

国指定になりますと、当然国指定のエリアというものがはっきりいたします。そういった過程の中で、どこまで史跡化するのかというのを今後文化庁と協議しながら進めてまいることになりますので、それに基づきまして整理していきたいと思っております。

○議長 11番須藤清市議員。

○須藤清市議員 分かりました。面積が広がるわけですから、一部、今、民地などの関係も出てくると思いますけれども、ぜひあそこをゾーンとして検証できていければと期待しているところでございます。

次に、学校、社会教育について御質問いたしますけれども、小学校の適正配置等検討委員会の中で市民からちょっと聞かれましたのは、細かい点ですけども、3号委員の中に、沖郷小学校、梨郷小学校、赤湯小学校、宮内中学校のPTAが入っていなかったんですね。だから、人数が十何名という定員があったんでしょうけれども、せっかく10校ある中で、何でそこだけ入れなかったのかなということと、あと、通常学級でない子ども、生徒さんの教室に対してはこれからどう対応をなさるのか。

もう一つは、今、外国からの児童生徒も少しずつ流れが来ると思いますが、そういった対応についていかが考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

安達学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの須藤議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の適正配置等検討委員会の3号委員の件でございますが、各校区ごとに人数を決めまして、その中で検討していただいて委員の方を御推薦いただいた経緯がございまして、それで抜けている学校があるというような状況でございます。

2点目の特別な支援を要する児童生徒への対

応につきましては、今まで同様、子への対応が重要かと考えております。その子その子の教育的ニーズに合った支援を行うこと、また保護者の方と対話を深めながら、その子の自立と社会参加に向けた適切な支援を行うことを目指してまいりたいと考えております。

3点目の外国籍または外国からいらっしゃった児童生徒への対応ですが、早く日本または南陽市になじんでいただけるよう、言語的な支援、または文化的な支援を行いながら、とはいえ周りの児童生徒と関わりを持つ中で、冒頭に申し上げたように、早くこちらの文化・言語に慣れていただけるような、過剰支援にならないような適切な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 11番須藤清市議員。

○須藤清市議員 ありがとうございます。

分かりました。学区ごとから選ばれた人たちがその役員になったということで、きちんと入っていると、ありがとうございました。

次に質問いたしますが、今、新しい学校というのが、全国を見ますといろんなタイプの学校があります。小学校などについては、特に地域で小学校がなくなったらどうするんだという地域の心配する一般的な声があるわけですが、例えば、その学校がなくなった後、今回の荻小や中川小のように、今、刻々と動きますけれども、新しい学校という中に、いわゆる、去年、福井県の勝山に行ってきたんですけども、あそこは恐竜の史跡がありまして、恐竜をテーマにした地域の独特なテーマ性とか、教材とか、それからあと、ローカルとグローバルを入れたグローバルな学校づくりとか、いろいろ書いてあるようでしたけれども、特に最近というか、数年前ですが、高畠の熱中小学校、あれは何か聞くとところによると、最初に南陽市に持ってきたかったみたいで、地元出身の方や関係する方を講師

として迎える、そういう学校ということで聞いたような覚えがあるんですが。

それからもう一つは、上山市に今回開校しました西郷小中学校というんでしょうか、いわゆる県内初の学びの多様化学校、不登校の子どもさんや生徒さん方を比較的大事に対象にした学校と聞いたんですが、そういった形も最近見えてきております。

また、地域とネットワークするということで、市の図書館や美術館、博物館、運動場と絡んだ学校づくりとか、理化学の実験場がある学校づくりみたいな、いろいろと全国にはあるようですが、今、特に、先ほどの教育長のお話のように、社会教育との連携、地域の特性を活かした学校の学び、そして先ほどの子どもを中心とした考え方という中に、今、こういうことの計画はないとしても、そういう意識の中で、統合やいろんな関わりの中で、これからあり得ることだと思うんですが、今の時点でのお考えはありますか。

○議長 答弁を求めます。

安達学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの須藤議員の御質問にお答え申し上げます。

議員の御指摘のとおり、学校と地域は切っても切り離せないくらい大切な、密接な存在だと考えております。

先ほどの教育長の答弁にもございましたように、本市におきましては、長年来、地域総合型教育という市民総ぐるみの地域の皆様の教育力を活かした教育を念頭に置いて進めてまいりましたし、社学融合という教育機能の下、進めてまいりました。

全国的には、学社融合、学校教育、社会教育の融合という呼び名が一般的なのですが、本市におきましては、社会教育を大事に、地域を最も大事にして、社学というふうにある意味でわざと社会教育を前に持ってきた名前にするほど、

地域との関係を大事にしております。とりわけ小学校につきましては、それが最も反映される発達段階にあると考えております。

したがいまして、議員の御指摘のような多様な学校につきまして検討していかなければならないというふうに考えておりまして、実際に検討委員会でも、また教育委員会の基本方針においても、小学校の最後の文章のところに、多様な学校の在り方について検討を進めていくということとまとめております。

したがいまして、教育委員会といたしまして、議員の御助言にもあったような学校も検討しながら、丁寧に、保護者の方、地域の方の御意見を賜りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 11番須藤清市議員。

○須藤清市議員 ありがとうございます。

中川地区などもいろいろ今事情が変わりますが、やっぱり岩部のあそこだからこその学校というか、人の集まり、それが学校の再現じゃなくても、人を考えれば、イコール、目的は大体同じでございます。

そういう意味で、地域学を学ぶ学校、地域の力が、いわゆる上から、要は教育のほうで来る当たり前の勉強を地域に照らし合わせて学ぶ、そういったことも含めた、ぜひ南陽市のこの歴史あるあれを地域学教材として使っていただくよう、ぜひ御努力をお願い申し上げます。ありがとうございます。

次でございますけれども、実は先ほど教育長からお話がありましたが、八つの地域ということでございますが、今ちょっと調べてみましたら、赤湯地区が大体40%の世帯数と人口数、そして宮内地区が25%、郡山地区が大体25%ということで、今2万8,854人という市民課さんの4月1日の人数があったんですけれども、こういったいろいろな人数の特徴もございますが、

今、地方を見ましても、本当に行政の方には市民の目線に立って、いろいろな対策を取っております。例えばカラスとか、ああいうものに対する駆除とかがあります。

実は赤湯なんですけど、赤湯のエリアに今さぎが大変多くて、今日も朝4時からさぎの音で目が覚めたような状況でございます。上からフンも大変ついたりしますが、ところがやっぱりルールがありますから、何もかにもできません。民地であれば民地がやるんですけれども、困っていることを解決するために、今地元が苦勞しているようです。

前に総務課のほうにも質問したんですが、区長さんの手当というか、報酬ですね、それはきちっと十何項目かの区長さんの公務員の一角としての役割があるようです。その公務員さんも例えばさぎの問題、騒いでも、どこに誰をどうしたらいいかということで、先人もやってきた、引き継いだけど、どうしたらいいかということがあります。

そのときに、私、前に議員をやっていたときに、五人でフランスのナンシーという市に行きました。当時の荒井市長からメッセージをもらったりして行ってきたんですが、金沢市と姉妹都市でしたけども、そこに行くと、市役所に入ると、まずコンパニオンの方みたいなのがきれいな女性の方で三、四人いまして、全部の課の窓口が1階にあるんです。当時でも、一時的な用事は全部済みました。2階に行くと、何か図書館みたいに政策センターになっていました。すぐく学校みたいだなと思ったんですが、そこで案内されたのは姉妹都市とか何かの交流はこっちですと、別の建物に御案内されたら、そこは全部、先ほど小松議員もおっしゃいましたけど、市から年度で雇われたかどうかは分かりませんが、ボランティアを絡めた市民の有志と、そういったビルディングが行政から離れて、管理の組織がございました。

いろんなやり方があるなと思ったんですけども、いずれにしても、区長さんたちがいろいろ困っていて、直接建設課に行ったり、いろいろ行ったりしてお世話になっていると思います。総務課の地域係というのがあるわけですけども、どういうふうにしていったらいいかと、そのときに、例えば面会をして、それを御案内して、最後まで解決に結びつけるとか、もちろん議員の立場もございますけれども、そういった意味で、先ほど言った元気がでる交付金、これ、環境を直すには市民課から500万円が出ると言いました。人数によって違う。それ以外に、例えば敬老の費用とか何かとか、今の段階でコミセンにならなくても、こういうちゃんとした目的があって結果を出せば、こういうお金を使いなさいというふうなことを考えたときに、今後地域としてはそういう案内、それから、お金の面だけでないんですが、そういう機会と支援、そういった意味で、これからもう少し太く改善していける方法はないものでしょうか。それは誰に聞いたらいいか分かりませんが。

○議長 答弁をお願いします。

大沼副市長。

○副市長 例えば、さぎの話は今聞いていまして、行政というのは、ある事象があって、それを解決するためのセクションがあって、そこに相談に行かないと物事は解決しません。つまり窓口は1個と、例えば外側には見えるんですが、その内実は事象を別な担当課のほうに回しながらやっているというのが今の現実です。

ですから、議員がおっしゃるように、例えば、それを各公民館でやりましょうといったとしても、結局は市役所に来ないと、その事象というのは担当していないのでなかなか難しいんですが、それをつなぐ役割が公民館にあるということについては今もあるので、例えば、いろんなことは、公民館を通して本庁のほうにさえ上げていただければ、それなりのセクションで対応

するというような今の動きになっています。

ですから、先ほどさぎについては元気の交付金も使ったらどうかというような、いろいろなアイデアがあると思うので、それらが本当に可能かどうかについては、庁内の中で検討させていただいてフィードバックするというような動きになるかと思います。

なので、一つの行政課題、地域の課題が出た場合、例えば道路の穴ぼこの話から側溝全て、実際は地区長さんを通して、市のほうは問題点を吸い上げて、担当課が解決策を練るというのが今の行政のスタイルでありますので、公民館自身もしくはコミュニティセンター的なところで全ての行政課題を解決するというのは、今の行政のやり方としてはかなり大変だということかな、難しいということか、現実的にはなかなか難しいのではないかというふうに思います。

以上です。

○議長 11番須藤清市議員。

○須藤清市議員 分かりやすい御説明をありがとうございました。

先ほど小松議員がおっしゃったように、コミセンになったときに、市長部局という話もありましたけれども、公民館の館長皆それぞれ集まって、訓練なり勉強している経験者がいらっしやると思いますから、公民館をちゃんと通すということが一つ分かりましたと同時に、やはり、資金的な面も含めて、先ほどの指定管理までなるかは別として、いずれ、この八つの地域がそれぞれ特徴を出していくことが市民の力にもなり、市長のほうからも一緒になったまちづくりの中に、必ずや続いていくはずですので、小松議員のお話でございせんけれども、地域がそれぞれオリジナルでやれるような体制をやっぱり総務課さんをはじめ、いろいろと御協議いただきまして、今後ともお導きよろしくお願い申し上げます。確認するような話になってしまいました。申し訳ございません。すみません。

今の件はもう少しあるんですが、そういうことでお願いしたいと思います。そして、市長には先ほど御答弁いただきましてありがとうございました。

最後の6番目のハイジアに関してのことなんですけれども、ちょっと思いつきで書いたわけでもないんですが、いろんな意見をいただいたので、ちょっとせっかくだから質問させていただきました。

いわゆるあそこで毎年新春が始まるわけです。そして見上げる、見下ろすも、あのハイジアでの市民の経験は皆共通したい経験と、またいろいろな経験もあったと思いますが、皆のハイジアパークが、今たまたま縁があって、我々の市民の手に戻ってきたわけです。

市長部局も皆それぞれ頑張った結果、こういうふうな流れを得てたまたま戻ってきているから、それをやっぱり市民が求めているいろいろなサービス機能みたいなこと、何もかもごちゃまぜにするつもりはありませんが、市当局の利用価値にかなうような場所の活用方法や議会からの審議提案などもぜひさせていただきたいと思っておりますから、今もいろいろと勉強会をしていますし、そういうようなことを市民の意見もある程度、今回の自分ごと化会議ではございませんが、テーマとしてももう少しこの現状でこれだけの面積、11万9,966平米、そして館の面積も4,800平米、そういったものと、ここに昔ゴルフ場があって、今は田んぼだかブドウ園をやっている人もいるんですが、そういう場所がハイジアなんだと、そしてこれをこういう形でやったけど、こうなったけど、今皆でアイデアをくれみたいな、何かここに来て、いろいろ課題はありますが、皆が参加できるようなやり方を市長の下でぜひやっていただけないのかなというふうにとちょっと甘い考え方ですが、思っております。

また、議会の検討も入っておりますし、ぜひ。

いいことに。例えば全体をあれだけ広い場所じゃないわけですから、公園化しちゃって、スポーツ公園にしようじゃないかと。じゃあ、この館をこうしてこうして、将来はこういうものを持ってくるとか、それから別に今度体験の丘にしようとか、そういったことも含めて、やっぱり市民参加で何か話題にして、市長を中心に頑張ると、こういう流れをつくりたいというのが我々の本音でございまして、いろいろな手法を考えていただいて、ハイジアのことは庁舎内だけでなく、何とかもうちょっと方法がないものではないでしょうか。市長、いかがですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 いろいろと多様な多岐にわたる御提案をいただきまして、ありがとうございます。

旧ハイジアパークにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、市内外に意向調査を行いました。しかしながら、何件かお問合せや具体的な実地の御視察をいただく件もありましたけれども、残念ながら現在の状況に至っているところでございます。

御意見については、随時、私どもは承っておりますので、これまで同様にこの施設の活用や跡地の検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長 11番須藤清市議員。

○須藤清市議員 ありがとうございます。

もうちょっと具体的な動きに新しく体制をつくっていただきたいという希望はあるんですけれども、本当にこの前の火災のときも、堤で初期消火の水が汲めました。

そして今、おかげさまで、秋葉山で植林の話もあるようですし、それとの連携も含めて、とにかく南陽を大きくPRするには大事な箇所、しかも話題になっているものを市民皆で市長を中心にこうやってクリアしてやっているというものを売りにしていきたいというふうに思いま

す。

ぜひともひとつ特段の、また市民の意見などもありましたらお持ちしますので、よろしくお願いします。

時間もございますので、最後に5番、駅のこととございますが、失礼します。これで終わりにします。

先ほど、広域行政についての議員からのいろんな質問もございましたけれども、南陽市は持って生まれたこの地の利は、まさに置賜の中心として位置づけています。そして駅に向かう、先ほどの話のように、いろんな目的を持った方がいっぱいおられますけれども、今、外山議員を中心としたまちづくりにも大変な慎重なものがあります。

ただ、それを利用して、みどりの窓口はないものの、やっぱりあそこからつながる長井線・米坂線も直接ではありません。そういった駅の結節点として、また県自体があそこを開発しなくちゃいけないという予算をつけて、ここから今後は南に持っていこうというアイデアもあるようでございます。

あそこを何か置賜の一つの軸にするときに、市役所があって、シェルターがあって、丸堤のほうにあって、消防署があって、そしてこちらの温泉街に来ればということになると、大体半径1キロくらいのエリアの中で、大変な集積地で、それをどう見せるか、ここに道の駅は小さな道の駅じゃなくて、南陽市全体を道の駅にすると。例えば今回熊野神社のほうも工事が入るそうです。

そういったことも含めてですが、コンシェルジュという案内役も含めて、もうすぐに見える、人材的に専門の人たちはいっぱいおりますので、そういった方を形にして、ぜひ赤湯駅を中心とした、いわゆる置賜の中心地ということをや何とか構想として思い切って市長に打ち上げていただきたい。

この前、二色根源泉の跡地も駅に持っていかないと勝手に言ってしまったんですけども、そういうことで、次の展開においては駅を中心としたまちづくりを軸にして、ぜひその辺をお捉えいただきたいと思うんですが、いかがでございますでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 御提案をありがとうございます。

まさしく我々市当局といたしましては、それぞれ市内に大切な拠点が数か所ありまして、赤湯駅についてはその特徴を活かして、都市計画マスタープランや立地適正化計画において、その機能を位置づけているところでありまして、今後、街路事業を整備進行に伴って、さらに望ましいエリアにすべく、議員のお知恵も拝借しながら、我々も力を尽くしてまいりたいと考えております。

○議長 11番須藤清市議員。

○須藤清市議員 ありがとうございます。

具体的なこともこれから入ってくるでしょうから、ぜひとも議員各位も皆考えておりましたので、いろいろと検討させてください。

それから、最後に赤湯温泉の温泉のこととございます。

蔵楽をはじめ、大変にぎわっております。やっぱりあその蔵楽の集積を活かして、この前、観光のほうのアンケートもありましたけれども月に一遍くらい控室のあたりのところに、月ごとに何か展示をするなり、もっと活用ができないか。

それから前回、総務常任委員会でもお願いしましたPR、それから温泉の宣伝、ぜひとも続けてよろしくお願いしたいと思っております。

大変盛りだくさんになりました。これで質問を終わります。どうぞよろしくお願いします。

○議長 以上で11番須藤清市議員の一般質問は終了いたしました。御苦労様でした。

以上をもちまして、通告されました8名の一般質問は全て終了いたしました。

長時間御苦勞様でございました。

質問された議員、答弁なされました執行部各位の勞をねぎらい、今後の市政運営に活かされることを期待しております。

~~~~~

## 散 会

○議長 本日は、これにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

大変御苦勞様でございました。

午後 2時50分 散 会

令和 7 年 6 月 2 0 日（金曜日）

本 会 議

令和7年6月20日（金）午前10時00分開議

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議事日程第4号

令和7年6月20日（金）午前10時開議

議会報告      議会運営委員長報告

（総務常任委員長報告）

日程第 1 議第 44号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（小滝辺地）

日程第 2 議第 45号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（中川辺地）

日程第 3 請願第2号 日米地位協定の見直しを求める意見書の提出について

（文教厚生常任委員長報告）

日程第 4 議第 43号 南陽市介護保険給付基金条例等の一部を改正する条例の設定について

（産業建設常任委員長報告）

日程第 5 議第 46号 南陽市道路線の廃止について

日程第 6 議第 47号 南陽市道路線の認定について

（予算特別委員長報告）

日程第 7 議第 41号 令和7年度南陽市一般会計補正予算（第1号）

（追加議案）

日程第 8 議第 48号 令和7年度南陽市一般会計補正予算（第2号）

日程第 9 議第 49号 令和7年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 10 発議第3号 日米地位協定の見直しを求める意見書の提出について

閉 会

---

本日の会議に付した事件

議事日程第４号に同じ

---

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（16名）

|      |       |       |    |      |   |   |   |   |    |
|------|-------|-------|----|------|---|---|---|---|----|
| 1 番  | 高 岡   | 遼 多   | 議員 | 2 番  | 大 | 友 | 太 | 朗 | 議員 |
| 3 番  | 茂 出 木 | 純 也   | 議員 | 4 番  | 佐 | 藤 | 和 | 広 | 議員 |
| 5 番  | 中 村   | 孝 律   | 議員 | 6 番  | 外 | 山 | 弘 | 樹 | 議員 |
| 7 番  | 佐 藤   | 信 行   | 議員 | 8 番  | 小 | 松 | 武 | 美 | 議員 |
| 9 番  | 濱 田   | 藤 兵 衛 | 議員 | 10 番 | 伊 | 藤 | 英 | 司 | 議員 |
| 11 番 | 須 藤   | 清 市   | 議員 | 12 番 | 山 | 口 | 裕 | 昭 | 議員 |
| 13 番 | 島 津   | 善 衛 門 | 議員 | 14 番 | 高 | 橋 | 一 | 郎 | 議員 |
| 15 番 | 板 垣   | 致 江 子 | 議員 | 16 番 | 遠 | 藤 | 榮 | 吉 | 議員 |

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

|         |             |         |                 |
|---------|-------------|---------|-----------------|
| 白 岩 孝 夫 | 市 長         | 大 沼 豊 広 | 副 市 長           |
| 長 沢 俊 博 | 総 務 課 長     | 穀 野 純 子 | みらい戦略課長         |
| 小 野 勝 司 | 情報システム主幹    | 島 貫 正 行 | 財 政 課 長         |
| 大 沼 清 隆 | 税 務 課 長     | 川 合 俊 一 | 総 合 防 災 課 長     |
| 竹 田 啓 子 | 市 民 課 長     | 高 橋 直 昭 | 福 祉 課 長         |
| 佐 藤 幸 代 | 障がい支援主幹     | 嶋 貫 憲 仁 | すこやか子育て課長       |
| 山 口 広 昭 | 農 林 課 長     | 渡 邊 正 規 | 商 工 観 光 課 長     |
| 嶋 貫 幹 子 | 観 光 振 興 主 幹 | 加 藤 善 和 | 建 設 課 長         |
| 遠 藤 晃 司 | 上 下 水 道 課 長 | 高 橋 宏 治 | 会 計 管 理 者       |
| 堀 裕 一   | 教 育 課 長     | 鈴 木 博 明 | 管 理 課 長         |
| 安 達 心   | 学 校 教 育 課 長 | 田 中 聡   | 社 会 教 育 課 長     |
| 角 田 朋 行 | 史 跡 文 化 主 幹 | 吉 田 茂 樹 | 選 挙 管 理 委 員 会 長 |
| 青 木 勲   | 代 表 監 査 委 員 | 佐 野 毅   | 監 査 委 員 事 務 局 長 |
| 山 内 美 穂 | 農 業 委 員 会 長 |         | (併) D X 普 及 主 幹 |

事務局職員出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 太 田 徹   | 事 務 局 長 | 江 口 美 和 | 局 長 補 佐 |
| 小 阪 郁 子 | 庶 務 係 長 | 楠 賢 史   | 書 記     |

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 開 議

○議長（遠藤榮吉議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は、16名全員であります。よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第4号によって進めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで、本日の会議の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 高橋一郎議員。

〔議会運営委員長 高橋一郎議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

6月定例会の最終日であります本日の議会運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

初めに、付託議案及び請願の審査の結果についてですが、各常任委員長報告、続いて予算特別委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行うことにいたしました。

次に、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は、補正予算案2件、発議案1件の計3件であります。

補正予算案2件については、提案理由説明、質疑省略、予算特別委員会に付託し、本会議休憩中、同委員会を開催し審査をいただき、審査終了後、本会議再開、予算特別委員長報告、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

発議案1件については、提案理由説明、委員会付託省略、質疑、討論、表決の順で御審査くださるようお願いいたします。

次に、本日の会議の日程であります、お手元に配付してあります議事日程第4号により行うことといたしました。

以上、本定例会の最終日の運営につきまして、議会運営委員会において協議決定いたしましたので、議員各位の御賛同と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

（総務常任委員長報告）

## 日程第1 議第44号から

## 日程第3 請願第2号まで計3件

○議長 日程第1 議第44号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（小滝辺地）から日程第3 請願第2号 日米地位協定の見直しを求める意見書の提出についてまでの議案2件及び請願1件を議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案2件及び請願1件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 須藤清市議員。

〔総務常任委員長 須藤清市議員 登壇〕

○総務常任委員長 私から、総務常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案2件、請願1件について、日程に従い、去る6月11日午前10時から議員全員協議会室において、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。

初めに、議第44号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（小滝辺地）を申し上げます。

本案は、小滝辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備の推進に当たり、総合整備計画を策定するために、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

当局より、計画の対象となる地域は小滝上、中、下及び居残り沢を含む19.47平方キロメートルであること。

計画の内容は、地域住民生活の向上、地域経済の活性化のために消防施設として可搬式送水装置の配備とポンプ自動車の購入、ポンプ庫の改築、除雪機械としてロータリー除雪車の導入、そのほかスクールバスの更新、小滝多目的集会施設2階和室の改修を行っていくものであること。

総事業費は、1億1,050万円。そこに係る一般財源1億650万円のうち財政上の特別措置である辺地対策事業債7,960万円を活用する予定であること。計画期間は、今年度から令和11年度までの5年間の計画であることの説明がありました。

委員からは、過去に同様の計画があったか、また、近隣市町の状況について質問があり、当局よりこれまで梨郷の平野、山ノ内、それから中川の釜渡戸が該当していたという経緯があること、そして高島町や飯豊町で地区を指定していることの説明がなされました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第45号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（中川辺地）を申し上げます。

本案についても、議第44号同様に財政上の特別措置である辺地対策事業債を活用して地域住民の生活向上、地域経済の活性化を図る整備を行う計画であります。

当局より、計画の対象となる地域は新田、川樋、小岩沢、元中山及び釜渡戸合わせて15.33平方キロメートル。

整備内容は、可搬式送水装置の配備、耐震性貯水槽の設置、ポンプ庫の改築、ロータリー除雪車の導入、スクールバスの更新を行い、総事業費は1億2,560万円。そこに係る一般財源1億2,160万円全額に辺地対策事業債を活用する予定であること。

計画期間は今年度から令和11年度までの5年間の計画であることの説明がありました。

委員から、こうした計画に住民意見を反映する方法はあるのかとの質問があり、当局より地区の御要望があれば協議をさせていただき、所管課でも検討を進めていくこと、今後計画の変更が必要となった場合、改めて議会の議決が必要になることの説明がなされました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願第2号 日米地位協定の見直しを求める意見書の提出についてを申し上げます。

本請願は、在日米軍基地に起因する諸問題から国民の生命財産及び基本的人権を守るために、日米地位協定の見直しを求める意見書を国に提出するよう求めるものであります。

委員より、これまで日米地位協定の問題点が指摘されているが、協定が締結されてから一度も改定がなされていない。国会で議論することが重要であって、地方議会から国に訴えていかなければならないとの意見が出されました。

審査の結果、願意妥当と認め、全員異議なく採択と決した次第であります。

以上、総務常任委員会の報告といたします。終わります。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。



（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第44号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（小滝辺地）から請願第2号 日米地位協定の見直しを求める意見書の提出についてまでの議案2件及び請願1件について、総務常任委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。

よって、議第44号から請願第2号までの議案2件及び請願1件は、総務常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

（文教厚生常任委員長報告）

日程第4 議第43号 南陽市介護保険給付基金条例等の一部を改正する条例の設定について

○議長 日程第4 議第43号 南陽市介護保険給付基金条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

ただいま議題となっております議案1件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 山口裕昭議員。

〔文教厚生常任委員長 山口裕昭議員 登壇〕

○文教厚生常任委員長 おはようございます。

私から、文教厚生常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において当委員会に付託されました議案1件について、日程に従い、去る6月12日午前10時から議員全員協議会室において、関係

課長等の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議第43号 南陽市介護保険給付基金条例等の一部を改正する条例の設定について申し上げます。

本案は、介護保険法第115条の49の規定に基づき市町村が実施する保健福祉事業の実施に当たり、介護を取り巻く環境の変化や上位法の改正等に迅速かつ柔軟に対応するとともに、その財源として介護給付基金を活用するため、南陽市介護保険給付基金条例及び南陽市介護保険条例の一部を改正するものであります。

当局より、初めに南陽市介護保険給付基金条例の一部改正については、題名を南陽市介護保険給付基金条例から南陽市介護保険給付等基金条例に改めるとともに、第1条の設置目的にも保険給付の次に等を加え、第4条の処分、取崩しを行うことができる場合、保健福祉事業の経費に充てるときを追加するものであること。

次に、南陽市介護保険条例の一部改正については、市が実施する保健福祉事業について、現在、個別事業として重度要介護者介護手当を条例に掲げているが、介護環境の変化などに迅速かつ柔軟に対応するため、条例では包括的に保健福祉事業を行うものとし、具体的な事業の実施については南陽市介護保険条例施行規則に委任するものであるとの説明がなされました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結

いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第43号 南陽市介護保険給付基金条例等の一部を改正する条例の設定について、文教厚生常任委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第43号は、文教厚生常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

（産業建設常任委員長報告）

日程第5 議第46号及び

日程第6 議第47号の計2件

○議長 日程第5 議第46号 南陽市道路線の廃止について及び日程第6 議第47号 南陽市道路線の認定についての議案2件を、議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 伊藤英司議員。

〔産業建設常任委員長 伊藤英司議員 登壇〕

○産業建設常任委員長 おはようございます。

私から、産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案2件について、日程に従い、去る6月13日午前10時から、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について、御報告申し上げます。

議第46号 南陽市道路線の廃止について及び議第47号 南陽市道路線の認定について申し上げます。

両議案は、関連がありますので、一括して審査を行いました。

初めに、議第46号は市道1路線の廃止であります。緑町4号線を県に移管するため廃止するものであります。

次に、議第47号は市道3路線の認定であります。南陽警察署北西線及び若狭郷屋玉ノ木線は、民間の宅地開発道路が完成したことにより新たに市道認定するものであります。

また、蒲生田関口3号線は、蒲生田関口線が開通したことに伴い、第1蒲生田踏切が閉鎖になったため、既存の道路の取付道路として認定するものであります。

議第46号廃止1路線、議第47号認定3路線について、現地調査を行い慎重に審査した結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの産業建設常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第46号 南陽市道路線の廃止について及び議第47号 南陽市道路線の認定についての議案2件は、産業建設常任委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第46号及び議第47号の議案2件は、産業建設常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第41号は、予算特別委員長報告のとおり決しました。

（予算特別委員長報告）

日程第7 議第41号 令和7年度南陽市一般会計補正予算（第1号）

○議長 日程第7 議第41号 令和7年度南陽市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

ただいま議題となっております補正予算議案1件について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 山口裕昭議員。

〔予算特別委員長 山口裕昭議員 登壇〕

○予算特別委員長 私から、予算特別委員会の御報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は、令和7年度一般会計補正予算1件であります。

これを審査するため、去る6月17日委員会を開催し、審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみを御報告させていただきます。

議第41号 令和7年度南陽市一般会計補正予算（第1号）は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第41号 令和7年度南陽市一般会計補正予算（第1号）は、予算特別委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

委員会報告書

各委員会に付託された事件について、審査の結果別紙のとおり決しましたので、会議規則第110条及び第147条の規定により報告します。

なお、決定に対する理由、意見等は委員長報告によって承知されたい。

令和7年6月20日

総務常任委員長 須藤 清 市

文教厚生常任委員長 山 口 裕 昭

産業建設常任委員長 伊 藤 英 司

予算特別委員長 山 口 裕 昭

南陽市議会議長 遠 藤 榮 吉 殿

令和 7 年 6 月 定例会 議案 審査 結果 表

7 . 6 . 2 0

付 託 委員会	議案番号	件 名	審 査 の 結 果
総 務	議第 4 4 号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（小滝辺地）	原案可決
	議第 4 5 号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（中川辺地）	原案可決
文 教 厚 生	議第 4 3 号	南陽市介護保険給付基金条例等の一部を改正する条例の設定について	原案可決
産 業 建 設	議第 4 6 号	南陽市道路線の廃止について	原案可決
	議第 4 7 号	南陽市道路線の認定について	原案可決
予 算 特 別	議第 4 1 号	令和 7 年度南陽市一般会計補正予算（第 1 号）	原案可決

令和 7 年 6 月 定例会 請願 審査結果表

7. 6. 20

付 託 委 員 会	受理年月日 受 理 番 号	件 名 請 願 者	紹 介 議 員	審査結果	摘 要
総 務	7. 5. 26 請願第 2 号	日米地位協定の見直しを求める意見書 の提出について 鶴岡市水沢字行司免 43-13 沖縄に応答する会@山形 代表 漆山 ひとみ	板垣 致江子	採 択	

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

(追加議案)

日程第8 議第48号及び

日程第9 議第49号の計2件

○議長 日程第8 議第48号 令和7年度南陽市一般会計補正予算(第2号)及び日程第9 議第49号 令和7年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議事の都合により一括議題といたします。

この際、市長に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

ただいま上程されました議第48号 令和7年度南陽市一般会計補正予算(第2号)及び議第49号 令和7年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第1号)の補正予算案2件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第48号 令和7年度南陽市一般会計補正予算(第2号)について申し上げます。

補正の内容は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受けて実施する事業で、令和6年分所得税額等が確定したことにより実施する定額減税補足給付金(不足額給付)事業費の追加。

米の長引く価格高騰を受け、消費者の米離れによる消費減退を防ぐとともに、市民の家計を応援するため、全市民にお米券を配布する南陽市お米券事業費の追加。

物価高騰が続いても学校給食の内容を維持できるように、食材購入を支援する学校給食物価高騰対策事業費の補正を行うものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金で措置いたしますのでございます。

次に、議第49号 令和7年度南陽市介護保険

特別会計補正予算(第1号)について、申し上げます。

補正の内容は、市内の訪問介護事業所に対し、基本報酬の引き下げ相当分を支援する訪問介護事業所経営安定化支援事業費の追加を行うものでございます。

財源につきましては、介護給付基金繰入金で措置いたしますのでございます。

以上、補正予算案2件につきまして提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。

質疑は予算特別委員会において行うこととし、この際、質疑を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、この際、質疑を省略することに決しました。

ただいま議題となっております補正予算議案2件は、会議規則第37条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり予算特別委員会に付託いたします。

それでは、予算特別委員会を休憩中に開催し、審査を願います。

令和 7 年 6 月 定 例 会 議 案 付 託 表

7 . 6 . 2 0

付 託 委 員 会	議案番号	件 名	件 数
予 算 特 別	議第 4 8 号	令和 7 年度南陽市一般会計補正予算（第 2 号）	2
	議第 4 9 号	令和 7 年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	

○議長　ここで暫時休憩といたします。
再開は、予鈴をもってお知らせいたします。
午前10時27分　休　憩

午前10時39分　再　開

○議長　再開いたします。
休憩前に引き続き、会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

（予算特別委員長報告）

○議長　ただいま議題となっております議第48号 令和7年度南陽市一般会計補正予算（第2号）及び議第49号 令和7年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長　山口裕昭議員。

〔予算特別委員長　山口裕昭議員　登壇〕

○予算特別委員長　私から、予算特別委員会の御報告を申し上げます。

本定例会最終日において、当委員会に付託されました案件は、令和7年度各会計補正予算2件であります。

これを審査するため、休憩中に委員会を開催し、審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみを御報告させていただきます。

議第48号 令和7年度南陽市一般会計補正予算（第2号）

議第49号 令和7年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第1号）

以上、補正予算2件は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長　これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長報告に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第48号 令和7年度南陽市一般会計補正予算（第2号）及び議第49号 令和7年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、予算特別委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　御異議なしと認めます。よって、議第48号及び議第49号の補正予算案2件は、予算特別委員長報告のとおり決しました。

令和 7 年 6 月 定例会 議案 審査結果表

7 . 6 . 2 0

付 託 委員会	議案番号	件 名	審査の 結 果
予 算 特 別	議第 4 8 号	令和 7 年度南陽市一般会計補正予算（第 2 号）	原案可決
	議第 4 9 号	令和 7 年度南陽市介護保険会計補正予算（第 1 号）	原案可決

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

(追加議案)

日程第10 発議第3号 日米地位協定の見直しを求める意見書の提出について

○議長 日程第10 発議第3号 日米地位協定の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。

11番須藤清市議員。

〔11番 須藤清市議員 登壇〕

○須藤清市議員 私から、発議第3号 日米地位協定の見直しを求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

日米地位協定は、在日米軍による施設・区域の在り方や日本における米軍の地位について定めた条約であります。昭和35年に締結されて以来、現在まで一度も改定されておりません。

この間、米軍人等による事件・事故、米軍基地に起因する騒音問題、環境問題が発生しておりますが、在日米軍には原則として我が国の国内法が適用されないなど、我が国の主権が大きく制限されている状況であります。

一方、我が国同様に米軍が駐留しているドイツ、イタリア、イギリスなど他国では、それぞれの国内法が原則として米軍に適用されており、我が国への対応との矛盾が見られるところであります。

こうしたことから、先ほど採択された請願の趣旨に基づき、在日米軍基地に起因する諸問題から国民の生命・財産と基本的人権を守るため、在日米軍への国内法の原則適用等を内容とする日米地位協定の見直しを早急に行うことを求め、別紙意見書を国の関係機関に提出するものであります。

以上、提案申し上げますので、議員各位の御

賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号は、所管の総務常任委員会全員の賛成を得て提案されたものであります。よって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、発議第3号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第3号 日米地位協定の見直しを求める意見書の提出については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり決しました。

最後にお諮りいたします。

本定例会において議決されました議案の中で整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決しました。

以上をもって、本定例会に提案されました議案の審査は全て終了いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

市 長 挨 拶

○議長　　ここで、市長より発言を求められておりますので、これを認めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長　　6月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、追加提案をいたしました議案も含め、慎重に御審議を賜り、原案のとおり、御承認、御同意、そして御可決いただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、このたび、長年にわたる議員としての御活躍が認められ、全国市議会議長会から議員在職25年表彰を受けられ、さらに、全国市議会議長会評議員としての功績により感謝状を受けられました遠藤榮吉議長におかれましては、誠におめでとうございます。心からお祝いとお喜びを申し上げます。

今後とも、ますます御活躍をいただき、市政発展と市民福祉の向上のために、さらなる御尽力を賜りますよう、お願い申し上げる次第でございます。

さて、南陽高校市役所部は、新入部員を迎えて第5期の活動に入っており、3年目となる南陽みらい議会では、南陽みらい市長選挙で当選したシランカ・カワイ新みらい市長を先頭に、今月末から議会がスタートします。議場の使用に御配慮いただき、感謝申し上げます。次世代を担う若者の挑戦を応援してまいりたいと考えておりますので、皆様の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、気温が高い日が続いておりますが、議員各位におかれましては、御自愛

をいただき、御健勝にて御活躍されますことを心から御祈念申し上げまして、お礼の御挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

閉 会

○議長　　これをもちまして令和7年南陽市議会6月定例会を閉会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦勞さまでした。御苦勞さまでした。

午前10時50分　閉　　会

南陽市議会議長

会議録署名議員

同

令和 7 年 6 月 定例会
6 月 1 7 日（火曜日）

予 算 特 別 委 員 会

令和7年6月17日（火）午前10時00分開会・開議

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

山口裕昭 委員長 佐藤和広 副委員長

出席委員氏名

◎出席委員（15名）

1番	高岡	遼多	委員	2番	大友	太朗	委員
3番	茂出	木純	也委員	4番	佐藤	和広	委員
5番	中村	孝律	委員	6番	外山	弘樹	委員
7番	佐藤	信行	委員	8番	小松	武美	委員
9番	濱田	藤兵衛	委員	10番	伊藤	英司	委員
11番	須藤	清市	委員	12番	山口	裕昭	委員
13番	島津	善衛門	委員	14番	高橋	一朗	委員
15番	板垣	致江子	委員				

◎欠席委員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白 岩 孝 夫	市	長	大 沼 豊 広	副 市 長
長 沢 俊 博	総 務 課	長	穀 野 純 子	みらい戦略課長
小 野 勝 司	情 報 シ ス テ ム	幹	島 貫 正 行	財 政 課 長
大 沼 清 隆	主 税 務 課	長	川 合 俊 一	総 合 防 災 課 長
竹 田 啓 子	市 民 課	長	高 橋 直 昭	福 祉 課 長
佐 藤 幸 代	障 が い 支 援 主 幹		嶋 貫 憲 仁	すこやか子育て長
山 口 広 昭	農 林 課	長	渡 邊 正 規	商 工 観 光 課 長
嶋 貫 幹 子	観 光 振 興 主 幹		加 藤 善 和	建 設 課 長
遠 藤 晃 司	上 下 水 道 課	長	高 橋 宏 治	会 計 管 理 者
堀 裕 一	教 育	長	鈴 木 博 明	管 理 課 長
安 達 心	学 校 教 育 課	長	田 中 聡	社 会 教 育 課 長
角 田 朋 行	史 跡 文 化 主 幹		吉 田 茂 樹	選 挙 管 理 委 員 会 長
佐 野 毅	監 査 委 員 事 務 局 長 (併) D X 普 及 主 幹		山 内 美 穂	農 業 委 員 会 長

事務局職員出席者

太 田 徹	事 務 局 長	江 口 美 和	局 長 補 佐
小 阪 郁 子	庶 務 係 長	楠 賢 史	書 記

本日の会議に付した事件

議第41号 令和7年度南陽市一般会計補正予算 (第1号)

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

開 会

- 委員長(山口裕昭委員) 御起立願います。
傍聴席の方もお願いいたします。
おはようございます。
御着席願います。
これより予算特別委員会を開会いたします。
ただいま出席されている委員は15名全員であります。
これより予算の審査に入ります。
本委員会に付託されました案件は、令和7年度補正予算1件であります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議第41号 令和7年度南陽市一般会計補正 予算(第1号)

- 委員長 議第41号 令和7年度南陽市一般会計補正予算(第1号)について審査を行います。
当局の説明を求めます。島貫正行財政課長。
〔財政課長 島貫正行 登壇〕
○財政課長 〔令和7年6月定例会 予算に関する説明書により 議第41号について説明〕省略別冊参照。
○委員長 この際、委員各位並びに当局にお願い申し上げます。
質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願いいたします。
これより質疑に入ります。
補正予算書の予算に関する説明書により、歳入、歳出の順に行います。

最初に、歳入全般、10ページから12ページまでについて質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長 次に、歳出全般及びその他附属資料、13ページから22ページまでについて質疑ございませんか。

14番高橋一郎委員。

- 高橋一郎委員 ちょっと拍子抜けしていますが、歳出全般でいいんですね。

農林水産で、17ページです。林業振興で秋葉山のいわゆる再利用についての予算について伺います。私のちょっと勉強不足で、この内容についてよく分からなくているものですから、もう一度説明をお聞きしながら質問していきたいというふうに思います。

特に、焼損木再利用業務委託というふうなことなんですけれども、具体的にはどのような形で、どこにお願いをするというふうなことなのでしょうか。

- 委員長 答弁を求めます。

山口広昭農林課長。

- 農林課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

秋葉山につきましては、昨年の林野火災以来、再生連絡会議を開きまして、その活用方法については議論を重ね、今年度の当初予算等を基に伐倒処分、今ちょうど旧山小屋があったところにつきましては、焼損が一番激しかったところについては、伐倒処分をおおむね終わったところでございます。

この中でございますけれども、特に今御指摘いただきましたのが秋葉山の焼損木の再利用業務委託ということになるわけでございますけれども、こちらにつきましては、やはり林野火災があったということは、今後、後世においてもきちんと伝えて、山火事の恐ろしさを伝えていくというようなことが大事なんだろうと思ってございます。

その点で、この秋にも、植樹イベントということで全協でも報告させていただきたいと思いますが、そういった様々な市民のお力を借りて、植樹のイベントも実施していきたいと考えております。

一方、この再利用につきましては、焼損木、過去にも全国で様々な例があるんですけれども、焼損木を用いて、やはりそちらを後世に語っていくためのものとして、何か再利用していくというようなことがございまして、南陽市におきましては、例えばベンチとか、あるいは小学生さん、あるいは一般の方にお手伝いいただきながら植樹イベントをしますけれども、その際の例えばコースターとか、そういう焼損木を使って後世にこの山火事を伝えていく、あるいは山火事から防いでいく、こういう教訓を伝えていく、こういった焼損木の再利用の方法を市内の業者さんをお願いしたいというように考えているところでございます。

私からは以上であります。

○委員長 14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。

いい意味でつながっていくという、悪い経験も含めて、それをうまくつなげていくというようなことで、大変いい企画だと思います。

私がちょっと前にも質問したときがあるんですけども、心配しているのは大分再生というか、木々のほうもすごく生えてきて、外から見ると緑にもなってきているということがありますが、これから7月、9月に向けてのいわゆる大雨のシーズンに入った場合の、いわゆる二次災害というんですかね、そういった大雨の災害については大丈夫だというふうなことが前の質問に対する答弁としては返ってきているんですけども、その辺について何か議論はしているのか、あるいはもう大丈夫だというようなことで考えているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長 答弁を求めます。

山口農林課長。

○農林課長 お答え申し上げます。

こちらについては、総合防災課とも連携しております。また、県の総合支庁の河川砂防課、こちらとも十分協議を行いながら、河川砂防課さんのほうについては、再生連絡会議については入っていただいて御指導いただいておりますけれども、河川砂防課さんのほうでは警報発令ごととか、そういう大雨が出たごとに、沢については必ず点検に入っていただいております。逐一その状況については御報告をいただいております。

その点におきましては、過去の大雨災害時においても、去年1年、沢の変化は見られないということで定点観測はいただいているんですけれども、今年度についても定点観測は行っているところでございますので、その点につきましては、市と県が十分に情報を共有しながら災害の未然防止には進めてまいりたいと。こちらについては、市内部ですと総合防災課と一緒にさせていただきたいと思っております。

また、山全体を守っていくということについて、こちらについても県のほうと今協議中ではございまして、今、具体的な策についてはお話しできませんけれども、今度は山全体を守っていくという観点においても、今後、再生連絡会議等で十分な議論を詰めてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○委員長 14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。心配ないというふうに考えたいと思います。

それから、いわゆるこの秋葉山の火災で、ピンチをチャンスにとよく言われるわけですけども、単なる復旧だけではなくて、いわゆる再生、秋葉山をもっともっとうまく活用されるような、そういった考え方をして、いろんな考え方があると思います。道路を遊歩道にしてもっと増や

すとか、様々なことがあるとは思いますが、そういったことの話というのは、再生会議とはまた別個かもしれませんが、あるのかなのか、お伺いしたいと思います。

○委員長 答弁を求めます。

山口農林課長。

○農林課長 お答え申し上げます。

様々な観点から、今、秋葉山の在り方については議論を進めております。その中で、やはり焼損の被害に遭われた地権者の方のお考え、こういったものをどういうふうに市のほうで酌み取っていくかということも重要な案件かと思いますので、個別具体には申し上げませんが、地権者の方とも十分協議を進めながら、今、方向性の打合せを行っているところでございます。

以上であります。

○委員長 14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 市長にお伺いします。

この秋葉山と、それからいわゆる旧ハイジアパークのところの場所というのは、隣接をしている、言ってみれば地続きになっている場合があるわけですが、これを一体として考えていくというふうな構想なんていうのは、市長の現段階としてはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長 旧ハイジアパークの場所については、火災のときに一時現地対策本部を設置したような経緯もあり、火災には無縁のところではないですし、場所も非常に近いということで、一体として考えるということとはございます。

一体として考えるというのは、先ほど課長からも答弁がありましたけれども、今行っている焼損が一番ひどかったところだけでなく、そのほか南側とか東側、東側というか、北側ですかね、そういうところも全体として今後どうやっ

て安全を保ちながら、市民の皆さんに親しまれる秋葉山に再生していくかという基本的なスタンスの下で、全体として考えていくということでございます。

○委員長 14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 最後に要望になりますけれども、今、市長が言われたように、一体として考えていく、そういうふうなことで、私は何度も申し上げていますが、まさしく100年の大計として、ぜひ考えていただきたいというふうに思いますので、要望したいと思います。

○委員長 ほかに御質疑ございませんか。

15番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 14ページ、3款民生費のところでお伺いしたいと思います。

先日、濱田議員のほうから、訪問介護のほうがかなり厳しくなっているというところで一般質問があったんですが、市民の方たちからこんな話を聞いたんですがということで、デイサービスをやる施設がかなり出てくるんじゃないかというお話があったりしたものですから、その辺のところ、市としてはどのように聞いているでしょうか。

○委員長 高橋直昭福祉課長。

○福祉課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

委員のほうからございましたとおり、デイサービスのほうを休止または廃止ということで、そのような状況になっている事業所があるということは承知してございます。

そちらの事業所のほうにお話をお聞きしたところ、人材不足または職員の高齢化と、なかなか職員が集まらないという状況が続いているということで、こちらのほうもできる限り利用されている方が不便を来さないように、再開に向けてお話がいただけないとか、あと、市内の他の事業所のほう、そちらのほうとの利用調整については、利用されている方が困らないよう

にしていきたいということでお話をしているところですよ。

どうしても人手がいなければ成り立たない事業でございますので、今後とも事業所の方の現状については把握をさせていただきながら、介護保険の運営協議会などでも様々な御意見をいただいて、国、県の支援策、また市として何ができるかということを探求していきたいというふうに考えています。

以上です

○委員長 15番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 このデイサービスというのは、家庭での介護の負担減、そしてまたリハビリに通っていらっしゃる方たちは、少しでも良くなって、普通の生活ができればいいということで頑張っているんですが、そこが休業したり廃止したりすると、行ける場所がなくなるというところで、本当に今、現役生、私たちの年代の人たちもこれからどうなるんだろうという心配はしているんですね。

本当にそこは大事なところだと思いますが、これから利用調整とか、あと国、県の支援ということで、国とか県のほうからは何かそれに対して支援的なものは決まっているものがあるのでしょうか。

○委員長 答弁を求めます。

高橋福祉課長。

○福祉課長 お答えいたします。

いずれも人材不足ということが主な原因というふうに聞いてございます。

県のほうでは、人材確保の育成ということで、介護福祉士資格の取得資金の貸付け、また福祉分野への再就職準備金の貸付け、いずれも返還の免除規定もございますが、そういった資金的な部分の支援、また外国人人材の受入れに係る相談窓口の設置を行っているところです。

また、そのほかの県のほうでは、この5月からになりますが、国の物価高騰対応の臨時交付

金を活用しました燃料費、食材費、また人件費に係る支援をしております。

あと、国のほうにつきましても、人材確保育成につきましては、生産性向上や業務効率化計画を策定したりした事業所に対しましての補助金、またハローワークと協力しての求職イベントの実施、また介護ロボットなどデジタル技術を活用した介護の負担の軽減、こういったところを県、国のほうでは事業として実施しているところであります。

以上です。

○委員長 15番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 いろいろな支援が今考えられているようですが、今現在、若い人たちがそこに行こうとしないというのは、やはり介護関係の職業というのは本当に厳しいと思います。体力もなければできません。

そういうことを考えると、市としてもぜひ強力に国、県の支援を使いながら、人材の確保に御尽力いただきたいと思います。市長として最後によろしくお願いします。

○委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長 この介護の人材不足については、もう本当に構造的な制度の問題が根本にあるというふうに感じているところです。

それについては、全国市長会等を通じて、介護が持続可能な制度になるようにという要望は引き続き強く継続してまいりたいというふうに思っておりますけれども、先般御提案申し上げました訪問介護における市独自の支援も行いまして、そのほかの面においても何が必要か、市ができる部分は限られますが、しっかり注視して、できることは対応してまいりたいと考えております。

○委員長 15番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 介護を受けなければならない、サービスを受けなければならないという人

たちの心配は本当に多大でございますので、ぜひ頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかに御質問ございませんか。

14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　18ページの消防費のトイレカー購入費についてお伺いしたいと思います。

これは補正ですので、トータルで幾らになるのかというようなことを改めてお伺いしたいということと、これは隣接の市町ではあまり聞いたことがないんですけれども、この辺では本市が一番早い導入になるのかですね。

あと、もう一点、これはいわゆる自主財源が補正予算ではない、いわゆる国県補助というふうに思っていますけれども、ということは、いわゆる汎用的なことができるのかどうか。ひもつきの補助金で、例えば災害オンリーというふうなものになるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長　答弁を求めます。

川合俊一総合防災課長。

○総合防災課長　ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、1点目、トータルの費用ということでございますが、当初は中型トイレカーを導入する計画で、予算として1,725万5,000円を計上しておりました。

しかしながら、予算成立後に製造元から中型車の製造中止の通知があり、調達が困難となりました。そのため、同等以上の機能を有した代替え車両の選定を進めた結果、大型トイレカーへ仕様変更を行ったものです。

この変更に伴いまして、車両本体価格や架装費用が高くなるため、今回補正として1,826万7,000円の増額ということで、トータルで3,552万2,000円ということでございます。

メーカーの都合による状況変化に対応するための措置であり、必要性を御理解賜りますよう

お願い申し上げます。

続きまして、2点目の隣接市町の導入の状況ということでございますが、現在のところ隣接ということで、例えば東南置賜とか、県内のほうのところに照会をかけて、トイレカーの購入についてやっていることはございません。

あと3点目、財源のことに伴って汎用性のことということで、いわゆる平常時に利用ということでお答えさせていただきたいと思いますが、トイレカーは災害時の使用を最優先に想定していますが、市主催の防災訓練あるいはイベントには活用も可能と考えております。

財源については、本事業につきましては、緊急防災・減災事業債ということで、交付により整備を進める方針としております。

以上です。

○委員長　14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　分かりました。

隣接市町に私はあまり記憶がないと思うんです。そうすると、例えば風水害の場合は、ほとんどここ、隣接市町に大体被害があると思うんですけれども、何か特別な別の災害があって、例えば隣の町で何かそういったことで必要があったというふうな場合とか、そういうのは、貸出しというようなことは考えられるのかということ。

それから、今、答弁があったように、災害あるいは防災、それから市が行うイベントの中には当然観光も入ってくると思っているんですけれども、そういったところで使用していくといった場合での様々な利用に関するマニュアル、あるいは管理に関するマニュアルというのが必要だと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○委員長　答弁を求めます。

川合総合防災課長。

○総合防災課長　お答えいたします。

初めに1点目の貸し借りといたしますか、それ

は可能かということの御質問でございますが、現時点では、例えば近隣の市町あるいは民間業者への貸出しは原則行わない方針と考えております。

続いて2点目、観光のイベント等もあった場合のマニュアルの必要性ということでございますが、現在、いわゆる貸し出した後の衛生管理といたしますか、誰が掃除をするとか消毒をするとか、いろんな管理等もありますので、そちらのほうに関しては、今後、関係機関とともにマニュアルの整備について検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長 今、補足させていただきますけれども、能登半島地震のときに、やはり避難所が過密になり、トイレの環境が悪化して感染症が蔓延した、あるいは体調不良を招いたということもあり、南陽市としても、自分のだけで使うのではなくて、もしよそでそういった大規模な災害があった場合には、当然ながら支援という形で派遣するということは考えております。

○委員長 14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 今、市長が答弁するようなことを再質問したいなと思ったんですけど、分かりました。そのようなスタンスでいないと、やっぱりいろいろな災害時の支援については、それぞれお互いさまのところがありますので、ぜひそういった姿勢でお願いしたいものだというふうに思います。

それから、イメージとして、その車はどのような、例えば大型バスがありますね、あるいは中型のバスがあります、どのくらいの大きさなのか、そして免許は大型免許が必要なのか、お伺いしたいと思います。

○委員長 答弁を求めます。

川合総合防災課長。

○総合防災課長 答えいたします。

1点目の車両のイメージにつきましては、車両の仕様上は、一応大型と呼んでおりますが、ベース車両がいわゆる2トントラックになりますので、道路交通法上は準中型免許で運転が可能です。

したがって、大型免許までは必要ございません。

以上です。

○委員長 14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。

最後に、いわゆる当然、維持管理が必要だと思います。そのくらいの大きさですと、常時、駐車場がどのような形になるのか。野ざらしにすれば当然劣化していくのかななんて思ったりしているんですが、その件についてはどういうふうに考えていますか。

○委員長 答弁を求めます。

川合総合防災課長。

○総合防災課長 答えいたします。

現在のところ、トイレカー専用の保管用の車庫につきましては、確保はされておられません。ただし、災害時にはすぐに出動できる体制を維持することが最優先であるため、既存の公共施設や関係機関との連携を含めまして、適切な保管場所の確保を検討している段階でございます。

以上です。

○委員長 14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 当然、陸運局のほうに申請をして番号をつけていくわけですね。当然、駐車場のことも、車庫についても証明が必要だというふうに思いますけれども、そこは非常に大事なことだと思いますので、早急に決めていただきたいというふうに思います。

最後に要望なんですけど、例えば烏帽子山の桜の開花時期に、やっぱりトイレが足りないとかというふうにあった場合、そういった場合に活用するというふうな考え方で行ってもらいた

いなというふうに思うんですけども、これは今のところは要望にしかないかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長 ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第41号 令和7年度南陽市一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第41号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算1件の審査は終了いたしました。

慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

委員各位の御協力に対し、深く感謝申し上げます。

散 会

○委員長 これをもちまして、予算特別委員会を散会いたします。

御起立願います。

傍聴席の方もお願ひいたします。

どうも御苦勞様でした。

午前10時36分 散 会

令和 7 年 6 月 定例会
6 月 2 0 日（金曜日）

予 算 特 別 委 員 会

令和7年6月20日（金）午前10時28分開議

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

山口裕昭 委員長 佐藤和広 副委員長

出席委員氏名

◎出席委員（15名）

1番	高岡遼多	委員	2番	大友太朗	委員
3番	茂出木純也	委員	4番	佐藤和広	委員
5番	中村孝律	委員	6番	外山弘樹	委員
7番	佐藤信行	委員	8番	小松武美	委員
9番	濱田藤兵衛	委員	10番	伊藤英司	委員
11番	須藤清市	委員	12番	山口裕一	委員
13番	島津善衛門	委員	14番	高橋一	委員
15番	板垣致江子	委員			

◎欠席委員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白 岩 孝 夫 市 長	大 沼 豊 広 副 市 長
長 沢 俊 博 総 務 課 長	穀 野 純 子 みらい戦略課長
小 野 勝 司 情 報 シ ス テ ム 幹	島 貫 正 行 財 政 課 長
大 沼 清 隆 税 務 課 長	川 合 俊 一 総 合 防 災 課 長
竹 田 啓 子 市 民 課 長	高 橋 直 昭 福 祉 課 長
佐 藤 幸 代 障 が い 支 援 主 幹	嶋 貫 憲 仁 す こ や か 子 育 て 長
山 口 広 昭 農 林 課 長	渡 邊 正 規 商 工 観 光 課 長
嶋 貫 幹 子 観 光 振 興 主 幹	加 藤 善 和 建 設 課 長
遠 藤 晃 司 上 下 水 道 課 長	高 橋 宏 治 会 計 管 理 者
堀 裕 一 教 育 長	鈴 木 博 明 管 理 課 長
安 達 心 学 校 教 育 課 長	田 中 聡 社 会 教 育 課 長
角 田 朋 行 史 跡 文 化 主 幹	吉 田 茂 樹 選 挙 管 理 委 員 会 長
佐 野 毅 監 査 委 員 事 務 局 長 (併) D X 普 及 主 幹	山 内 美 穂 農 業 委 員 会 長

事務局職員出席者

太 田 徹 事 務 局 長	江 口 美 和 局 長 補 佐
小 阪 郁 子 庶 務 係 長	楠 賢 史 局 書 記

本日の会議に付した事件

議第48号 令和7年度南陽市一般会計補正予算
(第2号)

議第49号 令和7年度南陽市介護保険特別会計補
正予算(第1号)

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

開 議

○委員長(山口裕昭委員) これより予算特別委
員会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は15名全員であ
ります。

これより予算の審査に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**議第48号 令和7年度南陽市一般会計補正
予算(第2号)**

○委員長 本定例会最終日において、本委員会
に付託されました案件は、令和7年度補正予算
2件であります。

初めに、議第48号 令和7年度南陽市一般会
計補正予算(第2号)について、審査を行います。

当局の説明を求めます。島貫正行財政課長。

〔財政課長 島貫正行 登壇〕

○財政課長 〔令和7年6月定例会 予算に関
する説明書により 議第48号に
ついて説明〕省略別冊参照。

○委員長 この際、委員各位並びに当局にお願
い申し上げます。

質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、
簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願い
いたします。

これより質疑に入ります。

補正予算書の予算に関する説明書により、行

います。

歳入歳出全般及びその他附属資料8ページか
ら13ページまでについて質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終
結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望はございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論
を終結いたします。

お諮りいたします。

議第48号 令和7年度南陽市一般会計補正予
算(第2号)は、原案のとおり可決すべきもの
と決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第48号は原案のとおり可決すべき
ものと決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**議第49号 令和7年度南陽市介護保険特別
会計補正予算(第1号)**

○委員長 次に、議第49号 令和7年度南陽市
介護保険特別会計補正予算(第1号)について、
審査を行います。

当局の説明を求めます。島貫財政課長。

〔財政課長 島貫正行 登壇〕

○財政課長 〔令和7年6月定例会 予算に関
する説明書により 議第49号に
ついて説明〕省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出全般、22ページから23ページまで
について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終
結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第49号 令和7年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第49号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本定例会最終日において、本委員会に付託されました令和7年度補正予算2件の審査は終了いたしました。

慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

委員各位の御協力に対し、深く感謝申し上げます。

閉 会

○委員長 これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

どうも御苦勞さまでした。

午前10時37分 閉 会

予算特別委員長

議 案 等

(令 和 7 年 6 月 定 例 会)

令和6年度南陽市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入 特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	デジタル社会実現に向けた行政システム改修事業費	5,014,000	5,014,000		5,014,000		
3	民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応生活支援給付金給付事業費	78,846,000	13,255,000		13,255,000		
		2 児童福祉費	物価高騰対応生活支援給付金給付事業費（子ども加算）	4,924,000	1,804,000		1,804,000		
6	農林水産費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業費	11,239,000	11,239,000		11,239,000		
			農林水産物災害対策事業費	1,000,000	1,000,000		666,000		334,000
			農業水路等長寿命化・防災減災事業費（農業用ため池廃止）	25,280,000	25,280,000		25,280,000		
7	商工費	1 商工費	緊急経済対策事業費	121,419,000	73,991,000		73,991,000		
			旧ハイジアパーク南陽維持管理事業費	17,471,000	10,871,000			10,871,000	
			総合観光物産センター管理事業費	11,660,000	11,660,000			11,660,000	
8	土木費	2 道路橋梁費	橋梁補修事業費（交付金事業）	16,000,000	11,079,000		5,818,000		5,261,000
		4 都市計画費	都市構造再編集中支援事業費	26,622,000	26,622,000		1,920,000	21,100,000	2,602,000
9	消防費	1 消防費	消防団活性化総合整備事業費	14,791,000	14,791,000			14,700,000	91,000
10	教育費	2 小学校費	小学校一般管理費管理	5,341,000	5,341,000				5,341,000
		3 中学校費	中学校一般管理費管理	330,000	330,000				330,000
		4 幼稚園費	通園バス等特別運行事業費	4,370,000	4,300,000				4,300,000
		6 保健体育費	体育施設一般事務費	381,300,000	381,300,000			381,300,000	
合 計			724,607,000	596,877,000		138,987,000	417,100,000	22,531,000	18,259,000

令和7年6月2日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

令和6年度南陽市一般会計予算繰越明許費の繰越額報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和6年度南陽市一般会計予算繰越明許費繰越計算書により報告する。

令和7年6月2日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

令和6年度南陽市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出 済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
9 消防費	1 消防費	災害対策一般 事務費	円 621,000	円	円 621,000	円	円 621,000	円	円 280,000	円 341,000	国の通知に基づく令和6年度執行残の繰越し
合 計			円 621,000		円 621,000		円 621,000		円 280,000	円 341,000	

令和7年6月2日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

報第2号

令和6年度南陽市一般会計予算事故繰越しの繰越額報告について
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、令和6年度南陽市一般会計予算事故繰越し繰越計算書により報告する。

令和7年6月2日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

令和6年度南陽市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな即資産の購入限度額	説明	
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金				
1	資本的支出	1 建設改良費	配水本管耐震化工事	93,500,000	0	93,500,000	26,000,000	67,500,000	0	0	0	国の補正予算成立後の事業執行のため。
合 計			93,500,000	0	93,500,000	26,000,000	67,500,000	0	0	0		

令和7年6月2日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

令和6年度南陽市水道事業会計予算の繰越額報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和6年度南陽市水道事業会計予算繰越計算書により報告する。

令和7年6月2日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

令和6年度南陽市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費	吉野川雨水第1・第2幹線事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			90,000,000	0	90,000,000	45,000,000	45,000,000	0	0	0	国の補正予算成立後の事業執行のため。
			12,500,000	0	12,500,000	6,205,000	6,200,000	95,000	0	0	工事施工に伴い、地元関係機関との調整に不測の目撃が生じたため。
合 計			102,500,000	0	102,500,000	51,205,000	51,200,000	95,000	0	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	その他			
1 公共下水道事業費用	3 特別損失	旧大橋地区農業集落排水処理施設解体工事	円 93,000,000	円 33,000,000	円 60,000,000	円 28,674,000	円 31,300,000	円 26,000	円 0	円 0	地中障害物の撤去作業に不測の目撃が生じたため。
合 計			円 93,000,000	円 33,000,000	円 60,000,000	円 28,674,000	円 31,300,000	円 26,000	円 0	円 0	

令和7年6月2日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

令和6年度南陽市下水道事業会計予算の繰越額報告について
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和6年度南陽市下水道事業会計予算繰越計算書により報告する。

令和7年6月2日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

南陽市土地開発公社経営状況説明書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、南陽市土地開発公社に係る令和6年度決算書及び令和7年度事業の計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

令和7年6月2日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

同意第3号

南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を南陽市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、同意を求める。

住 所 南陽市若狭郷屋77番地の1

氏 名 わた なべ 渡 部 とき ひろ 時 裕

生年月日 昭和34年6月10日

提 案 理 由

任期満了に伴う選任のため。

令和7年6月2日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

同意第4号

南陽市池黒財産区管理委員の選任について

次の者を南陽市池黒財産区管理委員に選任することについて、南陽市財産区管理条例（昭和42年条例第94号）第4条の規定により、同意を求める。

住 所 南陽市池黒1446番地

氏 名 たか の 高 野 ゆう じ 祐 次

生年月日 昭和38年4月25日

提 案 理 由

欠員に伴う選任のため。

令和7年6月2日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

議第41号

令和7年度南陽市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度南陽市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153,672千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,363,672千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年6月2日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補 正 の 額	補 正	額	計
14 国庫支出金		千円		千円	千円
		2,252,850		△12,396	2,240,454
15 県支出金	2 国庫補助金	958,917		△12,396	946,521
		1,447,390		54,439	1,501,829
	2 県補助金	625,894		54,247	680,141
17 寄附金	3 委託金	102,799		192	102,991
		1,005,935		1,000	1,006,935
	1 寄附金	1,005,935		1,000	1,006,935
18 繰入金		1,510,677		43,782	1,554,459
	2 基金繰入金	1,505,609		43,782	1,549,391
20 諸収入		411,365		4,947	416,312
	5 雑入	369,570		4,947	374,517
21 市債		703,000		61,900	764,900
	1 市債	703,000		61,900	764,900
歳 入	合 計	17,210,000		153,672	17,363,672

歳出

款	項	補 正 前 の 額	補 正	額	計
2 総務費		千円		千円	千円
	1 総務管理費	2,985,807		3,345	2,989,152
	4 選挙費	2,497,855		3,153	2,501,008
	5 統計調査費	48,855		150	49,005
		58,853		42	58,895
3 民生費		5,638,024		1,375	5,639,399
4 衛生費	1 社会福祉費	2,797,260		1,375	2,798,635
		1,328,883		12,084	1,340,967
	1 保健衛生費	1,012,829		16,332	1,029,161
6 農林水産業費	2 清掃費	310,568		△4,248	306,320
		722,608		75,389	797,997
	1 農業費	658,908		69,553	728,461
7 商工費	2 林業費	63,700		5,836	69,536
		410,871		8,758	419,629
	1 商工費	410,871		8,758	419,629
8 土木費		1,814,830		28,600	1,843,430
	2 道路橋梁費	652,916		28,600	681,516
9 消防費		804,119		18,267	822,386
	1 消防費	804,119		18,267	822,386
10 教育費		1,692,931		5,854	1,698,785
	1 教育総務費	254,709		929	255,638
	2 小学校費	212,542		821	213,363
	4 幼稚園費	173,602		612	174,214
	7 学校給食費	156,798		3,492	160,290
歳 出	合 計	17,210,000		153,672	17,363,672

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

追 加		事 項		期 間	限 度 額
				自 至	
		天災対策資金利子補給補助金		令和8年度 令和11年度	80
		災害・経営安定対策資金利子補給補助金		自 至	1,815
		赤湯小学校給食調理等業務委託料		令和8年度 令和9年度	59,985

第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域公共交通再構築事業	19,600	20,000	借入先との協定 による。	借入先との協定 による。	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 据置期間及び償還年限を短 縮し、繰上償還をし、又は 低利債に借り換えることが できる。
道路橋梁整備事業	186,000	229,200			
地震対策緊急整備事業	156,900	175,200			

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

- | | | | |
|---|------------|--------------|----------------------|
| 1 | 取得しようとする財産 | 除雪ドーザ（9 t 級） | 1 台 |
| 2 | 取得予定価格 | 17,999,300 円 | |
| 3 | 取得の相手方 | 所在地 | 米沢市大字花沢字八木橋東二3269-11 |
| | | 商号又は名称 | コマツ山形株式会社 |
| | | 代表者氏名 | 支店長 栗田 忠行 |

提案理由

除雪ドーザ（9 t 級）を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。

令和7年6月2日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

南陽市介護保険給付基金条例等の一部を改正する条例の設定について

南陽市介護保険給付基金条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

南陽市介護保険給付基金条例等の一部を改正する条例

（南陽市介護保険給付基金条例の一部改正）

第1条 南陽市介護保険給付基金条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

南陽市介護保険給付等基金条例

第1条中「保険給付」の次に「等」を加える。

第4条を次のように改める。

（処分）

第4条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り処分することができる。

(1) 介護保険給付費用に不足が生じこの費用に充てるとき。

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の49の規定により市が実施する保健福祉事業の経費に充てるとき。

（南陽市介護保険条例の一部改正）

第2条 南陽市介護保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の3中「として、重度要介護者介護手当を支給する」を「を行うものとし、当該事業に関し必要な事項は、規則で定める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法の規定に基づく保健福祉事業の実施に当たり、その財源として南陽市介護保険給付基金を活用するため。

令和7年6月2日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について (小滝辺地)

小滝辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 (昭和 3 7 年法律第 8 8 号) 第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

提 案 理 由

小滝辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を推進するため、総合整備計画を策定するものである。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

山形県南陽市 小滝辺地
(辺地の人口 142 人 面積 19.47km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 南陽市小滝上、小滝中、小滝下、居残沢
- (2) 地域の中心の位置 南陽市小滝 280 番地の 2
- (3) 辺地度数 146 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

本地域は、南陽市の中心部(市役所)から15.1km離れた、市の最北に位置する山間の集落です。山間部であるため降雪量が市街地よりも多く、また、消防署から離れているため、火災の発生時には常備消防に先立って地域での対応が必要となります。商業施設や金融機関、医療機関など生活に必要な施設が地域内には立地していないため、住民は赤湯駅と地域を結ぶ 1 日 5 往復の市民バスや、自家用車に頼って生活しています。

(1) 消防施設

非常備消防の充実とは地域住民の生命、財産を守るために必要不可欠です。地域防災力の強化のため、辺地内の消防団に可搬式送水装置やポンプ自動車の購入、ポンプ庫の改築を計画します。

(2) 除雪機械

山間部にあるため降雪が多く、除雪だけではなく排雪を含めた取組が必要となります。ロータリー除雪車を導入し、排雪を効果的に行うことで、降雪期の市道幅員の確保に努めます。

- (3) 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車、渡船施設又は寄宿舎

地域内に義務教育施設はなく、地域の小学生はスクールバスに乗りして12.3km離れた宮内小学校に通っている。山間部と都市部を結ぶ路線のため、スクールバスの損耗が酷く、子供の安全安心な通学環境を保つためにも、スクールバスを定期的に更新する必要があります。

(4) 公民館その他の集会施設

辺地内には公民館が所在しないため、小滝多目的集会施設が地域住民の集いの場として活用されている。しかしながら、多人数が参集できる 2 階大部屋は和室となっており、高齢者が利用しにくい仕様となっている。2 階和室の改修を行い、高齢者でも参集しやすい環境を整備します。

3. 公共施設の整備計画

令和7年度から令和11年度までの5年間

(単位:千円)

区分 施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	南陽市	63,000	0	63,000	63,000
道路及び渡船施設	南陽市	0	0	0	0
除雪機械	南陽市	35,000	0	35,000	8,100
住民の交通の便に供する ための自動車	南陽市	0	0	0	0
農業(畜産業を含む。)、 林業又は漁業の経営の近 代化のための施設	南陽市	0	0	0	0
小学校、中学校若しくは 義務教育学校又は中等教 育学校の前期課程の児童 又は生徒の通学を容易に するための自動車、渡船 施設又は寄宿舎	南陽市	10,000	4,000	6,000	6,000
公民館その他の集会施設	南陽市	2,500	0	2,500	2,500
合計		110,500	4,000	106,500	79,600

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（中川辺地）

中川辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

提 案 理 由

中川辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を推進するため、総合整備計画を策定するものである。

令和 7 年 6 月 2 日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

山形県南陽市 中川辺地
 (辺地の人口 1,178 人 面積 15.33 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 南陽市新田、川樋、小岩沢、元中山、釜渡戸
- (2) 地域の中心の位置 南陽市小岩沢204番地の6
- (3) 辺地度数 116点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

本地域は、南陽市の中心部(市役所)から9.2km離れた、市の東部に位置する山間の集落です。山間部であるため降雪量が市街地よりも多く、また、消防署から離れているため、火災の発生時には常備消防に先立って地域での対応が必要となります。商業施設や金融機関、医療機関など生活に必要な施設が地域内には立地していないため、住民は赤湯駅と地域を結ぶ1日3、5往復の市民バスや、自家用車に頼って生活しています。

(1) 消防施設

非常備消防の充実には地域住民の生命、財産を守るために必要不可欠です。地域防災力の強化のため、辺地内の消防団に可搬式送水装置を配備し、耐震性貯水槽設置工事の実施やポンプ庫の改築を計画します。

(2) 除雪機械

山間部にあるため降雪量が多く、除雪だけではなく排雪を含めた取組が必要となります。ロータリー除雪車を導入し、排雪を効果的に行うことで、降雪期の市道幅員の確保に努めます。

- (3) 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車、渡船施設又は寄宿舎

地域内に義務教育施設はなく、地域の小学生はスクールバスに乗りして8.7km離れた赤湯小学校に通っている。山間部と都市部を結ぶ路線のため、スクールバスの損耗が酷く、子供の安全安心な通学環境を保つためにも、スクールバスを定期的に更新する必要があります。

3. 公共施設の整備計画

令和7年度から令和11年度までの5年間

区分 施設名		事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
消防施設		南陽市	80,600	0	80,600	80,600
道路及び渡船施設		南陽市	0	0	0	0
除雪機械		南陽市	35,000	0	35,000	35,000
住民の交通の便に供する ための自動車		南陽市	0	0	0	0
農業（畜産業を含む。）、 林業又は漁業の経営の近 代化のための施設		南陽市	0	0	0	0
小学校、中学校若しくは 義務教育学校又は中等教 育学校の前期課程の児童 又は生徒の通学を容易に するための自動車、渡船 施設又は寄宿舍		南陽市	10,000	4,000	6,000	6,000
公民館その他の集会施設		南陽市	0	0	0	0
合計			125,600	4,000	121,600	121,600

(単位:千円)

南陽市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、南陽市道路線を次のとおり廃止する。

(廃止路線)

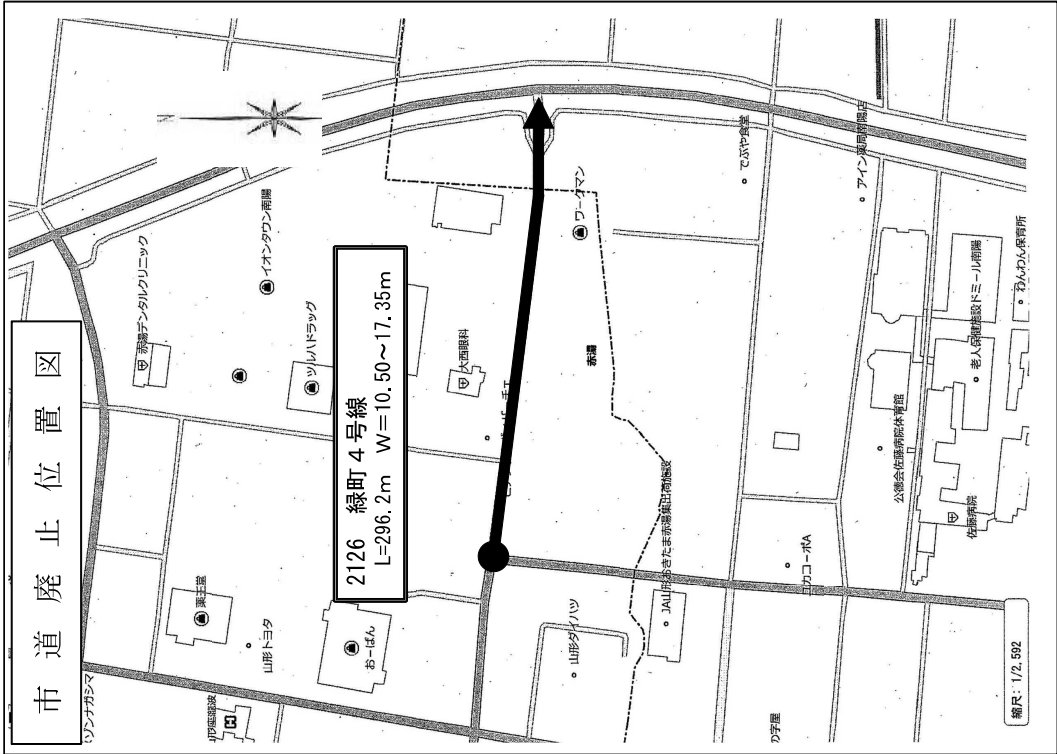
路線番号	路線名	起 点	終 点	備考
2126	緑町4号線	南陽市赤湯 字川尻 2925-1	南陽市赤湯 字川尻 2872-2	

提 案 理 由

南陽市道路線を県に移管するため。

令和7年6月2日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫



南陽市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、南陽市道路線を次のとおり認定する。

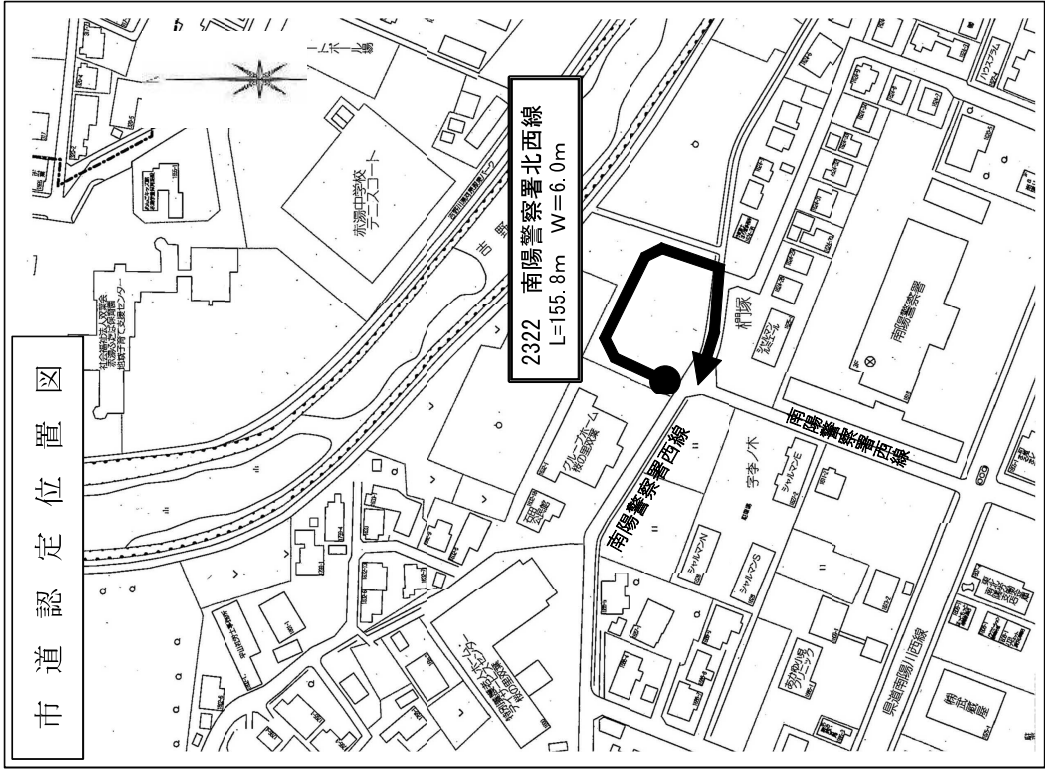
(認定路線)

路線番号	路線名	起 点	終 点	備考
2322	南陽警察署北西線	南陽市柗塚 字李ノ木 1632-21	南陽市柗塚 字李ノ木 1626-1	
3231	蒲生田関口3号線	南陽市蒲生田 字堰口前 703-1	南陽市蒲生田 字堰口前 695-1	
3232	若狹郷屋玉ノ木線	南陽市若狹郷屋 字玉ノ木 777-18	南陽市若狹郷屋 字玉ノ木 777-14	

提 案 理 由
南陽市道路線整備のため。

令和7年6月2日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫



令和 7 年度南陽市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度南陽市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 153,510 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,517,182 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 20 日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		千円 2,240,454	千円 153,510	千円 2,393,964
	2 国庫補助金	946,521	153,510	1,100,031
歳入	合 計	17,363,672	153,510	17,517,182

歳出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		千円	千円	千円
		2,989,152	135,480	3,124,632
7 商工費	1 総務管理費	2,501,008	135,480	2,636,488
		419,629	16,266	435,895
10 教育費	1 商工費	419,629	16,266	435,895
		1,698,785	1,764	1,700,549
	7 学校給食費	160,290	1,764	162,054
歳 出	合 計	17,363,672	153,510	17,517,182

令和 7 年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度南陽市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,472 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,726,787 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 20 日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		千円 619,521	千円 2,472	千円 621,993
	2 基金繰入金	41,342	2,472	43,814
歳入	合 計	3,724,315	2,472	3,726,787

歳出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 保健福祉事業費		千円 6,000	千円 2,472	千円 8,472
	1 保健福祉事業費	6,000	2,472	8,472
歳 出	合 計	3,724,315	2,472	3,726,787

日米地位協定の見直しを求める意見書の提出について

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出します。

令和 7 年 6 月 20 日

提出者	南陽市議会議員	須 藤 清 市
賛成者	同	中 村 孝 律
賛成者	同	小 松 武 美
賛成者	同	高 橋 一 郎
賛成者	同	遠 藤 榮 吉

南陽市議会議長 遠 藤 榮 吉 殿

日米地位協定の見直しを求める意見書

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定により、長年にわたり米軍が駐留を続けている。この間、米軍人等による様々な事件・事故、米軍基地に起因する騒音問題や環境問題が発生している。特に在日米軍基地周辺での航空機の騒音や振動、演習などに伴う環境問題をはじめ、繰り返しられる米軍人による性被害などの事件、事故により住民の生活が脅かされるなどの社会問題が深刻化しているほか、我が国首都上空の一部が米軍の管轄下にあることで民間機の運航に影響が生じるなどの問題も発生している。しかしながら、日米地位協定により在日米軍などには原則として我が国の国内法が適用されないなど、我が国の主権が大きく制限されている状況となっている。

一方、我が国同様に米軍が駐留しているドイツ、イタリア、ベルギー、イギリスなどの他国では、それぞれの国内法が原則として米軍に適用されており、我が国への対応との矛盾が見られるところである。

よって、国においては、在日米軍基地に起因する諸問題から国民の生命・財産と基本的人権を守るため、在日米軍に我が国の国内法の原則適用を旨とする日米地位協定の即時見直しを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 20 日

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

外務大臣 殿

防衛大臣 殿

沖縄基地負担軽減担当大臣 殿

南陽市議会議長 遠 藤 榮 吉